

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年5月11日 |
| 【事業年度】 | 第5期(自2008年1月1日至2008年12月31日) |
| 【会社名】 | 新華ファイナンス・リミテッド (新華財經有限公司、Xinhua Finance Limited) |
| 【代表者の役職氏名】 | 最高経営責任者 ジェイ・リー (Jae Lie, Chief Executive Officer) |
| 【本店の所在の場所】 | ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 石黒 徹 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 |
| 【電話番号】 | 東京 03(6212)8318 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 安部 健介、田井中 克之、米山 岳 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 |
| 【電話番号】 | 東京 03(6266)8596 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1)

本書において使用する下記の語句は、異なる記載がないか又は文脈上、別途必要でない限り、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- ・「実質株主」とは、当社株式の実質的な株主をいいます。
- ・「北京センチュリー・メディア・カルチャー」とは、北京センチュリー・メディア・カルチャー・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「BOABC」とは北京オリエント・アグリビジネス・コンサルタンツ・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「CEIS」とは、中国の正式な国家通信社である新華通信社(「XNA」といいます。)の通信部門である中国経済信息社(チャイナ・エコノミック・インフォメーション・サービスズ)をいいます。
- ・「中国」とは、中華人民共和国をいいます。
- ・「当社」、「提出会社」又は「新華ファイナンス」とは、新華ファイナンス・リミテッドをいいます。
- ・「ケイマン会社法」とは、ケイマン諸島の会社法第22章(1961年法律3統合・改正済)をいいます。
- ・「CSRC」とは、中国証券監督管理委員会をいいます。
- ・「イーコンワールド」とは、イーコンワールド・メディア・リミテッドをいいます。
- ・「本取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいいます。
- ・「FTSE」とは、フィナンシャル・タイムズとロンドン証券取引所の合併会社であるFTSEグループをいいます。
- ・「フォーチュン・チャイナ」とは、運中公開顧問有限公司(フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド)をいいます。
- ・「G7グループ」とは、ザ・ジー・セブン・グループ・インクをいいます。
- ・「GAAP」とは、一般に公正妥当と認められる会計原則をいいます。
- ・「香港」とは、香港特別行政区をいいます。
- ・「IFRS」とは、国際財務報告基準委員会が発行した国際財務報告基準をいいます。

- ・ 「JASDEC」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。
- ・ 「日本円」又は「円」とは、日本国の法定通貨である日本円をいいます。
- ・ 「マーゼント」とは、マーゼント・インクをいいます。
- ・ 「MNI」とは、マーケット・ニュース・インターナショナルをいいます。
- ・ 「PRニュースワイヤー」とは、ピー・アール・ニュースワイヤー・アソシエーション・インクをいいます。
- ・ 「QFII」とは、中華人民共和国の法律に基づく資格を有し、かつ承認された適格外国機関投資家をいいます。
- ・ 「RMB」とは、中華人民共和国通貨である人民元をいいます。
- ・ 「上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション」とは、上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「SMRA」とは、ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インクをいいます。
- ・ 「テイラー・ラファティエー」又は「TR」とは、テイラー・ラファティエー・アソシエイツ・インクをいいます。
- ・ 「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。
- ・ 「ワシントン・アナリシス」又は「WA」とは、ワシントン・アナリシス・コーポレーションをいいます。
- ・ 「当社グループ」とは、当社及びその連結子会社をいいます。
- ・ 「XFI」とは、新華FTSEインデックスをいいます。
- ・ 「XFメディア」とは、新華ファイナンス・メディア・リミテッドをいいます。(2009年1月15日付で株主の承認を得て、2009年2月15日付で新華ファイナンス・メディア・リミテッドは新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッドに社名変更しました。)
- ・ 「XFN」とは、新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッドをいいます。
- ・ 「新華PRニュースワイヤー」又は「XPRN」とは、PRニュースワイヤーとの共同提携事業である新華ピー・アール・ニュースワイヤーをいいます。

(注2)

当社グループの財務諸表のアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)と日本円との換算は、便宜上、財務諸表等規則第130条の規定に準じて、東京外国為替市場における外国為替交換レート(仲値、2008年12月30日現在1米ドル=91.03円)で行われております。金額は、別途明記される場合を除き、千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

当社グループの財務諸表の米ドルと香港ドルとの換算については、1米ドル=7.80香港ドルの外国為替交換レートを使用しております。

(注3)

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

ケイマン会社法

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。ケイマン会社法の各条項は、大要以下のとおりですが、適用される全ての資格要件や例外事項を包含し、又はケイマン会社法及び税制に関する全ての事項を完全に記載したのではなく、各準拠法におけるこれらに相当する条項により異なる場合があります。

運営方法

当社は免除会社であるため、当社の運営は、主としてケイマン諸島外において行われなければなりません。当社は、毎年ケイマン諸島における会社登記官(Registrar of Companies)宛てに年次報告書を提出し、発行される株式資本に基づき計算される手数料を支払う必要があります。

株式資本

当社の授權株式資本は香港ドル建てとなっております。一般的に、ケイマン諸島の会社の株式は額面又は無額面株式により構成されており、記名式又は無記名式の様式により発行されます。当社の場合、基本定款により株式は記名式で発行されるものと規定されております。当社の普通株式は額面20香港ドルの額面株式です。

ケイマン会社法によると、会社が株式をプレミアム付きで発行する場合、その払込みが現金であるか否かにかかわらず、当該株式のプレミアムに係る価値の合計額は、株式払込剰余金勘定(Share Premium Account)と呼ばれる勘定に計上される必要があります。これらの条項は、会社の選択により、他の会社の買収又は消却の手法に従い割当てられ、プレミアム付きで発行される会社の株式に係るプレミアムに対しては適用されないものとされる場合があります。また、ケイマン会社法によると、株式払込剰余金勘定は基本定款及び附属定款において、(a)株主に対する割当又は配当の支払い、(b)全額払込済の株式として株主に対して発行される、会社の未発行株式に対する払込み、(c)ケイマン会社法第37条の条項に従った自己株式の買取及び償還、(d)会社の予備的な費用の清算、(e)会社の株式又は債券の発行に係る費用、支払済手数料又は割引分の清算、及び(f)会社の株式又は債券の償還又は買取におけるプレミアム額の提供の際に、各条項(もしあれば)に従い、当該会社に適用されるものとされています。

なお、かかる株式払込剰余金勘定からの株主に対する割当及び配当は、当該割当又は配当がなされるべき日の翌日に、会社が通常の業務過程において支払期日の到来する負債を支払うことができる場合でない限り、行うことができないものとされています。

また、ケイマン会社法には、株式による責任制限がなされている会社又は保証によって責任制限がなされた株式資本を有する会社は、附属定款において規定されていれば、株主総会の決議により以下のとおり基本定款を変更することができます。

- (a) 適当と判断される額の新株の創設により株式資本を増加すること
- (b) 全部又は一部の株式資本(無額面株式を除きます。)を併合又は分割し、既存株式よりも大きい額とすること
- (c) 全部又は一部の払込済株式(無額面株式を除きます。)を資本に転換し、資本を払込済株式(額面金額を問いません。)に再転換すること
- (d) 株式の全部(無額面株式を除きます。)又は一部を再分割し、基本定款に定める額よりも小さい額の株式とすること。但し、当該再分割において、当該各減額された株につき、払込済の額と払込未完了(もしあれば)の額の割合は、当該減額された株が由来する株式につき、従前と同等とならなければならないものとされています。
- (e) いずれかの者により引受けられ又は引受けることにつき合意がなされている株式を(これにつき決議がなされた日において)消却し、当該消却された株式の額につき株式資本を減額すること、若しくは無額面株式の場合には資本が分割される株式の数を減額すること

ケイマン会社法は、株式による責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する

会社は、附属定款に規定がある場合、裁判所の承認を得て、特別決議により株式資本をどのようにも減ずることができるものと規定しております。

条項上特別の種類株主に対しては、その権利を変更するためにはこれらの株主の承諾を取得することを要求する一定の保護が与えられる旨規定されております。また、発行済の当該種類の株式につき特定の持分割合を有する株主の承諾、又はこれらの株式の保有者による個別の総会において決議が承認されること、が要求されております。

会社又は持株会社の株式購入に対する資金援助

適用される法律に従い、当社は取締役及び従業員、その子会社、その持株会社又はかかる持株会社の子会社に対し、当該者が当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を購入することができるよう、資金援助を行うことができるものとされております。更に、適用されるあらゆる法律に従い、当社は、信託受託者に対し、当社、子会社、持株会社又は持株会社の子会社(月額報酬を受領している取締役を含む。)のために当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を取得することができるよう、資金援助を行うことができるものとされております。

ケイマン諸島には、会社が、自らの又は持株会社の株式を購入又は引受けさせるために行う、他の者に対する資金援助に関する条項についての確立した規定は存在いたしません。したがって、会社は、取締役が自らの注意義務を果たし、誠実に行為するに際し、会社の利益のため適切な目的のため、かかる資金援助が適切に与えられ得ると判断する限り、資金援助を行うことができることとなります。

会社及び子会社による株式及びワラントの購入

ケイマン会社法の条項に従い、株式により責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合には、会社又は株主の選択により償還される株式又は償還される義務を負う株式を発行することができます。これに加えて、かかる会社は、附属定款に規定がある場合、償還可能株式を含む自らの株式を購入することができます。但し、附属定款において購入の方法が規定されていない場合、会社は、株主総会の普通決議にて株式の購入方法が決定されない限り、いかなる自己の株式も購入することができないものとされております。また、会社は、いかなる場合においても、全額払込済みでない株式を償還し又は購入することはできません。加えて、会社は償還又は購入の結果、会社の株式を保有する株主が存在しなくなる場合には、いかなる株式も償還又は購入することができません。なお、自己株式の償還又は購入のために行われる資本金からの会社による支払は、払込がなされるべき日の翌日において、会社が通常の業務過程において支払期限が到来する負債を支払うことができる場合でない限り、これを行うことができないものとされています。

会社は、関連するワラント文書又はワラント証の諸条件に従い、自らのワラントを購入することを禁じられておらず、これを購入することができるものとされております。ケイマン諸島法において、会社の基本定款又は附属定款にこれらの購入についての特定の規定を置き、取締役がその附属定款に規定されるあらゆる種類の財産を売買又は取引することができる一般的な権限に依拠することができます。

ケイマン諸島法において、子会社は持株会社の株式を保有することができ、一定の状況において、かかる株式を取得することができるものとされています。

株式の譲渡

ケイマン会社法上、会社の株式の譲渡に関する条項は存在しないため、株式の譲渡に際しての要件は、会社の基本定款又は附属定款によって定められることとなります。但し、ケイマン会社法上、死亡株主がその遺言執行人により行う株式その他の利益の譲渡は、当該遺言執行人自身が株主でない場合であっても、その者が当該譲渡文書の実行の時点において株主であったのと同じ有効性を有する旨の規定が存在します。

株主総会

会社の株主総会の招集、議事及び議決に関する規則は、会社の基本定款又は附属定款に従って決定されます。基本定款又は附属定款において、総会の招集方法につき規定がない場合には、株主3名により株主総会を招集することができます。基本定款又は附属定款において、招集通知の期間につき規定がない場合には、各株主に対し5日前の通知がなされることにより総会を開催することができます。基本定款又は附属定款において、総会の議決につき規定がない場合、各株主はそれぞれ1議決権を有するものとされています。

配当及び分配

ケイマン会社法第34条を除き、配当の支払に関連する規定は存在しません。ケイマン諸島において説得性があるとみなされている英国判例法に基づき、配当は利益を原資としてのみこれを行うことができます。これに加え、ケイマン会社法第34条は、支払能力に係る調査及び基本定款及び附属定款の条項(もしあれば)に従った株式払込剰余金を原資とする配当の支払いと分配を認めています(詳細は、上記「株式資本」をご覧ください)。

少数株主の保護

ケイマン諸島法上、株主は、一般法及び特に会社の基本定款及び附属定款に従って会社の問題を取扱う資格を有していません。

ケイマン諸島の裁判所は、通常の場合において、(a)越権又は違法であることを理由とする訴訟、(b)少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら会社を支配していることを理由とする訴訟、また(c)不公正な方法により、一定の(又は特別の)多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、会社の名において、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法に従うことが期待されているといえます。

株式資本が株式に分割されている(銀行以外の)会社の場合、裁判所は、発行済株式の5分の1以上の株式を保有する株主の申請により、検査役を選任し、裁判所が指示する方法による会社の状況の調査及び報告を求めることができるものとされており、

いかなる株主も、裁判所に対し、当該会社につき裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による会社に対する請求は、基本的には、ケイマン諸島において適用される一般的な契約法理又は不法行為に基づくものであるか、若しくは会社の基本定款又は附属定款により設定された株主としての権利に基づくものである必要があります。

経営

一般的には、会社の事業は基本定款及び附属定款に従い行われます。当社の附属定款は、当社の事業は株主総会において行使されることが法令又は附属定款において要求されているものでない全ての権限を行使することができる当社の取締役会により、管理され運営されるものとされています。但し、法令、定款及び株主総会において会社により規定されたあらゆる規則に従うものとします。

ケイマン会社法は、取締役が有する会社の資産処分権限につき特段の制約を置いておりません。しかしながら、一般法に関する限り、取締役、運営担当取締役及び秘書役を含む会社のあらゆる役員は、その権限を行使し、その義務を履行する際に、会社の最善の利益の観点から、信義に従い誠実に行為しなければならないと、合理的に分別のある人間が同様の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。

会計に関する規定

会社は、(i)会社によって受領され消費される金銭の総額や、受領及び出費が生じることに関する事項、(ii)会社によ

る全ての商品の売買、及び(iii)会社の資産及び負債につき、適切な会計帳簿を作成しなければなりません。

当社の状況について真実かつ公正な概観を与え、及びその取引を説明するために必要な帳簿が作成されていないと、適切な会計帳簿が作成されていないとみなされるものとされています。

取締役に対する貸付

ケイマン会社法上、会社が取締役に対して貸付を行うことを禁じる明文規定は存在いたしません。

会社書類の調査

当社の株主はケイマン会社法上、株主名簿又は当社の記録を調査し又はその写しを取得する一般的な権利を有していません。但し、当社の定款に規定されればその内容に従った権利が認められます。

免除会社は、附属定款の規定に従い、主たる株主登録簿と、ケイマン諸島の内外を問わず、取締役が随時適当と判断する場所に従たる支店登録簿を置くことができます。ケイマン会社法上、免除会社について、ケイマン諸島の会社登記官に対し株主を報告することを要求する規定は存在しません。したがって、株主の氏名及び住所は、公衆の縦覧に供される事項ではなく、公衆の調査のために利用することもできません。

清算

会社は、裁判所の命令又は株主総会における特別決議により清算されることがあります。裁判所は、様々な特定の条件、例えば裁判所がかかる意見を有したとき、清算することが正義及び衡平に適うときなどの場合に、清算を命ずることができます。

会社は、株主が株主総会の特別決議によって決議した場合、存続期間が限定された会社については、基本定款に定められる会社の存続期間が満了したとき、又は基本定款において会社が清算されるべきと規定される事由が生じたとき、自発的に清算されます。自発的な清算の場合、当該会社は当該自発的解散の決議が承認されたとき、上記期間が満了し又は上記事由が発生したときにその事業の継続を中止する義務を負います。

会社を清算し、裁判所を支援して手続を実行する目的上、公的清算人と称される一人以上の者が選任され、裁判所は条件付又は無条件で、裁判所が適当と判断する方法により、かかる職にかかる者を選任することができます。二人以上の者がかかる職に選任された場合、裁判所は、公的清算人によって行うことが要求され又は授權されている行為が、全清算人によってなされるべきものであるか、一人又は二人以上の清算人によってなされるべきものであるかを宣言するものとされています。裁判所はまた、選任に際し公的清算人に与えられる保証の有無及び程度を決定することができるものとし、公的清算人が選任されず、又は公的清算人を欠いたとき、会社の全ての資産は裁判所の管理下に置かれます。株主が株主総会において自発的に会社を清算する場合、会社は株主総会において、会社の事業を清算し残余財産を分配するため、一人以上の清算人を選任しなければならないものとされています。

清算人が選任される際、会社の事業に関する責任は全て清算人がこれを処理するものとし、清算人の承諾がない限り、以後いかなる経営上の行為もなされ得ないものとされます。清算人の義務は会社の資産を回収し(出資者からの支払期限が到来している額(もしあれば)を含みます。)、債権者リストを作成し、上位かつ担保権付債権者の権利、劣後特約、相殺権又はネットィング請求権に従い、会社の債務を(完全に履行するのに十分な資産がない場合には按分比例で)履行すること、また、出資者(株主)のリストを作成し、株式に付された権利に従い残余財産(もしあれば)を分配することです。

清算人は、会社の事業が完全に清算され次第、清算がいかに行われ、会社財産がどのように処分されたかを示した会計帳簿を作成し、その計算結果を提示して説明を行うための会社総会を招集します。

会社再建

会社再建又は合併の目的で招集された株主総会において、出席する株主、種類株主又は場合によっては債権者の75%に相当する多数により承認され、その後裁判所において認可された場合、会社再建又は合併を利用することができる旨の明文規定が存在します。他方で、これに反対する株主は、裁判所に対し、承認によって指向される取引はその株式につき株主に対して公平な価値を提供しない旨意見を述べる権利を有しており、裁判所はマネジメントを代理する詐欺的行為又は不実に関する証拠がないというのみの理由により、かかる取引を否決することは通常できません。

強制買収

会社より他の会社の株式についての提案がなされ、その提案から4ヶ月以内に、提案の対象となった株式の90%以上の株式を有する株主がこれに賛成した場合、その提案者は当該4ヶ月経過後の2ヶ月以内に、規定の方法による通知により、これに反対する株主に対し、その株式を当該提案の条件で譲渡するよう要求することができるものとされています。反対株主は、かかる譲渡を拒絶する旨の通知から1ヶ月以内に、ケイマン諸島の裁判所に対し訴えを提起することができます。この場合、裁判所がその裁量権を行使すべきことは、当該反対株主がこれを示さねばならず、これは詐欺的行為又は不誠実、若しくは提案者と少数株主を不公平に排除する手段としての提案に承認した株主との間の通謀についての証拠がない限り認められることは困難であるといえます。

補償

ケイマン諸島法は、定款の補償に関する規定は裁判所において公共の政策(例えば、犯罪を犯した結果に対して補償を与えることを企図するなど)に反するものでない限り、会社の附属定款が役員及び取締役に対しどの程度の補償を与えるかにつき規定しておりません。

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

当社は、ケイマン会社法に基づき、有限責任の免除会社として、2004年1月5日付で、ケイマン諸島において設立されました。当社は免除会社であるため、当社の運営は主としてケイマン諸島外において行われる必要があります。

基本定款及び附属定款

株主総会

年次株主総会及び特別決議を得るために招集される臨時株主総会は、21日以上前に書面により招集され、その他の臨時株主総会は、14日以上前に書面により招集されます。いずれの株主総会の通知も、附属定款の条項又は当該株主が保有する普通株式の発行要項等において通知の受領権限がないものとされる株主を除き、全ての株主及びその時点における監査人に対してなされることとなります。

なお、いずれの株主総会においても、採決が開始されたときに定足数を満たしていない限り、議長の選任を除き、いずれの決議も行われることはないこととされています。

定足数は、株主2名が、自ら又は委任状により出席することをもって足りるものとされています。但し、特別決議に付すべき議案については、定足数は総議決権の3分の1以上の議決権に相当する株式を有するものの出席を要するものとされます。

附属定款の目的上、株主である法人は、当該法人の取締役会その他の意思決定機関の決議により適法に授權された代表者により代表された者が、関連する株主総会又はその他の関連する種類株主総会において代表者として行為することにより、自ら出席したものとみなされます。これらの適法に授權された代表者は、自ら代表する当該法人に代わり、当該法人が個人株主である場合に行使することができる権限と同一の権限を行使することができるものとします。

当社株式のうちの別異の種類株主による種類株主総会の定足数は、以下の「権利の修正」に記載されています。

特別決議 - 特別多数の賛成が要請されるもの -

附属定款の規定に従い、特別決議は、特別決議による議案の提案を行う意思を明確にした中21日以上事前の通知が適法になされた株主総会において、自ら議決権を有する(株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、委任状による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。)出席株主の3分の2以上の多数の賛成により決議される必要があります。但し、これらの株主総会に出席し議決権を行使することができる全ての株主が同意した場合には、中21日以上事前の通知がなされない総会における特別決議事項として提案され決議されることができるものとします。また、特別決議に係る書面は、決議の通過の日から15日以内に、ケイマン諸島における会社登記官に回付されなければならないものとされています。

なお、定款上、普通決議は、定款に従い開催される株主総会において、自ら議決権を有する(株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、委任状による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。)出席株主の単純過半数の賛成により決議されるものを意味すると規定されています。

普通株式に付された議決権

普通株式に随時付された議決に関する特別の権利及び制限のもと、株主総会においては、自ら又は委任状(株主が法人の場合には、適法に授權された代表者)により出席する全ての株主は、一議決権を保持します。そして、投票による場合、自ら又は委任状(株主が法人の場合には、適法に授權された代表者)により出席する全ての株主は、当該株主が保有する各株式ごとに一議決権を保持します。

但し、当該総会に係る一定の基準日において株主として登録され、当社から株主に対する期日が到来した全ての履行請求及び分割金の支払いがなされていない限り、いかなる株主も議決権を有さず又は定足数と認められないものとされています。

なお、特定のクリアリングハウス(又はノミニー)が当社の株主となった場合、当該機関は、いかなる株主総会又は種類株主総会においても、当該機関が適当と認める者にその代表者として行為することを授權することができます。但し、複数の者が授權された場合には、当該授權は、その授權に係る株式数及び種類を特定してなされるものとします。当該条項に従い授權された者は、当該事実に関する別異の証拠を要することなく適法に授權されたものとみなされ、当該特定のクリアリングハウス(又はノミニー)に代わって、その者がクリアリングハウス(又はノミニー)により保持された普通株式の登録株主である場合と同一の権限(その者が挙手採決において個別に議決することができる権利を含みます。)を行使することができるものとします。

ケイマン法又は当社の定款には、居住地を理由とする株主による株式の保有又は議決権について課された制約は存在しません。但し、当社の定款は、宣言された配当の全て又は一部を充足するための株式の割当て、募集又はオプションの付与又は処分、若しくは株式の発行を行う際において、登録証その他の特別の様式が存在しないことによりこれらの割当て、募集、オプション又は株式発行が違法又は実務上不可能であると当社が判断した特定の地域において、これらの割当て、募集、オプション又は株式発行を行うことを義務づけられるものではないこととされています。

少数株主の保護

ケイマン諸島の大裁判所は、発行された普通株式の5分の1以上の株式を有する株主の要求により、当該大裁判所が指示する方法により、当社の事業を調査しこれを報告する検査役を選任することができるものとされています。

また、全ての株主は、ケイマン諸島大裁判所に対し、裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による当社に対する請求は、基本的には、ケイマン諸島において適用される一般的な契約法理又は不法行為に基づくものであるか、若しくは当社の基本定款及び附属定款により設定された株主としての個人の権利に基づくものである必要があります。

ケイマン諸島の裁判所は、少数株主に対して、当社の名義において、(a) 越権又は違法であることを理由とする訴訟、(b) 少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら当社を支配していることを理由とする訴訟、また(c) 不公正な方法により、一定の(又は特別の)多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法手続に従うことが期待されています。

先買権

ケイマン諸島法又は当社の基本定款及び附属定款上、新規に発行する普通株式に対して適用される先買権は存在しません。

清算に係る権利

特別決議、普通株式の各種類の株式に随時付される清算中の残余財産の分配に関する特典及び制限に従い、(i) 当社が清算され株主に分配され得る財産が、当該清算の開始時点において払込済みの資本の全額を充足する場合、当該超過分は、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額の割合に応じ、株主間で按分して分配されるものとし、(ii) 当社が清算され株主に分配され得る財産が、払込済みの資本の全額に足りない場合、これらの資産は、当該不足分が、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額に応じて負担されるよう分配されるものとされています。

当社が清算された場合、清算人は、特別決議の承認及びケイマン会社法が要求するその他の承認に従い、当社の資産の全部又は一部(資産が、1種類の財産から構成されるか否かを問いません。)を、株主間において正貨又は現物で分配ことができ、また、分配目的において、1種類以上の財産につき清算人が公正とみなす評価を行うことができ、かつ、全株主間又は異なる種類の株主間における分配の実施方法を決定することができるものとされています。また、清算人は、同様の承認に従い、資産の一部を株主の利益のために、清算人が同様の承認に従い適切と考える信託に帰属させることができます。但し、これによりいかなる株主も、株式又はその他の証券のうち責任を伴うものに関して、受領を強制されないものとしま

す。

権利の修正

株式資本(以下に規定されます。)に関するものや、登録事務所の所在地に関するものを除き、当社の基本定款及び附属定款の変更は、特別決議によらなければ、これを行うことができません。

ケイマン会社法に従い、種類株式に付されたいずれの特別の権利も(当該種類株式の発行要項において別異の規定がなされない限り)、当該発行済み種類株式の額面計算で4分の3以上の株主の書面による承諾により、若しくは当該種類株式の保有者による個別の株主総会において通過した特別決議による承認により、変更され、修正され、又は撤回される場合があります。

株主総会に関する当社の附属定款の規定は、全てのかかる個別の株主総会について準用されますが、その結果、延会を除く当該個別の株主総会の目的上、定足数が、関連する総会の日付において額面計算で当該発行済み種類株式の3分の1以上を(委任状による代理により)保有する単独又は複数であることとなった場合には、当該種類株式の全ての株主は当該株主によって保有される全てのこれらの株式につき1議決権を有する投票を行うことができるものとし、また、自ら又は委任状により出席する当該種類株式の株主は投票を要求することができるものとし、これらの株主総会の延会において、定足数は、自ら又は委任状により出席する2名の株主(当該株主が保有する普通株式の数を問いません。)とします。

いかなる種類の株式の株主に対して付与された特別の権利も、当該株式に権利又は当該株式の発行要項に明示的に規定される場合を除き、新たな普通株式の創設又は発行により、その按分に変更されるものとみなされます。

資本の変更

当社は、随時普通決議により、

- (a) 決議の定めるところにより、資本の合計額の当該種類株式に分割するため、増資し、
- (b) 資本の全部又は一部を当該種類の既存の株式よりも大きい金額の当該種類株式に併合し、分割し、
- (c) 又はケイマン会社法の規定に従い、決議が成立した日においていずれかの者によっても引受けられず又は引受同意もされていない株式を消却し、また、かかる消却のなされる株式の額だけ当社の資本の額を減じ、
- (d) 当社の株式又はその一部を、基本定款及び附属定款に定める(但し、ケイマン会社法に従う)金額よりも小さい金額の株式に再分割し、また、当該決議により、再分割によって生じた株式の保有者の間で、株式の一つ以上がかかる優先的又はその他の特別な権利を有することができるか又は他の株式と比べて当社が未発行株式若しくは新株式に付することができる制約に従うことを定め、又は
- (e) その株式を数種に分割し、既存の株式の保有者に対して事前に付与された特別な権利を害することなく、優先的、劣後的、適格若しくは特別な権利、特権、条件又は株主総会における当社の決定がない場合には取締役が定める制限をそれぞれかかる株式に付す

ことができます。

当社は、ケイマン会社法により要求される確認又は承諾に従い、特別決議により、法令によって認められた方法に従い、当社の資本又はその他の資本償還準備金を減少させることができます。

株式の譲渡

当社の附属定款の適用ある制約に従い、当社の株主は、通常若しくは共通の様式、当社の株式が上場される証券取引所が規定する様式、又は取締役会が承認するその他の様式の譲渡証書により、その株式の全部又は一部を譲渡することができます。

当社の取締役は、以下の事由による場合を除き、いかなる譲渡についても名義書換登録を拒絶することができます。

- (a) 譲渡証書が、関連する当該株式の証書及び取締役が合理的に要求する当該譲渡を行うための譲渡権限を示すその他の証拠とともに当社に保管されている場合
- (b) 譲渡証書が1つの種類の株式に関するものである場合
- (c) (押印が要求される場合において)譲渡証書に適切に押印されている場合
- (d) 共同の保有者に対して譲渡される場合には、当該株式が譲渡される共同株主の数が4名を超えていない場合、及び
- (e) 当社の株式が上場される証券取引所が支払うべきであると定める最高金額(又は取締役会が随時要求するそれを下回る金額の費用)がそれに関連して当社に支払われる場合

取締役が譲渡に係る名義書換登録を拒絶する場合、当該取締役は、譲渡証書が保管された日から2ヶ月以内に、各譲渡人及び譲受人に対し、かかる拒絶通知を送付するものとします。

譲渡に係る名義書換登録は、1以上の日刊紙による公告又は電磁的方法により通知の上留保され、当該登録は、取締役が随時決定する時点において随時決定する期間閉鎖されることができるものとします。但し、譲渡人の登録は当社の取締役が決定するいかなる年においても30日以上留保又は閉鎖されないものとします。

自己株式の買取り

当社は、ケイマン会社法及び附属定款により、一定の制限のもと当社の株式を購入する権限を与えられています。当社の取締役は、ケイマン会社法、基本定款又は附属定款に従い、また本取引所又は他の一定の証券取引所により随時なされる要求に従い、当社に代わって当該権限を行使することしかできないものとします。

配当

ケイマン会社法に従い、株主総会において、当社はいかなる通貨によっても配当を宣言することができますが、かかる配当は当社の取締役によって上程された額を上回ることとはできないものとします。配当は、当社の利益（認識されているか否かを問いません。）又は利益から取り分けられた準備金のうち当社の取締役が不要と判断したものを原資として宣言され、支払うことができます。また、特別決議による承認により、株式払込剰余金勘定又はその他ケイマン会社法に従い当該目的のため許容された基金又は勘定を原資として宣言されることもできます。

株式に付された権利又は株式の発行要項に別異に規定される場合を除き、(i) 全ての配当は当該配当が支払われる株式の払込み額に応じて宣言され支払われるものとしますが、払込み要求に先立って株式につき払込まれる額は、当該目的上その株式につき払込み済みであるとして取扱われないものとし、(ii) 全ての配当は、当該配当が支払いに関し、一定の期間株式につき払い込まれた額に応じて按分にて分配及び支払われるものとします。

当社の取締役は、請求又は分割払いその他により株主が当社に対してその時点において支払うべき額の総額（もしあれば）につき、当該株主に対して支払うべき配当又は特別配当より差し引きすることができます。

いかなる配当その他株式につき又は株式に関して当社により支払われるべき金銭も、利息が付されないものとします。当社の株式資本につき支払い又は宣言が提案される配当に関し、当社の取締役は、(i) かかる配当は、その全部又は一部につき、全額払込済みとして計上されている普通株式の割当の形態で行われるべきこと（但し、かかる資格を有する株主はかかる配当をかかる割当（又は取締役が配当の一部を普通株式の割当とする旨決議した場合には、当該一部）に代えて現金にて受取ることを選択する資格を有するものとします。）、又は(ii) かかる配当を受領する資格のある株主は、配当の全部又は取締役が適当と考える一部に代えて全額払込済みとして計上されている株式の割当を受領することを選択する資格を有すること、を決議し指示することができるものとします。また、取締役は、以上にかかわらず、株主総会における承認を得て、特定の配当に関し、普通株式による配当に代えて現金にて配当を受領することができる権利を与えずに、全額払込済みとして計上されている普通株式を割当する形態により、その全てを行うことを決議することもできるものとします。

配当に係る利益その他株式の株主に対して現金にて支払うべき金額の総額は、小切手又は支払証書により、株主の登録住所宛にて株主に対して、又は株主が指示する住所に宛ててその居住先の者に対して郵送することにより支払うことができるものとします。かかる小切手又は支払証書は、株主又は共同株主より別異の指示がない限り、株主（又は共同株主の場合には当該普通株式につき登録簿に最初に氏名が記載されている株主）の注文に従い、かかる株主の危険において支払われるものとし、引落としに係る銀行による小切手又は支払証書の支払により、当社の支払義務は本旨に従い履行されたものとします。

なお、かかる配当宣言がなされた日から6年間経過後も支払請求のない配当は、当社の取締役会により受領権限が失われるものとし、この場合、当該配当は、当社に戻されるものとします。

当社の取締役又は株主総会において株主が配当の支払又は宣言を決議したときはいつでも、取締役は、更に、かかる配当が直接払いにより、又はその全部又は一部につき特定の現物資産（特に支払済みの株式）、当社又は他社の証券の引受けに係る債券又はワラントによりなされるべきことを決議することができるものとし、かかる配当について特段の事情が発生した場合には、取締役は便宜的と考える方法（特に、端株証書を発行し、或る者にかかる端株を売却し引渡す権限を与え、若しくはかかる端株を否認し、分配のため特定の資産価値の修正を行い、株主に対する現金による支払が当事者間の権利を調整するために行われたかかる修正後の総計に基づき行われるものとし、かかる特定の資産につき取締役が便宜的と思われる方法にて受託者に授権するものとする）により決済することができるものとします。

所在不明の株主

当社は、以下の場合、所在不明の株主について、その株式を売却する資格を有しております。

- (a) 全ての小切手又は支払証書が合計3枚以上であり、当該株式の株主に対して現金により支払うべき額が12年間現金化されずに残された場合；
 - (b) 当該期間又は(d)に記載される期間満了の3ヶ月前までに、株主又は死亡、破産若しくは法律の適用により当該株式につき権利を取得した者の所在又は存否につき指摘を受けなかった場合；
 - (c) 12年間当該株式に関して少なくとも3回の配当が支払い可能となり、当該期間中株主によりいかなる配当支払の請求もなされなかった場合；及び
 - (d) 12年間の期間満了時に、当社が附属定款に規定される方法により日刊紙において公告を行い、当該普通株式を売却する旨を通知し、当該公告がなされて以降3ヶ月が経過し、本取引所にかかる旨が通知された場合
- かかる売却による正味手取金は当社に帰属するものとし、当社がかかる手取金を受領した場合、当社はかかる正味手取金に相当する額につき、売却前の株主に対して債務を負担することとなるものとします。

取締役会

ア．総論

当社は二人以上の取締役により構成される取締役会によって運営されております。なお当社の取締役会は、現在5名により構成されています。当社の附属定款は、各年次株主総会において、当該時点での取締役（取締役会議長及び経営担当取締役を除きます。）の3分の1（又は、取締役の人数が3の倍数でない場合、3分の1を上回らない3分の1に最も近い人数）は、輪番制により退任するものとします。但し、退任する取締役は、直ちに再任される資格を有するものとします。このような再任に関する仕組みは、株主が当社の意思決定の過程に参加することを保証するものです。なお、取締役会議長及び経営担当取締役は、5年ごとに同様の要件に服するものとされています。

取締役会の会議は、取締役会の構成員のいずれかにより必要であると判断された場合にはいつでも開催することができます。全ての取締役が出席し、又は関連する取締役会につき代理人が出席してかかる取締役会の開催につき承諾している場合には、取締役会に関する事前の通知は要求されません。

取締役会の会議は、取締役会の過半数の構成員が自ら又は代理人により出席した場合、適法かつ法的拘束力を有する決定を行う能力を有するものとします。また、いかなる取締役の会議においても、各取締役は、自ら出席しているか代理人による出席であるかを問わず、一議決権を有するものとされています。

取締役会の会議上にてなされた質疑は、当該取締役会の会議に自ら又は代理人により出席した構成員の単純過半数の賛成により決定されることが要求されるものとし、同票の場合、会議の議長は二度目の又は決定票を有するものとします。当社の取締役会は、取締役全員の書面による同意により、会議を開催せずに議案を通過させることもできるものとします。

ケイマン諸島法に従い、当社の取締役は忠実義務を負い、信義に従い誠実かつ当社の最善の利益のため行動しなければなりません。また、当社の取締役は、合理的な思慮のある人間が同等の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しています。取締役がかかる当社に対する義務を充足するにあたり、当社の取締役は、基本定款及び附属定款及び普通株式の株主につきかかる定款において付与された権利を遵守することを確約しなければなりません。

イ．借入権限

当社の取締役は、金銭の調達又は借入れ、当社の事業、（現在及び将来の）財産及び資産並びに履行請求がなされていない資本の全部又は一部に対して担保権を設定し、ケイマン会社法に従い、無条件であるか当社又は第三者の負債、債務その他の義務の履行のための担保としてであるかを問わず、債券、社債その他の証券を発行することに関する全ての権限を行使することができます。かかる借入権限は、一般に附属定款に共通して、当社の特別決議の承認により異なることがあります。

当社が他の会社の子会社となることとなる当社の全ての株式の交換又は当社の事業の全部又は重要な部分の譲渡を伴う取引については、株主の特別決議が要求されます。

ウ．報酬

取締役の通常の報酬は、当社の取締役会によって決定され、その額は（議決のなされる決議により別異の指示がない限り）当社の取締役会において合意された割合及び方法により、かかる合意がなされないときは均等に（但し、報酬の支

払に関し、一定の期間のみ在職した取締役は、当該取締役が在職した期間に応じたのみかかる分割がなされるものとします。)取締役間で分割されるものとします。また、取締役は、全ての通信費、出張費、宿泊費及び取締役が取締役会、委員会若しくは総会又は種類株主に係る個別の総会若しくは社債権者集会に出席する際に負担する又は負担したと合理的に想定される又はその他取締役としての義務を履行することに関連する付帯費用の前払いを受け又は支払を受ける資格を有するものとします。当社のため要求により海外に出張し又は居住した取締役、若しくは取締役会の意見により取締役の通常の義務の範囲を超えた役務を提供する取締役は、取締役会が決定する特別の報酬(月給、歩合、利益への参加その他の方法によるとを問いません。)を受領することができ、当該特別報酬の支払いは、取締役としての通常の報酬に加え又はこれに代えてなされるものとします。

取締役会は、年金、疾病手当、特別手当、生命保険又はその他当社の雇い人(かかる表現は、この段落及び以下の段落において、当社又は当社の子会社と共に経営に係る業務に従事し又は従事していた取締役又は元取締役を含むものとします。)及び元雇い人並びにこれらの扶養家族又はこれらに相当する者に対する給付金を支給するための組織又は基金を設置し、これらに当社の金銭を供与するにあたり、他の会社(当社の子会社又は当社と事業提携を行う会社)を設立し、協力し又は参加することができます。

取締役会は、前段落において言及した組織又は基金のもとにおいて雇い人若しくは元雇い人又はこれらの扶養家族が資格を有する又は資格を有する可能性のある年金その他給付金を(若しくはこれらの者に対し、かかる給付金に加えて年金又は給付金を与えることを含みます。)雇い人若しくは元雇い人又はこれらの扶養家族に対し、支払い、支払うための契約を締結し、撤回可能又は撤回不能の(並びに一定の条件のもと又はかかる条件を付さずに)許諾を行うことができるものとします。これらの年金又は給付金は、取締役会が適切と考えるところに従い、当該雇い人が現に退職する前であってその見込があるとき、退職時又は退職後に与えられることもできるものとします。

エ．利益相反

取締役は、当該取締役又はその関係者が重大な利害関係を有する契約、取決め又はその他の提案に賛成する取締役会の決定において議決権を行使し、定足数として計算されることはできないものとされています。但し、当該取締役の議決能力が、当該取締役が定足数として計算されないか又は議決権を有しない会議において、当社の取締役会又はその適法に授權された委員会の決議により承認された場合を除きます。

2【外国為替管理制度】

ケイマン諸島において、為替管理に関する規制及び通貨に関する制限はありません。

3【課税上の取扱い】

ケイマン諸島法における租税軽減法(1999年改正)第6条に従い、当社は、総督より以下の約束を取得しています。

- (a) 利益、収益、利得又は評価増に課されるべき租税を課すケイマン諸島において制定された法律は、当社及び当社の運営に対して適用されないこと
- (b) 上記租税若しくは遺産税又は相続税の性質を有するいかなる租税も、当社の株式、債券その他の債務に対して支払う必要はないこと

当社に対する上記の約束は、2004年2月10日より20年間その効力を有します。

ケイマン諸島においては、現時点において、個人又は法人に対し、利益、収益、利得又は評価増に基づき租税は課されず、遺産税又は相続税の性質を有する課税も存在しません。また、ケイマン諸島の裁判管轄の範囲内において一定の法律文書を締結し、又はかかる法律文書を同範囲内に持ち込む場合に、随時一定の印紙税が適用されるほか、ケイマン諸島政府によって課される、当社にとって重大となり得るその他の租税も存在しません。

4【法律意見】

ケイマン諸島における当社の法律顧問であるケイマン諸島に所在するコンヤーズ・デイル・アンド・ピアマン法律事務所が、大要以下の内容の法律意見書を提出しております。

- (a) 当社は、ケイマン諸島の法律に基づく有限責任の免除会社として適法に設立され、有効に存続しております。
 - (b) 本書におけるあらゆる記述は、ケイマン諸島の法律に関する限りいずれも真実かつ正確です。
- 以上の意見は、ケイマン諸島の法律に限定して述べられるものです。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 決算年月 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
| 売上高 (千米ドル) (百万円) | 59,689 (5,433) | 110,010 (10,014) | 174,963 (15,927) | 257,676 (23,456) | 279,351 (25,429) |
| 経常利益/損失() (千米ドル) (百万円) | 9,100 (828) | 523 (48) | 63 (6) | 14,830 (1,350) | 54,789 (4,987) |
| 当期純利益/純損失 () (千米ドル) (百万円) | 9,305 (847) | 2,814 (256) | 10,760 (979) | 23,497 (2,139) | 268,322 (24,425) |
| 純資産額 (千米ドル) (百万円) | 149,102 (13,573) | 279,442 (25,438) | 382,758 (34,842) | 572,472 (52,112) | 119,592 (10,886) |
| 総資産額 (千米ドル) (百万円) | 201,927 (18,381) | 368,817 (33,573) | 765,941 (69,724) | 967,099 (88,035) | 216,113 (19,673) |
| 1株当たり純資産額 (米ドル) (円) | 719.66 (65,510.65) | 305.65 (27,823.32) | 326.93 (29,760.44) | 348.24 (31,700.29) | 75.15 (6,840.90) |
| 1株当たり当期純利益 /純損失()金額 (米ドル) (円) | 103.94 (9,461.66) | 4.25 (386.88) | 12.23 (1,113.30) | 23.33 (2,123.73) | 212.89 (19,379.08) |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (米ドル) (円) | | | 11.57 (1,053.22) | 23.24 (2,115.54) | |
| 自己資本比率 (%) | 73.9 | 75.8 | 39.8 | 37.2 | 51.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 10.5 | 1.3 | 3.7 | 7.1 | 113.8 |
| 株価収益率 (倍) | | | 46.5 | 9.1 | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千米ドル) (百万円) | 1,915 (174) | 7,154 (651) | 12,970 (1,181) | 24,040 (2,188) | 57,491 (5,233) |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千米ドル) (百万円) | 54,595 (4,970) | 55,431 (5,046) | 95,754 (8,716) | 157,773 (14,362) | 82,347 (7,496) |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千米ドル) (百万円) | 78,387 (7,136) | 103,255 (9,399) | 125,122 (11,390) | 164,322 (14,958) | 27,302 (2,485) |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (千米ドル) (百万円) | 40,089 (3,649) | 80,669 (7,343) | 97,279 (8,855) | 125,373 (11,413) | 57,624 (5,246) |
| 従業員数 (人) | 588 | 906 | 1,581 | 2,423 | 465 |
| EBITDA (千米ドル) (百万円) | 4,230 (385) | 18,787 (1,710) | 24,672 (2,246) | 28,672 (2,610) | 160 (15) |

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 2004年、2005年及び2008年における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 3 2004年、2005年及び2008年における株価収益率(PER)については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 2004年及び2005年における1株当たり純資産額について、資本剰余金に含まれている株式交換未決算勘定は計算過程から除いております。
- 5 当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2008年12月30日現在の東京外国為替市場における外国為替交換レート(仲値)、1米ドル=91.03円で換算された金額です。金額は千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
- 6 当社グループは、日本の一般に認められた会計原則(日本GAAP)に準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、「EBITDA」を、営業損益に減価償却費、償却費及びのれん償却額を加えたものと定義しております。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。詳細については「第3 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」をご参照ください。EBITDAは日本GAAPによる測定法ではなく、また、適用可能な一般に認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとしてみなされることはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項(減価償却及び償却等)は、当社の業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であると理解されています。
- 7 本書に記載される当社グループの開示書類は、日本の開示規則に従い、かつ、日本GAAPに準拠して作成されています。また、国際財務報告基準(IFRS)に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のため作成されています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの最も重要な差異として、新株発行費、上場関連費用の会計処理、のれんの償却並びに株式報酬に関連するものが挙げられます。詳細に関しては、「第3 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」の「日本GAAPと国際財務報告基準の差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。
- 8 当社の株式は、2004年8月24日付で2,000株を1株とする株式併合が行われました。
- 9 2005年9月22日付で当社株式1株を3株とする株式分割が行われました。
- 10 第3期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|-------------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決算年月 | | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
| 売上高 | (千米ドル) | 5,355 | 8,186 | 9,371 | 4,288 | 2,872 |
| | (百万円) | (487) | (745) | (853) | (390) | (261) |
| 経常損失 | (千米ドル) | 6,285 | 4,238 | 6,019 | 14,603 | 22,467 |
| | (百万円) | (572) | (386) | (548) | (1,329) | (2,045) |
| 当期純損失 | (千米ドル) | 6,285 | 4,238 | 6,019 | 81,075 | 204,178 |
| | (百万円) | (572) | (386) | (548) | (7,380) | (18,586) |
| 資本金 | (千米ドル) | 522 | 2,091 | 2,389 | 2,649 | 3,810 |
| | (百万円) | (48) | (190) | (217) | (241) | (347) |
| 発行済株式数 | (株) | 203,565 | 815,477 | 931,638 | 1,033,054 | 1,486,052 |
| 純資産額 | (千米ドル) | 151,865 | 280,619 | 288,053 | 241,045 | 54,379 |
| | (百万円) | (13,824) | (25,545) | (26,221) | (21,942) | (4,950) |
| 総資産額 | (千米ドル) | 172,059 | 299,204 | 464,206 | 467,731 | 288,956 |
| | (百万円) | (15,663) | (27,237) | (42,257) | (42,578) | (26,304) |
| 1株当たり純資産額 | (米ドル) | 733.24 | 306.80 | 309.17 | 230.55 | 35.38 |
| | (円) | (66,746.84) | (27,928.00) | (28,143.75) | (20,986.97) | (3,220.64) |
| 1株当たり配当額 | (米ドル) | | | | | |
| | (円) | () | () | () | () | () |
| (うち1株当たり 中間配当額) | (米ドル) | | | | | |
| | (円) | () | () | () | () | () |
| 1株当たり当期純損失 金額 | (米ドル) | 70.20 | 6.40 | 6.84 | 80.51 | 162.00 |
| | (円) | (6,390.31) | (582.59) | (622.65) | (7,328.83) | (14,746.41) |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 | (米ドル) | | | | | |
| | (円) | () | () | () | () | () |
| 自己資本比率 | (%) | 88.3 | 93.8 | 62.0 | 50.9 | 18.2 |
| 自己資本利益率 | (%) | 4.1 | 2.0 | 2.1 | 30.8 | 140.4 |
| 株価収益率 | (倍) | | | | | |
| 配当性向 | (%) | | | | | |
| 従業員数 | (人) | 1 | 5 | 5 | 5 | 3 |
| EBITDA | (千米ドル) | 1,215 | 82 | 2,802 | 11,696 | 12,954 |
| | (百万円) | (111) | (7) | (255) | (1,065) | (1,179) |

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第1期の会計年度は当社の設立年であるため、2004年1月5日開始、2004年12月31日終了となっております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式が存在しますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 4 株価収益率(PER)については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 5 2004年及び2005年における1株当たり純資産額について、資本剰余金に含まれている株式交換未決算勘定は計算過程から除いております。
- 6 当社の財務諸表及び当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2008年12月30日現在の東京外国為替市場における外国為替交換レート(仲値)、1米ドル=91.03円で換算された金額です。金額は千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
- 7 当社グループは、日本の一般に認められた会計原則(日本GAAP)に準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、「EBITDA」を、営業損益に減価償却費、償却費及びのれん償却額を加えたものと定義しております。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。詳細については「第3 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」をご参照ください。EBITDAは日本GAAPによる測定法ではなく、また、適用可能な一般に認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとしてみなされることはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項(減価償却及び償却等)は、当社の業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であると理解されています。
- 8 本書に記載される当社グループの開示書類は、日本の開示規則に従い、かつ、日本GAAPに準拠して作成されています。また、国際財務報告基準(IFRS)に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のため作成されています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの最も重要な差異として、新株発行費、上場関連費用の会計処理、のれんの償却並びに株式報酬に関連するものが挙げられます。詳細に関しては、「第3 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」の「日本GAAPと国際財務報告基準の差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。
- 9 当社の株式は、2004年8月24日付で2,000株を1株とする株式併合が行われました。
- 10 2005年9月22日付で当社株式1株を3株とする株式分割が行われました。
- 11 第3期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【沿革】

当社の前身であるXFNは、1999年11月17日に香港で登録、設立されました。XFNは、総合的かつ最も信頼のおける金融情報会社として設立され、中国の金融市場に関して投資判断を行うため必要なマーケット・インデックス、格付、金融ニュース及び分析を提供しております。

当社は、XFNの持株会社として2004年1月にケイマン会社法に基づいて設立されました。2004年3月に完了した株式交換取引により、XFNの全株式は当社に譲渡され、それと引換えに当社はXFNの株主に対して同等の数の当社の株式を発行いたしました。その結果、当社はXFNの単独株主となり、XFNの旧株主は当社の株主になりました。

当社の商品ラインと営業地域を拡大するため、当社は、2004年に以下の4社を買収いたしました。

- ・ MNI：米国及びヨーロッパに拠点を置く全世界の債券市場及び外国為替市場のニュースサービスを提供する会社
- ・ マージェント：1900年に開始された、公開株式及び債券に関する全世界の企業・金融情報を提供する元ムーディーズ・インベスターズ・サービス部門を引き継いだ会社
- ・ SMRA：全世界の債券調査、経済調査及び統計分析を提供する会社
- ・ G7グループ：通貨・金利変動、金融・財政政策・米国内外の法制度に関する経済・政策分析を提供する会社

2005年度において、当社は、商品ラインと配信ネットワークを拡大するために以下の買収を行いました。

- ・ イーコンワールド（発行済株式の60%）：中国、香港及び台湾で「マネー・ジャーナル」という中国金融雑誌を発行している、香港を本拠地とする出版社
- ・ テイラー・ラファティエ：大手独立系のIR及び金融コミュニケーションのコンサルタント会社
- ・ ワシントン・アナリシス：定評ある経済・政治コンサルタント会社
- ・ 北京・センチュリー・メディア・カルチャー：テレビ番組制作・放映、テレビ広告制作、アニメーション制作を行う、北京を本拠とする制作会社
- ・ 上海・ボボ・データ・アンド・インフォメーション（株式資本の60%）：上海を拠点に、インターネット及び衛星を通じて情報システム製品を配信するリアルタイム金融情報プロバイダー
- ・ 上海ファー・イースト・クレジット・レーティング（株式資本の50%）：上海を拠点とする、中国有数の格付提供会社

2006年度において、当社は、当社グループが提供する商品を更に拡大し、かつ配信ネットワークを拡張するため、主に以下の戦略的買収を行いました。

- ・ ミン・シン・インターナショナル・リミテッド（明聲国際有限公司）（後日「新華ファイナンス・アドバタイジング・リミテッド」に商号変更）：当社グループの中国広告事業についての持株会社
- ・ 北京アルファ・ファイナンシャル・エンジニアリング・リミテッド：中国において金融エンジニアリング及びリスク管理システムの開発に従事する会社
- ・ 北京経観信成広告有限公司：広告会社
- ・ 上海ハイパーリンク・マーケット・リサーチ・カンパニー・リミテッド：市場調査会社
- ・ プレイディア・ソリューションズ・インク：企業向けのデータ自動収集ソフトウェアの開発会社。当該買収後、プレイディア・ソリューションズ・インクは、マージェント・データ・テクノロジー・インクに商号変更しました。
- ・ グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシー（同社持分の19.9%）：投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社。

2007年度において、当社は、主に以下の買収及び売却を行いました。

- ・ 2007年1月、当社グループは、グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーの残りの持分80.1%を取得いたしました。その後2007年10月に、当社グループは、委任状関連助言及び議決権行使サービス事業から撤退するという戦略的判断の一環として、同社を売却いたしました。議決権行使助言の特性上、上場企業からの独立性を保つことが同事業の発展に最も資する選択であると考えたことから、上記の決定に至ったものです。
- ・ 2007年1月、当社グループの子会社であるマージェントは、リアルタイムの指数計算サービスに関するソフトウェア及びシステムの主要なプロバイダーであるキネティックス・インフォメーション・システムズ・サービスズ・リミテッド（以下「キネティックス」といいます。）を買収しました。
- ・ 2007年3月、当社グループ子会社であるXFメディア（NASDAQ：XFML）が、ナスダック・グローバル・マーケットに上場し、事業拡大のため約200百万米ドル（22,830百万円）の純手取金を調達しました。上場後、同社は、提供する商品を拡大するために企業数社を買収しました。XFメディアは、ラジオの番組編成及びマスメディアを使用しない広告業に従事する会社である声色（ホールディングス）ホンコン・リミテッド、モバイルサービス会社である北京モバイル・インタラ

クティブ・カンパニー・リミテッド、屋外広告会社であるコンペイ・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド並びに広告グループであるJCBNカンパニー・リミテッドを買収しました。

- ・ 2007年5月、当社は、グレーターチャイナ(大中華圏)市場におけるニュース事業戦略の再編を行い、新華ファイナンス・ニュースの中国以外の地域における一部のニュース事業をトムソン・ファイナンシャルに売却いたしました。
- ・ 2007年12月、当社グループの子会社であるマージェントは、幅広い債券のデータ及び時価評価サービスの提供に関して、ムーディーズ・エバリュエーションズと提携しました。同取引の一環として、ムーディーズは、マージェントの時価評価サービス部門の資産を取得しました。

2008年度において、当社は、当社の事業戦略検証するファイナンシャル・アドバイザーを起用しました。かかる検証は、当社が最も強みとする中国の金融情報セクターに関する価値の高い情報を提供する事業に当社の経営資源を集中させることを目標に当社が株主価値を向上させる機会を評価することを目的としております。当社は引き続き、事業の効率化を進めると同時に、中国における中核事業の成長に取り組んで参ります。

これらの目標を念頭に置いて、当社は、2008年7月にマージェント及びキネティックを売却しました。2008年11月には、当社は、XPRN及びG7グループについては一部の資産を売却しました。2008年12月には、当社は、ワシントン・アナリシス及びテイラー・ラファティエについては一部の資産を売却し、アジアニュース事業から撤退しました。

かかる一連の売却は、これらの事業が中国市場に重点を置く当社の全般的戦略にもはや適合せず、他方において、これらの事業の売却により、当社に最大限の価値がもたらされるとの判断に基づくものです。

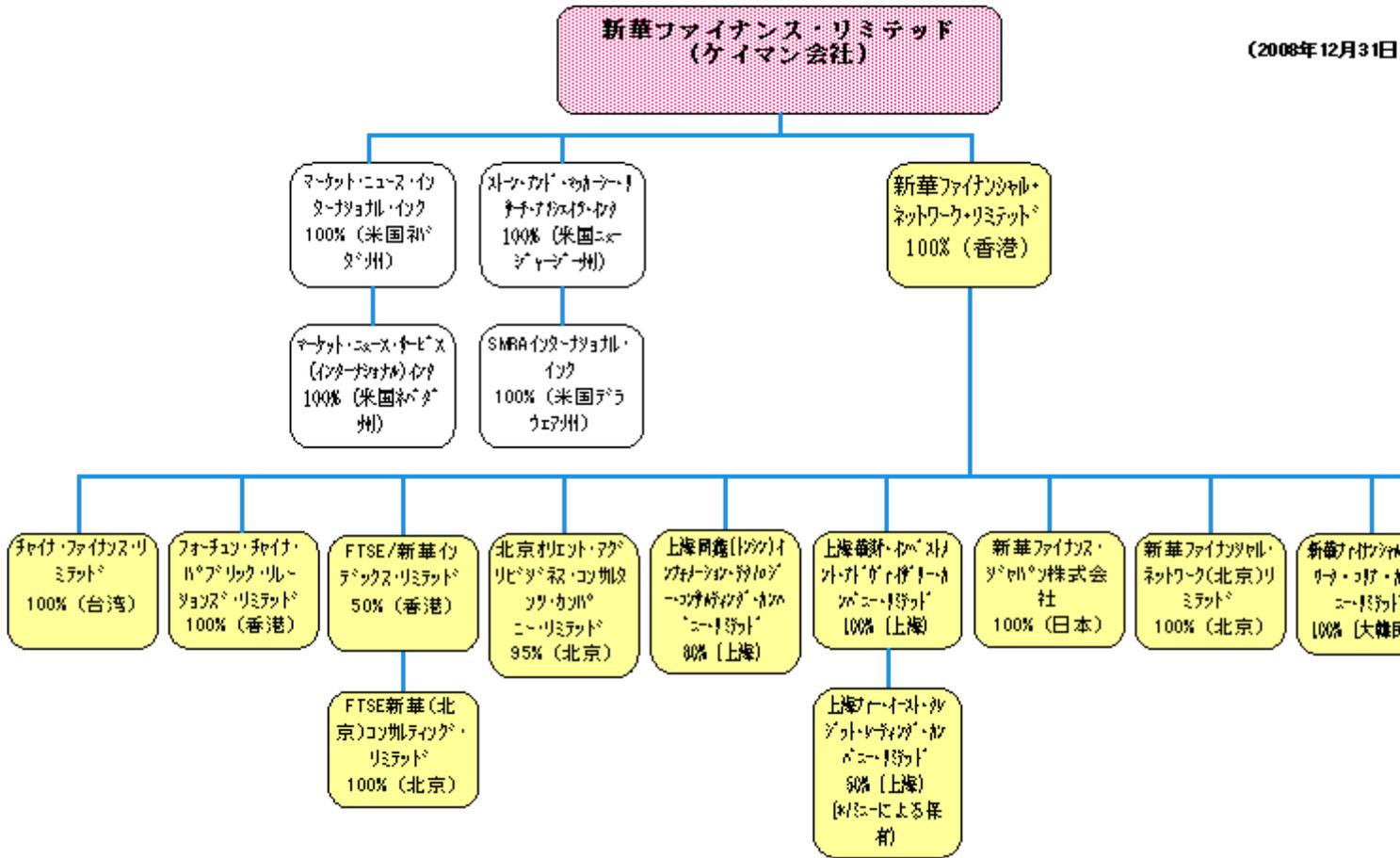
マージェント及びキネティックの売却による手取金約49百万米ドル(4,437百万円)は、2008年9月に当社の2011年満期利率10%保証付優先社債(以下「社債」といいます。)の償還に充てられました。

当社は、2008年12月31日、当社が保有していたXFメディア株式会社であるB種普通株式(以下「B種株式」といいます。)をA種普通株式(以下「A種株式」といいます。)に転換し、これによりXFメディアに対する複数議決権を放棄しました。当社が保有していたB種株式は普通株式ですが、1株あたりの議決権の個数がA種株式は1個であるのに対して、B種株式は10個であり、その結果として、当社はXFメディアの約82%の議決権を有しておりました。B種株式の議決権の個数が多い点以外は、2種類の株式の権利は全く同等です。このように2種類の普通株式が存在する構造は、XFメディアが新規株式公開を行った後も引き続き同社に対する当社の支配が及ぶようにするために構築されたものです。B種株式の転換後、当社は、発行済みA種株式の約32%の議決権を有することとなり、B種株式はすべて消滅しました。

2008年12月31日現在の当社グループの組織(重要性の低い子会社等を除きます。)は、以下のとおりです。

[次へ](#)

(2008年12月31日)



当社グループの主要な出来事

当社グループの主な出来事は以下のとおりです。

| 年月 | 主要な出来事 |
|----------|--|
| 1999年11月 | 新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッドが香港で設立される。 |
| 2000年12月 | 新華FTSEインデックスの共同提携事業が発足する(マーケット・インデックス)。 |
| 2004年1月 | 新華ファイナンス・リミテッドを設立する。 |
| 2004年3月 | 株式交換を通じ、当社を持株会社化するための再編を行う。 |
| 2004年3月 | MNIの買収を完了する(金融ニュース・分析)。 |
| 2004年6月 | マージェント、G7グループ及びSMRAの買収を完了する(格付、金融ニュース・分析)。 |
| 2004年10月 | 東証マザーズに上場する(証券コード9399)。 |
| 2005年6月 | 当社のIRサービスを強化するため、主要な世界的IRサービス会社であるテイラー・ラファティアーを買収する(IR)。 |
| 2005年7月 | スポンサー付きレベル1の米国預託証券(ADR)ファシリティ(シンボル: XHFNY、CUSIP番号: 98417G105)を設定する。 |
| 2005年7月 | 主要な企業リサーチ会社であるワシントン・アナリシスを買収する(金融ニュース・分析)。 |
| 2005年12月 | 第三者割当による株式会社ニッシン(現在のNISグループ株式会社)への株式発行(これにより同社は当社の主要株主の一社となる。) |
| 2006年8月 | 投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社であるグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーの持分19.9%を取得する(格付)。 |
| 2006年11月 | 1億米ドル(9,103百万円)の2011年満期利率10%保証付優先社債を発行する。 |
| 2007年1月 | グローバルな委任状関連助言及び議決権行使助言の世界有数の独立系提供会社であるグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーに関し残りの80.1%の株式持分の取得を完了する(格付)。 |
| 2007年3月 | 子会社であるXFメディアがナスダック・グローバル・マーケットに上場し(銘柄記号: XFML)、約200百万米ドル(18,206百万円)の純手取金を調達する(情報配信)。 |
| 2007年10月 | グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーをオンタリオ教員年金基金に売却する(格付)。 |
| 2008年6月 | 2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルの保有者が社債の契約書の変更に同意する。 |
| 2008年7月 | 非中核資産の一部を売却して当社が優位性を持つ中国市場に集中するため、マージェント及びキネティックをプライベート・エクイティ・ファンドであるカルーセル・キャピタル・パートナーズ・III・エルピーに売却する(マーケット・インデックス)。 |
| 2008年9月 | 2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち49百万米ドルを償還する。 |
| 2008年12月 | ワシントン・アナリシスをグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーに売却する(金融ニュース・分析)。 |
| 2008年12月 | 当社が保有するXFメディアのB種株式をA種株式に転換し、XFメディアに対する複数議決権を放棄する(情報配信)。 |

3【事業の内容】

概要

当社グループは、中国金融市場に特化した金融情報サービスのプロバイダーです。当社グループは、マーケット・インデックス、格付及びソリューションの各サービスに関する総合的なプロバイダーです。これらのサービスを中国金融市場に提供する企業グループとして、当社グループは、中国における投資判断を行うための情報インフラストラクチャーを確立しました。投資家は、当社グループのサービスを利用して、中国金融市場への適切な投資判断を行うことができます。

当社グループが提供する主要3サービスの概要は、以下のとおりです。

- ・ **マーケット・インデックス (Market Indices) :** 当社グループは、中国の株式・債券市場のパフォーマンスを測定する株価インデックス及び債券インデックスの提供者として、中国の内外にわたる中国関連の株式をカバーする100種以上の株価インデックス、35種の債券インデックス、4種のスタイル・インデックス(具体的な投資方針に適應するように組成された株価インデックスをいいます。)及び23種のファンド・インデックスによって、中国市場をフォローしています。これらのインデックスは、いずれも世界の金融市場において一般的に用いられている方法論に従って開発されています。
- ・ **格付 (Ratings) :** 当社グループは、パブリック・インフォメーション格付(PI格付、公開された情報に基づく企業格付をいいます。)を発表しています。当社グループの格付は、世界の金融市場において一般的に用いられている方法論に従って開発されています。また、当社グループは、投資家が綿密な企業評価を行うための調査・分析ツールとあわせて、企業、証券及び金融情報に関する総合的なグローバル・ポートフォリオも提供しています。
- ・ **ソリューション (Solutions) :** 当社グループは、各機関、ファンド、政府機関及び個人に対し総合的な市場データ及び調査を提供しています。当社グループは、現在、金融リサーチサービス、付加価値サービス、リスク分析サービス及び端末サービスに事業を拡大しているところです。

当社グループのオフィス所在地は、香港、北京、上海、深?、台北、東京、ソウル、シンガポール、ロンドン、ニューヨーク及びプリンストンです。2008年12月31日現在、当社グループは、全世界に465名の従業員を有しています。

当社グループの歩み

当社グループは、2004年3月までXFN及びその子会社を通じて業務を行っておりました。XFNは、中国に関する透明かつ信頼できる金融情報及びデータに対するニーズが増加することを予想して設立されました。当社グループは、設立以来、急速に成長して参りました。1999年から2003年にかけての発展初期段階においては、当社グループの成長戦略は、主に、当社グループの事業分野における国内・国際市場のリーダーとの戦略的パートナーシップを主眼としておりました。その後、当社グループは、個々の業界における国内・国際市場のリーディング企業の買収を基本とする積極的な買収戦略を追求しております。かかる買収により、当社グループは以下のことが可能となりました。

- ・ 金融商品の開発に関する世界的に確立された専門知識を中国に導入すること
- ・ 中国の投資家に対して国際市場を評価するための国際情報・データを提供すること
- ・ サービスの多様化及び内容の充実を図ること
- ・ 当社グループの国際販売ネットワークを拡張すること
- ・ 業務提携による収益分配よりも、100%の収益を確保すること

2004年には、米国及びヨーロッパに拠点を置き、全世界の債券市場及び外国為替市場のニュースサービスを提供するMNI、1900年に起源が遡る公開株式及び債券に関連する全世界の企業・金融情報を提供する元ムーディーズ・インベスターズ・サービス部門を引き継いだマーゼント、全世界の債券及び経済リサーチサービスと統計サービスの提供会社であるSMRA、通貨・金利変動、金融・財政政策・米国内外の法制度に関する経済・政策分析サービスの提供会社であるG7グループを買収いたしました。当社グループは、2005年5月に中国語による幅広い出版物及び中国金融市場に関する雑誌を発行し、香港を本拠地とするメディア企業のイーコンワールドを、2005年6月にグローバルIR、海外金融コミュニケーションのコンサルタント会社であるテイラー・ラファティエを、並びに2005年7月にワシントンD.C.を本拠地とする経済・政治コンサルタント会社であるワシントン・アナリシスをそれぞれ買収いたしました。2005年9月に当社グループは、北京を本拠とするテレビコンサルティング会社である北京センチュリー・メディア・カルチャー並びにインターネット

及び衛星を通じて情報システム製品を送信する上海を本拠とするリアルタイム金融情報プロバイダーである上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーションを買収しました。2005年11月に、当社はノミニーを通じてSFEの50%の持分を買収しました。中国における外国人株式保有規制により、北京センチュリー・メディア・カルチャー、SFE及び上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーションに対する当社の出資持分は、当社に代わって持分を保有する中国のノミニー株主を通じて保有されております。当社は、これらのノミニー株主との間で、一連の契約を締結しております。これらの契約の結果、当社は、かかるノミニー株主の持分について、これらの会社の実質的保有者と考えられ、その結果、これらの会社の業績は、当社の連結財務諸表に連結されます。

2006年1月、当社グループは、当社グループの中国広告事業についての持株会社であるミン・シン・インターナショナル・リミテッド(後日「新華ファイナンス・アドバタイジング・リミテッド」に商号変更)の買収を完了しました。2006年7月、当社グループは、中国において金融エンジニアリング及びリスク管理システムの開発に従事する会社である北京アルファ・ファイナンシャル・エンジニアリング・リミテッドを買収しました。2006年7月、当社グループの子会社であるマージェントは、企業向けのデータ自動収集ソフトウェアの開発会社であるプレイディア・ソリューションズ・インクを買収しました。当該買収後、プレイディア・ソリューションズ・インクは、マージェント・データ・テクノロジー・インクに商号変更しました。2006年8月、当社グループは、投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社であるグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーの持分19.9%を取得しました。2006年9月、当社グループは、広告会社である北京経観信成広告有限公司及び市場調査会社である上海ハイパーリンク・マーケット・リサーチ・カンパニー・リミテッドの買収を完了しました。

2007年1月、当社グループの子会社であるマージェントは、リアルタイムの指数計算サービスに関するソフトウェア及びシステムの主要なプロバイダーであるキネティック・インフォメーション・システムズ・サービス・リミテッドを買収しました。同月、当社グループは、グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーの残りの持分80.1%を買い取るにより同社の買収を完了しました。その後2007年10月に、当社グループは、戦略的判断の一環として当社グループが保有する同社持分を売却し、委任状関連助言及び議決権行使サービス事業から撤退いたしました。議決権行使助言の特性上、上場企業からの独立性を保つことが同事業の発展に最も資すると考えたことから、上記の決定に至ったものであります。2007年3月9日、当社グループ子会社であるXFメディア(株式コード:XFML)がナスダック・グローバル・マーケットに上場し、事業拡大のため約200百万米ドル(18,206百万円)の純手取金を調達しました。上場後、XFメディアは、提供する商品を拡大するために企業数社を買収しました。これらの被買収企業には、ラジオの番組編成及びマスメディアを使用しない広告業に従事する会社である声色(ホールディングス)ホンコン・リミテッド、モバイルサービス会社である北京モバイル・インタラクティブ・カンパニー・リミテッド、屋外広告会社であるコンペイ・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド並びに広告グループであるJCBNカンパニー・リミテッドが含まれております。

2007年5月、当社は、グレーターチャイナ(大中華圏)市場におけるニュース事業戦略の再編を行い、新華ファイナンス・ニュースの中国以外の地域における一部のニュース事業をトムソン・ファイナンシャルに売却いたしました。2007年12月には、当社グループの子会社であるマージェントは、株式及び債券のいずれをもカバーする幅広い値付けサービスの提供に関して、ムーディーズ・エバリュエーションズと提携しました。同取引の一環として、ムーディーズは、マージェントの時価評価サービス部門の資産を取得しました。

2008年度において、当社は、当社の事業戦略を検証するファイナンシャル・アドバイザーを起用しました。かかる検証は、当社が最も強みとする中国の金融情報セクターに関する価値の高い情報を提供する事業に当社の経営資源を集中させることを目標に当社が株主価値を向上させる機会を評価することを目的としております。

これらの目標を念頭に置いて、当社は、2008年7月にマージェント及びキネティックを売却しました。2008年11月には、当社は、XPRN及びG7グループについては一部の資産を売却しました。2008年12月には、当社は、ワシントン・アナリシス及びテイラー・ラファティエについては一部の資産を売却し、アジアニュース事業から撤退しました。

かかる一連の売却は、これらの事業が中国市場に重点を置く当社の全般的戦略にもはや適合せず、他方において、これらの事業の売却により、当社に最大限の価値がもたらされるとの判断に基づくものです。

さらに、当社は、2008年12月31日、当社が保有しているXFメディア株式であるB種普通株式(以下「B種株式」といいます。)をA種普通株式(以下「A種株式」といいます。)に転換し、これによりXFメディアに対する複数議決権を放棄しました。

当社グループの強み

当社グループの主な強みは、以下のとおりであると考えております。

- 中国金融市場への戦略的フォーカス：中国の急速な経済成長により、投資家は、世界の金融市場において一般的に用いられる方法論に準拠して開発された金融情報に不足しております。当社グループは、成長著しい中国金融市場への参加に関心を寄せる投資家が必要とする金融情報を提供することにフォーカスし続けてきました。このような当

社グループによる中国市場の重視及び当社グループの現地における実施能力により、他社のサービスとの差別化を図っており、当社グループは、引き続き世界経済において極めて重要な役割を果たしている中国に関する実用的な情報及びデータを提供することが可能となっています。

- ・ 中国の金融情報市場におけるポジション：当社グループは、独自のサービスのポートフォリオにより、中国及び世界の投資家にとって従来利用できなかった投資インフラストラクチャーの確立を進めております。
- ・ 総合的な商品及びサービスの提供：当社グループは、中国金融市場において投資インフラストラクチャーとなった不可欠の要素から成る独自の複合サービスを開発しております。当社グループの一連のサービス（マーケット・インデックス、格付及びソリューション）は、ビジネスの専門家及び国際投資家が中国市場を理解・分析するのをサポートしております。当社グループは、世界の金融市場において一般的に用いられている実績のある技術と方法論に基づきサービスを提供することで、信頼性と正確性を重んじるエンドユーザーに対し透明性を提供しております。
- ・ 国際経験を有する強固な経営陣：当社グループの経営陣は、中国の金融情報業界において経験豊かな人材を擁しています。国際経験豊富な上級経営陣は、革新的な事業計画の策定、優れたビジネスチャンスの獲得、様々な分野における専門性の活用に注力しています。当社グループは、当社グループの経営陣が、ビジネス環境の変化に対応しつつ、事業戦略を効果的に発展させ、実行することができると確信しております。

当社グループの機会

現在の市場での地位

当社グループが複合的な戦略及び急速な成長を続ける中国市場へのフォーカスによってこれまでに創造してきた商品とサービス基盤により、以下のことが可能となります。

- ・ 中国金融市場のため、国際金融市場で一般的に利用されている方法に準拠して開発された情報及びデータ商品を提供すること。
- ・ 国際市場に関心を持つ中国の投資家のニーズを満たすため、国際金融情報を中国国内に配信すること。
- ・ 中国企業が国際的な投資家の要求に応じ、かつそれを満たすことを可能にすること。

成長戦略

2009年、当社は、引き続き中核事業であるマーケット・インデックス・サービス部門、格付サービス部門及びソリューション・サービス部門に注力していくとともに、コストの削減や運営効率の向上も推進してまいります。急速な成長を続ける中国市場における随一の金融情報サービス提供会社として、市場における独自の地位を活かしながら事業の収益性を改善し、株主価値を向上してまいります。当社グループは、現在発生している金融危機の影響が他国よりも小さい中国の金融業界の成長に活路を見出したいと考えています。

当社グループのサービス

(1) マーケット・インデックス

当社グループの提供するマーケット・インデックスは、主として中国市場を基盤とする株価インデックス、債券インデックス及びスタイル・インデックス(具体的な投資方針に適応するように組成された株価インデックスをいいます。)に大別することができます。

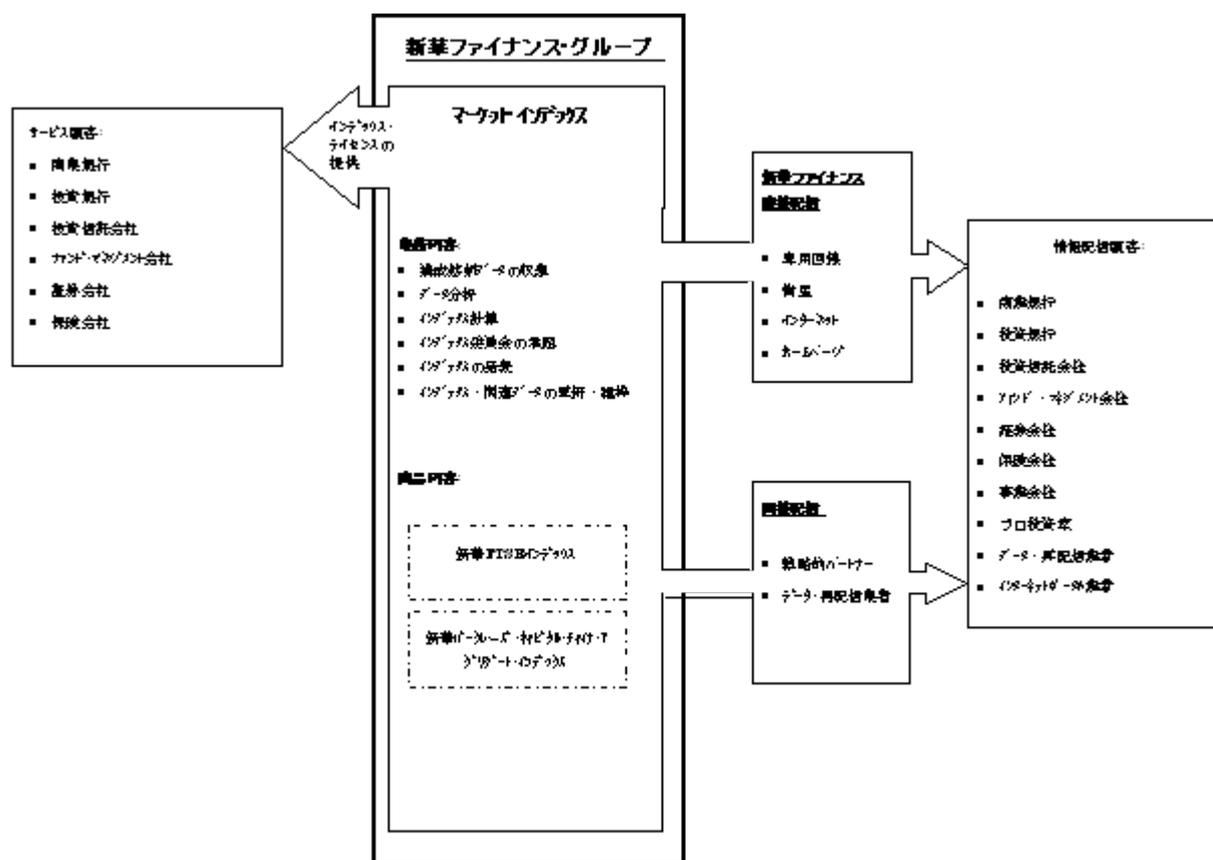
このうち、FTSEとの合弁企業である新華FTSEインデックスにより提供される新華FTSEインデックス(以下「XFI」といいます。)は、世界の金融市場において一般的に用いられる方法論に基づいており、中国の株式市場を計測する株価インデックス・シリーズを提供しております。また、当社グループは、世界的に利用されているインデックス計算法を用いて、中国内外の双方の市場に上場した中国企業の株式をカバーした独自のシリーズを提供しております。

また、当社グループの新華パークレーズ・キャピタル・チャイナ・アグリゲート・インデックスは、以前はリーマン中国債券インデックスと呼ばれていたもので、証券取引所及び銀行間市場に連動する総合的な中国債券インデックス・シリーズを提供しております。これらの中国インデックスは、業績のベンチマークとして利用されるほか、デリバティブ取引、インデックス連動ファンドや上場ファンドの基本的な指標として用いられます。

当社グループの顧客には、投資専門家、商業銀行、投資銀行、投資運用会社、資産運用会社、証券会社、保険会社、事業会社、情報ベンダー、再配信業者やインターネット・ポータル業者などが含まれます。

当社グループのインデックス・データは、業績のベンチマーク、デリバティブ取引商品、先物商品、店頭商品(取引所において取扱われていない商品)、インデックス連動商品などの金融商品を用いる顧客に対して販売され、これらの顧客にライセンスを付与しております。また、当社グループは、これらの構成データを、デリバティブ専門家、ファンドマネジャーやプロ投資家といった個人のエンドユーザーに販売しております。

以上を事業系統図にすると以下のとおりです。



- 注1) 当社グループの中国インデックス(新華FTSEインデックス及び新華パークレイズ・キャピタル・チャイナ・アグリゲート・インデックス)は、中国にフォーカスした中国内外の法人等から構成される顧客ベースをターゲットとしております。
- 注2) 当社グループのインデックス・データは、業績のベンチマーク、デリバティブ取引商品、先物商品、店頭商品、インデックス連動商品などの金融商品を用いる顧客に対して販売され、これらの顧客にライセンスを付与しております。当社グループのリアルタイムのインデックスは、世界中の再配信業者や情報ベンダーに対し、その配信のために販売されております。また、当社グループは、構成データをデリバティブ専門家やファンドマネジャーといった投資専門家に対して販売しております。
- 注3) 当社グループの料金体系として、デリバティブ商品及び店頭インデックス連動商品に対しては、スポット、バスケット又は年単位のライセンス料を設定しております。ファンドマネジャーがインデックス連動ミューチュアル・ファンドを組成するためのデータに対しては、固定年間料金又はファンド純資産額ベースの料金を設定する一方、インデックス先物契約に対しては取引ごとに固定ライセンス料を設定しております。再配信業者、エンドユーザー、ベンチマーク・インデックス利用者に対しては、固定年間料金を設定しております。
- 注4) 当社グループのインデックス関連の顧客には、中国において認可された69社の適格外国機関投資家のうち22社が含まれています。当社グループの金融商品の専門家は、インデックスと連動する新規商品を開発するため、及び当社グループの顧客が関心を有する各種インデックス商品を理解するため顧客と共同して業務を行っております。
- 注5) FTSEと当社グループの共同提携による新華FTSEインデックスは、現在のところ計算事務をFTSEに委託しております。
- 注6) 新華パークレイズ・キャピタル・チャイナ・アグリゲート・インデックス(以前は「リーマン中国債券インデックス」と呼ばれていたもので、2008年9月にリーマン・ブラザーズのコア事業をパークレイズ・バンク・ピーエルシーが買収したのに伴い名称変更されました。)

各インデックスの概要

新華FTSEインデックス

当社グループは、中国株市場を評価するリアルタイムのインデックスを提供するため、2000年12月に合併事業である新華FTSEインデックスを設立しました。XFIは、株式市場インデックスの開発においてFTSEの40年以上にわたる確固たる実績を活用しております。

2001年4月に初めて導入された新華/FTSEインデックス・リミテッドの株価インデックスは、中国本土のA株式及びB株式と、香港証券取引所に上場しているH株式及びレッド・チップ株式(red chips)等の海外上場中国株式を組み入れ、中国市場に特化しております。XFIのA株シリーズ、B株シリーズ及び国際シリーズは、時価総額、ブロード・ベースのベンチマーク(市場全体の動きを反映する指標)及び様々な業種又は地域インデックスに基づく多様なトレーダブル・インデックス及びベンチマーク・インデックスを提供しております。

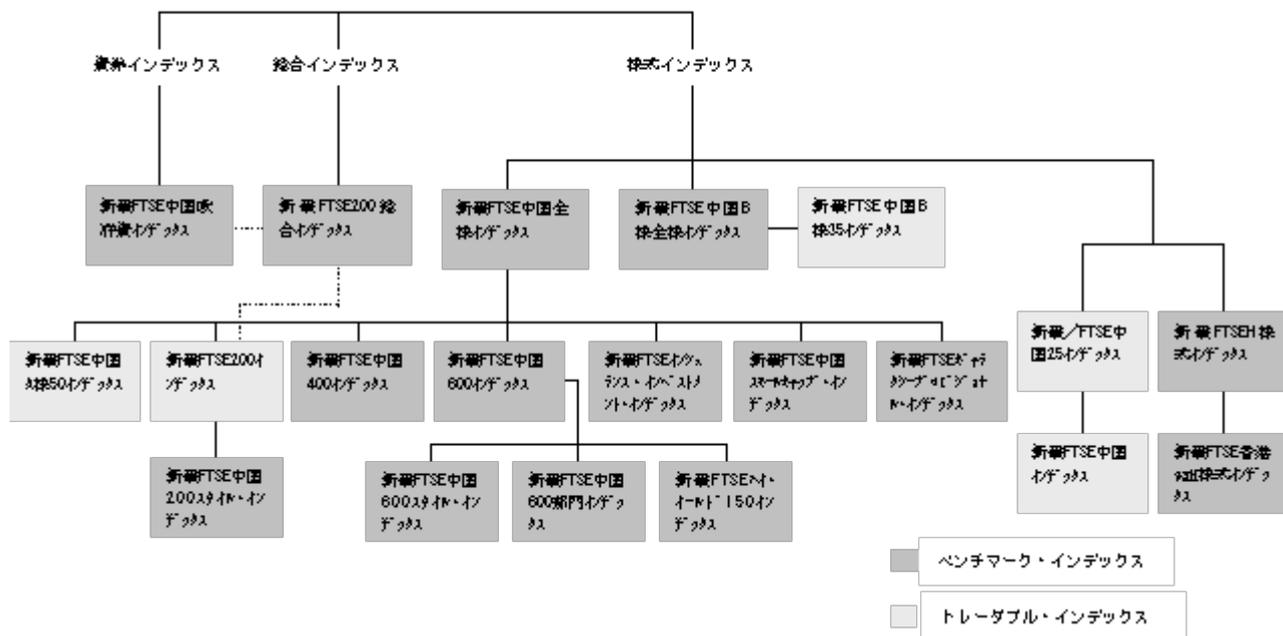
トレーダブル・インデックスは、一般的には市場におけるあるセグメントを反映するような企業群に連動しております。ファンドマネジャーやその他の利用者は、これらの企業群に含まれる企業数が限られているため、これらのトレーダブル・インデックスをベースとして金融商品を組成することができます。XFIのトレーダブル・インデックスは、インデックス連動商品、デリバティブ取引商品や店頭商品のベースとして利用することができます。

ベンチマーク・インデックスは、市場全体をよりよく反映させるため、トレーダブル・インデックスに比べ、より多くの数の企業群をカバーするのが一般的です。これらベンチマーク・インデックスは、投資ファンドの運用成績を計測するために用いられるのが通常です。

また、XFIは、投資家に対し中国の金融市場を全般的にモニターする方法を提供するため、債券やその他の複合的インデックスも提供しております。中国の本土市場に限ると、XFIのインデックスに連動する総資産は、2008年12月30日現在で約1,100億米ドル(約10兆円)となっております。

XFIは、現在、以下の主なマーケット・インデックスで構成されております。

新華FTSEインデックス



XFIは、透明性及び一貫性を確保するため、いずれも国際的に一般的な方法として確立したインデックス方法により構築されており、すなわち、まず当社グループは、FTSEにより開発され国際的なファンドマネジャーにより利用されている方法である浮動株評価法を採用しております。更に、独立したインデックス委員会が、透明性原則に基づきXFIを管理しております。

インデックス委員会の構成員は、インデックス構成の公正な加除を管理するよう、約20の国内及び海外のファンドマネジャー、取引規制当局、市場専門家及び独立インデックス提供会社のグループから構成されております。

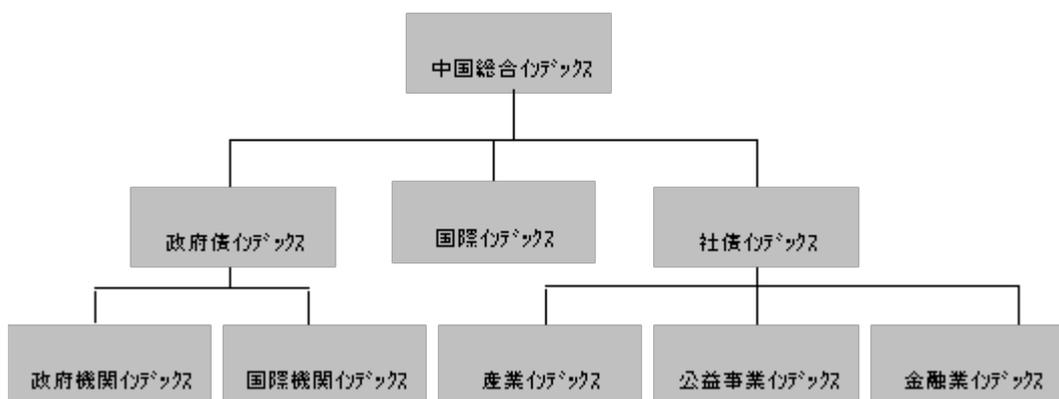
XFIは、世界規模で使用されているマーケット・インデックスのグローバルな分類システムである「FTSEグローバル分類システム」により分類されております。産業部門別又は時価総額別等の信頼できる分類により、顧客は、当社グループのインデックスに基づく専門的な商品を開発することができます。その結果、XFIは、ミューチュアル・ファンド(CSRCにより承認されたトラッキング・ファンドを含みます。)により業績のベンチマークとしても使用されております。

新華パークレーズ・キャピタル・チャイナ・アグリゲート・インデックス

新華パークレーズ・キャピタル・チャイナ・アグリゲート・インデックス(以前は「リーマン中国債券インデックス」と呼ばれていたもので、2008年9月にリーマン・ブラザーズのコア事業をパークレイズ・バンク・ピエールシーが買収したのに伴い名称変更されました。)は、パークレーズ・キャピタルが有する国際的な専門知識と新華ファイナンスが有する網羅的な中国データベース及び正確な価格決定データを組み合わせたものです。このインデックスは、パークレーズ・キャピタル・グローバル・ファミリー・インデックスの共同ブランド商品となっており、世界中のすべての主要な債券市場における総合的なパフォーマンスやリスクを測定します。

下記の表に示されるとおり、中国総合インデックス・シリーズは、証券取引所及び銀行間市場の中国の社債及び政府債に連動し、政府債(国債及び公債)、そして社債が含まれています。社債は、更に産業部門別(鉄工業、公益事業及び金融の部門を含みます。)に分類されます。全ての証券は、人民元建ての固定利付き商品で、かつ、満期までの期間が1年以上の銘柄であることを要します。

新華パークレーズ・キャピタル・チャイナ・アグリゲート・インデックス



競合関係

当社グループのマーケット・インデックス商品は、主に透明性、中立性、市場反映性、ポートフォリオへの組入容易度等の質の良さをアピールポイントとして競争を行っております。インデックスに関する中国市場における当社グループの主な競合他社は、中国内外のマーケット・インデックス提供会社です。

(2) 格付

概要

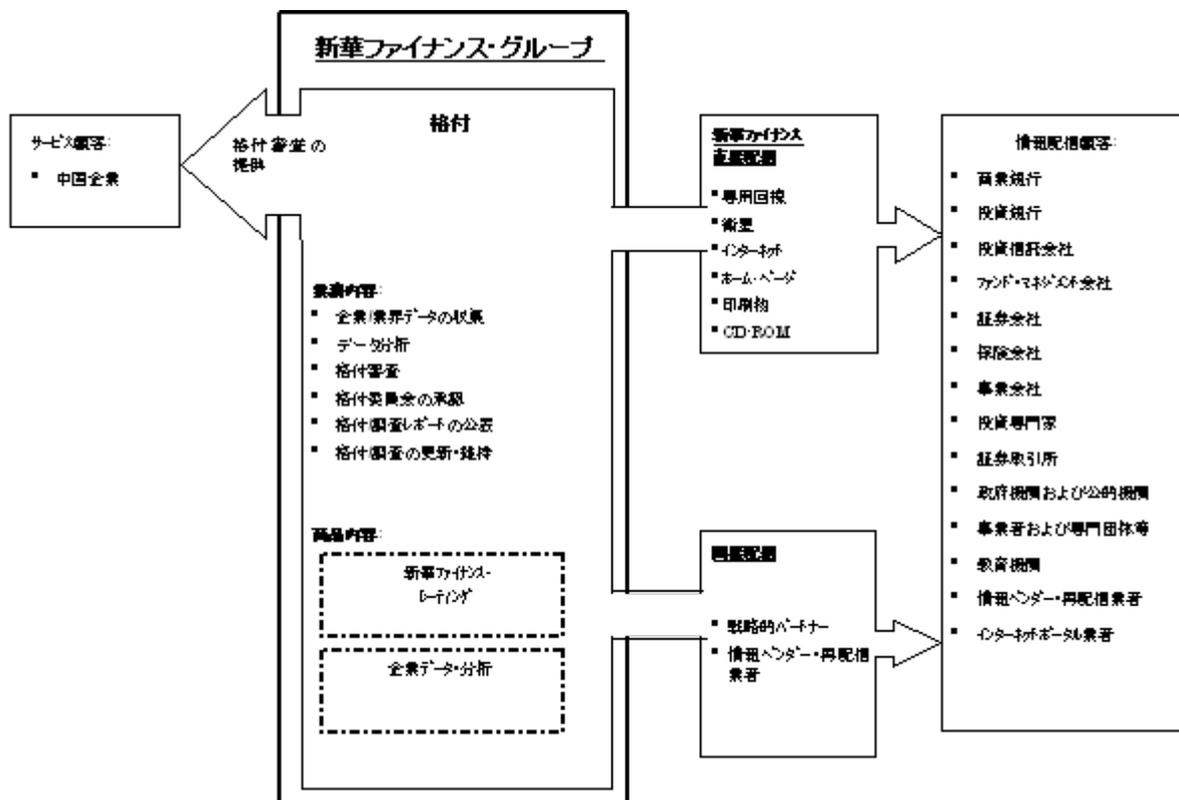
当社グループは、顧客に対し個別企業の信用度及び投資価値のより良い判断を行うことを可能にする広範な格付審査、格付レポート及び企業データを提供しております。中国では、当局が債券市場の構造的欠陥への対処に関心を高めていることに当社グループは注目しています。しかし、あらゆる取り組みにもかかわらず、中国の債券市場の規模は相対的に小さな規模に留まっています。債券市場の発展に責任を負う政府機関が明確ではないなどの構造的問題と、信用格付産業が未発達であることが重なって、市場の健全な発達が阻害されてきました。2008年には株式市場が大幅に縮小し、そのため規制当局は、債券市場の効率性の向上に向けた圧力も受けています。これが債券市場の改善に寄与し、その過程において信用格付事業への真の需要が創出されるものと期待されます。

2008年には、当社グループは、市場での評価を確立するとともに、他の事業とのシナジー効果を実現するため、格付事業を「新華ファイナンス」ブランドに統合いたしました。当社グループは、「新華ファイナンス」の名称の下で、中立的、客観的かつ将来性を考慮した格付レポートを中国の主要産業に提供しており、100社を超える企業をカバーしています。当社グループは、証券部門、銀行部門、不動産部門、エネルギー部門、医薬品部門等の特定の業界に関する格付レポートについても、主導的地位を確立しております。当社グループの格付チームは、中国の有力な経済・金融専門紙が中国の銀行と証券会社に授与する各種の賞において、候補者の審査や指名を行う独立した機関として荣誉ある役割を果たしました。

当社グループの格付レポートは、信用調査を必要とする銀行、又は社債やコマーシャル・ペーパー等の発行を行う発行会社、その他発行会社や債務者の信用度に関心を有する金融機関や政府機関、及び企業、投資家等に対し供給されております。また、格付レポートは、有機的成長又は合併及び買収を通じて中国市場への参入を模索している海外の顧客に対しても供給されております。

当社グループは、顧客に対し、格付レポート、産業部門リサーチ及び投資コメントに対するアクセスに応じて課金しています。

格付及び企業データ分析サービスに係る事業系統図は、以下のとおりです。

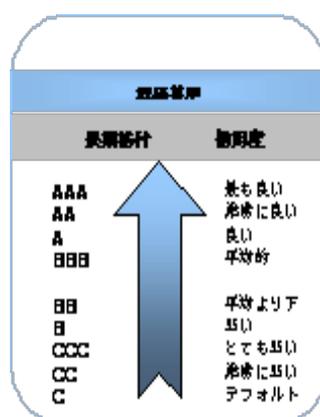


- 注1) 当社グループは国際市場において採用されている方法に基づき開発された中立的な格付及び調査レポートを提供し、顧客が発行体と借り手の信用状況を見極めることを可能にし、投資判断に付加価値をもたらします。
- 注2) 格付レポートは、中国市場に参入する戦略を模索する大手の機関投資家及び法人に対して販売されております。
- 注3) 料金体系としては、格付レポート、産業部門リサーチ及び投資コメントへのアクセスに応じて課金します。
- 注4) 格付レポートの顧客は、金融機関、企業及び投資家です。

格付レポート

新華ファイナンスの格付レポートは、中国の比較的發展途上の格付市場を対象としています。当社グループは、比較初期の市場である中国における信用格付の基礎となる方法及び実務を確立しました。当社グループの格付アナリストは、企業情報及びデータを調査・分析し、世界の金融市場において一般的に用いられている方法論に沿って格付レポートを作成します。そして、その格付レポートを当社グループの格付委員会に承認を得るため提出し、承認を得た後に外部に公表します。

当社グループの格付評価基準は、以下のとおりです。



当社グループの格付結果は、様々な活字及び電子メディア（インターネット及び証券取引業者及び投資家により広く使用されるリアルタイムの情報システムを含みます。）を通して公開されるプレス・リリースにより配信されております。当社グループの格付レポートは、フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン（International Herald Tribune）、アジア・ウォール・ストリート・ジャーナル（Asian Wall Street Journal）、ニューヨーク・タイムズ（New York Times）、ウォール・ストリート・ジャーナル（Wall Street Journal）、南華朝報（South China Morning Post）、同様に、中国の三大金融新聞である中国証券報（China Securities News）、上海証券報（Shanghai Securities News）、証券時報（Securities Times）等の金融新聞及び地方紙に引用されております。

競合関係

新華ファイナンスの格付業務は、現在、世界の金融市場において一般的に用いられる方法論に従って開発された信用格付の提供会社として中国における独自の地位を築いているため、他の信用格付機関との競争は限られております。また、海外の格付機関との競争についても、他の海外格付機関はもっぱら、国際市場で債券を発行した中国のごく一部の会社の格付しか行っていないため、現在のところ、限られております。その一方で、当社の中国における100社以上に及ぶ格付対象は、銀行、証券、石油・ガス、公益事業、新エネルギー、不動産、インフラストラクチャー、薬品などを含む非常に広範囲に渡っています。加えて、成長を続ける市場の需要を満たすため、格付対象をさらに拡大する過程にあります。将来、本土における、海外格付機関に対する中国の格付市場への参入規制が緩和されることにより、当社が競争に直面する可能性は否定できません。現在のところ、3大海外信用格付機関は本土におけるパートナーを経由して市場に参入するにとどまり、その活動はおおむね開発段階にあると思われます。また、当社グループは、中国市場に関する理解力及び深い知識並びに世界の金融市場において一般的に用いられる方法論を採用する格付機関としての独自の競争力を有しているため、それらの格付機関に対し効果的に競争できると確信しております。

(3) ソリューション

概要

当社グループのソリューション事業は、各機関、ファンド、政府機関及び個人に対して総合的な市場データ及び調査を提供しています。当社グループは、約80,000台の端末を通じて中国のトップ115の商品ブローカーに対しリアルタイムのコンテンツを提供しています。当社グループの金融端末事業は、当社グループの金融情報の別の主要メディアを提供しています。当社グループは、現在は商品・先物データに重点を置っていますが、株式、債券及び外国為替等その他主要な種類の資産へと拡大する予定です。

同時に、当社グループは、ソリューション事業を通じて、金融リサーチサービス、付加価値サービス並びにリスク分析及びレポートサービスに事業を拡大しているところです。当社グループの子会社であるBOABCは、農業により影響を受ける政府政策、製品、産業連環及び他の産業について詳細な分析を提供しています。当社グループの付加価値サービスとしては、SMSやモバイルアプリケーションを通じて現物商品の値付け情報を約30,000の顧客に提供しています。当社グループのリスク分析及びレポート部門は、金融機関が主に株式市場とファンドマネジャー向けに投資リスク分析レポートを作成する手助けとなっています。

当社グループのソリューション事業でのその他のサービスとしては、中国における国際的な事業体に関するデータの提供があります。当社グループは、エーヴォックス・リミテッド(ドイツ取引所の75%出資会社)とのパートナーシップでサービスを提供しており、顧客は中国国内の金融機関です。

競合関係

ソリューション事業での競合関係は、ある分野では限定的である一方で、その他の分野では非常に厳しいものとなっています。端末サービス部門では、現在のところ競合は限定的です。しかしながら、当社グループは、中国のインデックス先物市場は拡大すると考えており、競合も厳しくなると予想しています。金融リサーチ部門に関しては、BOABCは、市場において直接の競合他社はありません。特殊な農業関係の調査を行う小規模の会社は存在するものの、その商品は限られており、現在のところBOABCと事実上競合しておりません。付加価値サービスに関しては、当社グループは、市場において優位を確保しているものの、現時点では非常に競争が激しくなっています。リスク分析及びレポート部門では、最近他のベンダーも市場に参入し始めたものの、最初にかかるサービスを市場に供給したのは当社グループです。事業体に関するデータサービスでは、競合は存在するものの、大半の顧客がデータ提供サービス会社を複数利用するため、直接的に競合するというよりは補完的なものとみなすことができます。

4【関係会社の状況】(2008年12月31日現在)

(1) 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

(2) 連結子会社の状況

2008年12月31日現在の当社のグループの主要な連結子会社及び関連会社の状況は、以下のとおりです。

| 名称 | 住所 | 主要な事業の内容 | 議決権に対する提出会社の所有割合 | 資本金 | 当社との関係 |
|---|------------------------|---------------------|------------------|----------------------|---|
| 北京アルファ・フィナンシャル・エンジニアリング・カンパニー・リミテッド (Beijing Alpha Financial Engineering Co., Ltd.) # | 中華人民共和国、北京、平谷区 | ソフトウェア技術開発 | 100% (100%) | 2,500,000.00 人民元 | 該当事項なし |
| 北京オリエン特・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッド (Beijing Orient Agribusiness Consultant Co., Ltd.) # | 中華人民共和国、北京、朝陽区 | 農業情報の提供 | 95% (95%) | 2,200,000.00 人民元 | 該当事項なし |
| チャイナ・ファイナンス・リミテッド (China Finance Limited) | 台湾、台北、敦化北路 | 金融情報サービスの提供 | 100% (100%) | 1,000,000.00 新台湾元 | 当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他業務を提供 |
| フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド (Fortune China Public Relations Limited) | 香港、上環 | PR及びIRサービスの提供 | 100% (100%) | 1,000,000.00 香港ドル | ・当社の100百万米ドルの保証付優先社債の保証人 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供 |
| FTSE新華インデックス・リミテッド (FTSE/Xinhua Index Limited) | 香港、上環 | インデックス関連商品及びサービスの提供 | 50% (50%) | 10,000.00 香港ドル | 取締役1名兼任 |
| マーケット・ニュース・インターナショナル・インク (Market News International Inc.) | アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク | 金融ニュース・分析の提供 | 100% | 97,276.00 米ドル | ・当社の100百万米ドルの保証付優先社債の保証人 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供 |
| マーケット・ニュース・サービス(インターナショナル)インク (Market News Service International Inc.) # | アメリカ合衆国、ネバダ州、カーソン・シティ | 金融ニュース・分析の提供 | 100% (100%) | 100.00 米ドル | 該当事項なし |

| 名称 | 住所 | 主要な事業の内容 | 議決権に対する提出会社の所有割合 | 資本金 | 当社との関係 |
|---|--------------------------|---|------------------|----------------------|---|
| 上海ファー・イースト・クレジット・レイティング (Shanghai Far East Credit Rating Co., Ltd.) # | 中華人民共和国、上海、盧湾区 | 中国国内格付提供会社 | 50% (50%) | 30,000,000.00 人民元 | 該当事項なし |
| 上海華財インベストメント・アドバイザー・カンパニー・リミテッド (Shanghai Huacai Investment Advisory Company Limited) | 中華人民共和国、上海長寧区 | ビジネスコンサルティング業 | 100% (100%) | 7,500,000.00 米ドル | 該当事項なし |
| 上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッド (Shanghai Pobo Data and Information Network Consulting Co., Ltd) # | 中華人民共和国、上海浦東区 | ソフトウェア開発及び販売 | 60% (60%) | 1,000,000.00 人民元 | 該当事項なし |
| 上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッド (Shanghai TongXin Information Technology Consulting Co., Ltd.) | 中華人民共和国、上海楊浦区 | コンピュータ・ソフトウェア及びハードウェアの提供に関するサービス並びに情報コンサルティング | 80% (80%) | 500,000.00 人民元 | 該当事項なし |
| SMRAインターナショナル・インク (SMRA International, Inc.) # | アメリカ合衆国、ニュージャージー州、スキルマン | 分析レポートの提供 | 100% (100%) | 1.00 米ドル | 該当事項なし |
| ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク (Stone & McCarthy Research Associates, Inc.) | アメリカ合衆国、ニュージャージー州、プリンストン | 分析レポートの提供 | 100% | 181.82 米ドル | ・当社の100百万米ドルの保証付優先社債の保証人 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供 |
| 新華ファイナンス・ジャパン株式会社 (Xinhua Finance Japan Limited) | 東京都千代田区 | 金融情報サービスの提供 | 100% (100%) | 119,000,000 円 | ・取締役1名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供 |

| 名称 | 住所 | 主要な事業の内容 | 議決権に対する提出会社の所有割合 | 資本金 | 当社との関係 |
|---|----------------|-----------------|------------------|-------------------------|---|
| 新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド (Xinhua Financial Network Limited) # | 香港、上環 | 金融情報サービスの提供 | 100% (100%) | 1,469,914.05 香港ドル | ・取締役1名兼任 ・当社の100百万米ドルの保証付優先社債の保証人 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供 |
| 新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド (Xinhua Financial Network (Beijin) Limited) # | 中華人民共和国、北京、朝陽区 | 金融情報サービスの提供 | 100% (100%) | 2,550,000.00 米ドル | 当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他業務を提供 |
| 新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッド (Xinhua Financial Network Korea Company Limited) # | 大韓民国、ソウル、中区 | 金融情報サービスの提供 | 100% (100%) | 2,306,260,000.00 ウォン | 当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他業務を提供 |
| 新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド (Xinhua Financial Network (Shanghai) Limited) # | 中華人民共和国、上海浦東区 | 金融情報サービスの提供 | 100% (100%) | 350,000.00 米ドル | 当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供 |
| 新華 FTSE(北京)コンサルティング・リミテッド (Xinhua FTSE (Beijing) Consulting Limited) | 中華人民共和国、北京朝陽区 | ビジネス情報コンサルティング業 | 50% (50%) | 80,000.00 米ドル | 該当事項なし |

(注) 1 その他当社グループの子会社は16社存在しますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 議決権に対する提出会社の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

3 議決権に対する提出会社の所有割合が50%未満である会社は、上記の表に記載されておられません。

4 上海ファーイースト・クレジット・レーティング・カンパニー及び、上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッドの出資持分は、ノミニーを通じて保有されております。

5 #の付されている子会社は特定子会社です。

6 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

7 提出会社の連結財務諸表に重大な影響を与えている債務超過の状況にある子会社はありません。

(3) 持分法適用の関連会社の状況

| 名称 | 住所 | 主要な事業の内容 | 議決権に対する提出会社の所有割合 | 資本金 | 当社との関係 |
|---|------------------|-----------------|------------------|---------------------|--|
| ニンボー・ファー・イースト・クレジット・レーティング・カンパニー・リミテッド (Ningbo Far East Credit Rating Co., Ltd.) | 中華人民共和国、寧波、保稅区 | 信用格付及びコンサルタント業務 | 20% (20%) | 3,000,000.00 人民元 | 該当事項なし |
| 新華ファイナンス・メディア・リミテッド(注4) | グランド・ケイマン、ケイマン諸島 | 投資持株会社 | 31.8% | 140,115.887 米ドル | 取締役1名兼任、当社より経営、マーケティング、財務・法務・運営その他業務を提供、内部資金提供 |

(注) (1) 議決権に対する提出会社の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

(2) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関連会社はありません。

(3) 提出会社の連結財務諸表に重大な影響を与えている債務超過の状況にある関連会社はありません。

(4) 新華ファイナンス・メディア・リミテッドは、2009年1月15日付で株主の承諾を得たうえで、2009年2月15日付で新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッドに社名変更しました。

(4) その他の関係会社の状況

該当事項ありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2008年12月31日の時点で、当社グループは465名の従業員を有しております。地域ごとの従業員の数、以下の表のとおりです。

| | 従業員数(人) |
|--------|---------|
| 中国 | 330 |
| 欧州 | 24 |
| その他アジア | 30 |
| 米国 | 81 |
| 計 | 465 |

(注) 当事業年度中の従業員数の減少は、主に、非中核事業であるマージェント、キネティック、ワシントン・アナリシスの売却とXFメディアの非連結化によるものです。

(2) 提出会社の状況

2008年12月31日の時点で、当社の従業員は3名となっております。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 従業員数 | 3人 |
| 平均年齢 | 41.79才 |
| 平均勤続年数 | 6.06年 |
| 平均給与 | 1年あたり、316,667米ドル (29百万円) |

(3) 労働組合の状況

当社グループの従業員との労使協約又は団体交渉協約はなく、また雇用問題に関する重要な紛争、申立て、調査及び訴訟も存在いたしません。

第3【事業の状況】

以下の当社グループの財政状態及び経営成績の検討及び分析は、本報告書に添付された財務諸表及び注記に関連づけて読まれる必要があります。別段に示されない限り、当社グループの財務諸表及び以下に記載される財政状態及び経営成績の検討及び分析は、日本のGAAPに従って作成されております。また、かかる財政状態及び経営成績の検討及び分析は、将来の事実及び経営成績に関する当社グループの現時点における見解を反映した予想を含んでおります。当社グループの実際の経営成績は、「事業等のリスク」における記述を含むいくつかの要因の結果によりこれらの予想と大きく異なる可能性があります。

1【業績等の概要】

「7. 財務状態及び経営成績の分析」をご参照下さい。

顧客所在地別売上高

当社グループの売上高を地域別に区分した百分比で示すと以下のとおりになります。

| | 2008年12月期 | | |
|-----|-----------|--------|--------|
| | 売上高 | | 構成比 |
| | (千米ドル) | (百万円) | |
| アジア | 220,151 | 20,040 | 78.8% |
| 北米 | 58,693 | 5,343 | 21.0% |
| 日本 | 468 | 43 | 0.2% |
| その他 | 39 | 4 | 0.0% |
| 計 | 279,351 | 25,429 | 100.0% |

| | 2007年12月期 | | |
|-----|-----------|--------|--------|
| | 売上高 | | 構成比 |
| | (千米ドル) | (百万円) | |
| アジア | 162,202 | 14,765 | 63.0% |
| 北米 | 94,689 | 8,620 | 36.7% |
| 日本 | 637 | 58 | 0.2% |
| その他 | 148 | 13 | 0.1% |
| 計 | 257,676 | 23,456 | 100.0% |

2008年12月31日に終了した会計年度のキャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・フロー

2008年度における営業活動によるキャッシュ・フロー収入は57,491千米ドル(5,233百万円)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

2008年度における投資活動によるキャッシュ・フロー支出は82,347千米ドル(7,496百万円)となりました。主なキャッシュ・フロー支出は、主に、XFメディアの子会社取得に係る追加の支払対価60,999千米ドル(5,553百万円)及び2008年12月31日付でXFメディアが連結対象から外れたことによる会計上の影響によります。キャッシュ・フロー収入は、主に、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入86,728千米ドル(7,895百万円)によります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

2008年度における財務活動によるキャッシュ・フロー支出は27,302千米ドル(2,485百万円)となりました。キャッシュ・フロー収入は、主に、XFメディアの転換権付優先株式発行に係る手取金27,381千米ドル(2,492百万円)によります。キャッシュ・フロー支出は、主に、社債の償還48,739千米ドル(4,437百万円)、及び支払利息17,039千米ドル(1,551百万円)が含まれます。

現金残高

上記の「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」により、2008年度末の現金及び現金同等物の残高は57,624千米ドル(5,246百万円)でした。2008年度末の貸借対照表上の現金及び預金残高は75,289千米ドル(6,854百万円)となりました。現金及び預金残高に、市場性のある有価証券340千米ドル(31百万円)を加え、担保に供している預金18,004千米ドル(1,639百万円)を差し引いた結果、現金及び現金同等物の残高は57,624千米ドル(5,246百万円)です。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社グループはサービス提供会社であるため、該当する事項はありません。

(2) 販売の状況

「7.財務状態及び経営成績の分析」をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

当社グループは、事業に関する以下のような問題点を解決するため、引き続き措置を講ずる予定です。

競争の激化 中国の金融業界が規制緩和を続けるのに従い、より多くの競合他社が中国市場に参加するようになり、競争は激化すると予想されます。

対策

- 中国市場における新たな基準をもたらすサービスの継続的な発表 競争力を維持するため、当社グループは、サービスに深みと広がりを加えること及び中国市場に対して実績のある技術及び手法を適用することにより、引き続き中国の資本市場に新たな基準(例えばインデックス計算の方法論、格付計算の方法論、ディスクロージャー、コーポレート・ガバナンス等に関する標準仕様)をもたらします。
- 当社グループのサービス提供を拡大・拡張し実績のある専門技術を獲得するための戦略的提携の継続的遂行 当社グループは、中国に導入すべきさらなる商品を当社グループに供給し、かつ新たな収入をもたらすような戦略的提携を継続することを意図しております。

強固かつ安定した経営陣 中国の急速に発展し続ける市場環境並びに当社グループの中国での成長戦略は、当社グループの経営において強固かつ安定した経営陣を必要としております。

対策

- 国際経験を有する強固な経営陣の確保及び勧誘 当社グループの国際的な経営陣には、中国、アジア及び海外においてビジネスを構築する広範な経験を有する経験豊かな経営者がおります。能力の高い熟達した経営者を継続して雇用することは当社において優先順位の高い事項です。

- ・ 株式報酬制度を通じた経営陣の利益と株主利益との一致 本制度により、当社の経営陣は株式についての権利を有することになり、経営陣が当社の長期的成功のために活動することを奨励することになります。
- ・ 当社を保護するための重要な経営者との間の役務提供契約 既存の重要な経営者及び買収対象会社から受け入れた経営者は、競業避止義務、非開示義務及び機密保持義務を規定する役務提供契約に署名することを求められます。当社グループは主要な経営者は将来も引き続き同様の契約に署名する予定です。

4【事業等のリスク】

事業等のリスク

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

継続的な買収により、当社グループの事業及び見通しを評価することは難しくなっております。

当社グループは急成長企業にありがちなリスクに対応するための十分な経験を有していない可能性があるため、事業の見通しを評価することが難しくなっております。こうしたリスクには、以下の項目が含まれます。

- ・ 商品・サービスの開発・改良、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持ができないこと
- ・ 当社グループの商品を提供・配信するために使用するシステムの十分かつ効率的な運営、更新及び開発ができないこと
- ・ 適切なコスト管理の維持ができないこと
- ・ 有能な人材の採用及び確保ができないこと
- ・ 競争の激しい市場への対応ができないこと

当社グループが上記のリスクに対応できなかった場合、当社グループの事業は重大な悪影響を受けるおそれがあります。更に、本有価証券報告書に含まれる財務諸表は、当社グループは歴史が浅いこと、急速に拡大したこと及び買収を続けていることから、当社グループの業績を示すものとはならず、当社グループの将来の業績に関して信頼できる指標とはならない可能性があります。

当社グループは、将来的に利益を計上することができなくなる可能性があります。

当社グループは、将来純損失を回避できる又は収益性を実現できることを保証することはできません。当社グループは、買収により多額ののれんを計上しており、日本のGAAPに従い20年を上限とする期間で償却します。更に、2003年12月31日以降に行われた当社の株式公開及び私募に関連して発生した新株発行費用及び関連費用は、日本のGAAPに基づく費用として計上されました。更に、のれんの増加を招く新たな買収、収益計画の未達成又は買収先企業の統合の遅れは、将来、大幅な営業損失及び純損失を招く可能性があります。

当社グループが既存のパートナーシップ及び合併事業を維持し、適切に運営することができなかった場合、当社グループの事業は損害を被る可能性があります。

当社グループの商品、知識及びブランドネームのいくつかは、当社グループの戦略的パートナーシップ及び合併事業に依拠しております。かかるパートナーとの関係、当該パートナーの経営又はかかる合併事業の経営が深刻に悪化した場合、重要な商品を提供し、顧客を獲得・維持する当社グループの能力もまた、深刻な悪影響を受ける恐れがあります。当社グループは、当社グループの合併事業パートナーが常に当社グループの事業に従事することを保証することはできません。

最近の買収及び将来における買収が当社グループの事業管理能力に悪影響を与える可能性があります。

選り抜いた企業買収は、当社グループの事業を更に拡大するための当社グループの戦略の一部となっております。当社グループは、最近、多くの企業の買収を完了しており、適切な機会を与えられれば、更に補完的な会社、商品又は技術を買収する可能性があります。将来における買収及びその後の当社グループへの被買収会社の統合に際し、当社グループの経営陣がかなりの注意を払うことが必要となる場合があります。当社グループの経営陣が注意を払うこと及び統合のプロセスで遭遇する何らかの困難により、当社グループの事業管理能力が悪影響を受けるおそれがあります。将来の買収は、当社グループを潜在的なリスクにさらすおそれがあります。こうしたリスクには、新たな事業、技術、及び人材の融合に伴うリスク、予見しえない又は隠れた債務が発生・存在するリスク、当社グループの既存の事業及び技術からのリソースが分散するリスク、買収のコスト及び費用に見合う十分な収益を上げられないリスク、並びに新規事業の統合の結果、従業員、顧客、及びサプライヤーとの関係を失い又は損なう可能性があるリスクが含まれます。

当社グループは、最近の買収及び将来における企業の買収から期待する利益を得られない可能性があります。

戦略的な買収は、当社グループ全体の成長戦略の重要な部分を占めております。当社グループは、過去において、様々な商品、顧客基盤、市場アクセス及び人材の獲得にとって極めて重要な買収を行ってきました。このような買収先企業の統合には、経営陣の関与、従業員の熱心な努力及び有能なリーダーシップが大いに求められます。良好な統合プロセスは、買収利益の実現において重要なものとなっております。当社グループは、統合過程を監視するため統合委員会を設置しましたが、当社グループが近年及び将来の買収先企業を統合するにあたり困難に直面した場合、これにより当社グループの事業が悪影響を受けることになります。更に、当社グループは、買収から期待する収益及び費用に関するシナジーが実現されることを保証することはできません。買収が期待される成果をもたらすとの保証はなく、また上記に記載した事項等により本買収に関し、当社が損失を被るおそれもあります。

当社グループは、当社グループの商品及びサービスの一部の再配信において競合他社に依存しております。

当社グループは、当社グループの商品及びサービスの一部をエンドユーザーに再配信するにあたり、多くの第三者のオンライン・ネットワークに依存しておりますが、かかる第三者ネットワークの所有者及び運営者の多くは、当社グループの主な事業分野において、当社グループと競合しております。かかる企業のいずれかが、将来、かかる商品及びサービスの再配信の継続を拒絶した場合、又はその条件をより不利に設定した場合、当社グループは、そのサービスを効率よく配信できなくなる恐れがあり、当社グループの事業が損害を被る可能性があります。

当社グループは、事業の遂行及び商品・サービスの顧客への配信にあたり、第三者からのサービスに依存しており、これらの商品及びサービスの質の低下や提供の中断があった場合、顧客が当社グループの商品の利用を継続しない可能性があります。

当社グループは、当社グループの商品及びサービスを提供するにあたり、特定の第三者のコンピューター・システムに依存しております。かかる第三者プロバイダーが、必要なサービスを適時に当社グループの顧客に対して提供できない場合は、当社グループの商品・サービスは、当社グループの顧客の要求どおりに提供されず、当社グループの評価及びブランドが損なわれます。更に、これら第三者と当社グループとの取決めが解消された場合、当社グループは、適時に又は当社グループにとって有利な条件で、代替的なサポート提供者を探すことができない可能性があります。

当社グループが商品及びサービスを提供し改良する能力を維持しこれを更に発展させなかった場合、当社グループは収益成長を確保できない可能性があります。

金融サービス・メディア業界は変化が激しく、当社グループのような企業は、投資決定にあたり当社グループが提供するような商品・サービスを利用する非常に要求水準の高い顧客基盤に対して、適時かつ適切なコンテンツ及び分析を提供する必要があります。当社グループがかかる能力を維持できない場合、又は継続的に改良を行い顧客のニーズの変化に対応できなかった場合、当社グループの売上げ及び収益性が低下する可能性があります。

新規及び既存の競合他社との競争に勝てなかった場合、当社グループは市場シェアを失い、収益性に悪影響が生じる可能性があります。

当社グループは、主に他のグローバルな金融情報・分析業者と競合しております。当社グループは、中国市場において優位な地位及び豊富な経験を有していると信じておりますが、競合他社の多くは当社グループに比べ、長い営業実績、幅広い商品群、豊富な資金力及び国際的に高い認知度を有しております。中国市場の最近の成長を考慮すると、かかる競合他社の殆どは、この地域により力を入れてくることが予想され、当社グループの事業分野における競争は激化する傾向にあります。当社グループは、新規及び既存の競合他社との競争に勝つことを保証することはできません。

当社グループは、他社による当社グループの知的財産の利用を阻止できない可能性があり、この場合当社グループの事業に悪影響が生じ、訴訟に巻き込まれる可能性があります。

当社グループは、当社グループのコンテンツ、ドメイン名、商号、商標及び類似する知的財産は、当社グループの成功に不可欠なものであると考えております。当社グループは、商標保護、著作権及び機密保持に関する法令及び契約に依拠することにより、当社グループの知的財産権の保護に努めております。中国における商標保護及び機密保護は、日本、米国その他の国々と同等の効力を有さない可能性があります。当社グループが専有する技術及び情報の不正利用を規制することは、困難でありかつ多額の費用を要します。

当社グループが講じてきた措置は、当社グループ専有の技術及び情報の不正利用の防止のためには十分でなかった可能性があります。いかなる不正利用も、当社グループの事業及び業績にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。更に、当社グループは、当社グループの知的財産権を主張するため法的手段を用いなければならなくなる可能性もあります。当社グループの知的財産に関連する訴訟は、多額の出費並びに経営資源及び経営陣の労力の分散を招く可能性があります。

当社グループの事業は、経営幹部による継続的な努力に大きく依拠しており、彼らの経営への関与が失われた場合、当社グループの事業に深刻な混乱を招く可能性があります。

当社グループの将来における成功は、当社の経営幹部の継続的な任務の遂行に大きく依拠しております。当社グループは、かかる経営幹部の事業運営、資金調達、金融情報及びメディア業界に関する専門知識並びに株主、戦略的パートナー及び規制当局との関係に依拠しております。経営幹部のうちの1名又は複数が現行の地位を継続できなくなったか又はその意欲を失った場合、当社グループはかかる経営幹部を容易に交代できないか、又は全く交代できない可能性があります。その結果、当社グループの事業が深刻に悪化し、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が生じ、当社グループが人員を確保し育成するための追加費用を負担しなければならなくなる可能性があります。

また、かかる経営幹部のいずれかが競合他社に加わるか又は競合会社を設立した場合、当社グループは、顧客及び戦略的パートナーを失う可能性があります。当社の経営幹部の各々は、当社との間で、機密保持及び競業禁止の規定を含む雇用契約を締結しております。当社の経営幹部と当社との間で何らかの紛争が生じた場合、当社は、かかる契約が有効に適用されるかにつき保証することはできません。

当社グループが貴重な人材及び能力の高い従業員を採用、育成及び確保することができない場合は、当社グループの事業が悪影響を受ける可能性があります。

当社グループは、ニュース制作業務を維持かつ拡充するための編集社員、より綿密な分析を提供するアナリスト、配信プラットフォームを維持かつ拡充するための情報技術及びエンジニアリング社員、商品を販売するためのマーケティング社員、並びに経営をサポートする管理事務スタッフを含む従業員を追加的に雇用する必要があると考えております。当社グループがこのような分野において十分な従業員を発掘、採用、雇用、育成及び確保できない場合、又は既存社員に対し十分なインセンティブ等を提供できず、その結果彼らを確保しておくことができない場合は、当社グループの商品及びサービスは、ユーザーの期待に反し、その結果かかるユーザーが競合他社に流れ、ひいては、当社の事業及び経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。

現在及び将来の経営組織の拡大を適切に管理できない場合は、当社グループの事業は悪影響を受けるおそれがあります。

当社グループの事業は、ここ数年の間に非常に急速な成長を遂げ、これに伴って、組織を急速に拡大してきましたが、今後も組織及び人員を更に拡充する予定です。当社グループの今日までの成長は、当社グループの経営陣、システム及び経営資源に著しい負担を強いるものであり、かつ当社グループの予想される将来の事業においても引続き負担を強いることになると予測されます。当社グループの人材を育成し活用することに加え、財務管理及び経営管理並びに報告システム・手続を引続き改善、開発する必要があります。当社グループが、経営組織の拡大を効率的又は効果的に管理できることは保証されておらず、かかる管理ができない場合には当社グループの将来の成長が制約され、当社グループの事業戦略が妨げられる可能性があります。

必要となる追加的資本を獲得できない可能性があります。

当社グループは、現在の現金及び現金同等物、営業活動からのキャッシュ・フロー及び資金調達活動による手取金が、予見可能な将来における当社グループの現金需要予定を満たすのに十分であると信じております。しかし、自らが投資又は買収を決断した場合を含め、事業環境の変化又はその他の将来の発展により、追加資金を必要とする可能性があります。かかる資金が当社グループの現金需要を満たすのに不十分である場合、当社グループは、新たな株式若しくは債券の発行をし又は新たな信用枠の取得を図る可能性があります。追加的な株式の発行は、当社グループの株主にとって、さらなる希薄化をもたらすこととなります。新たな債務を負うことにより、元利金支払義務が増大し、債務の負担に伴い当社グループの事業活動を制約するような事業・財務制限条項を負う可能性があります。当社グループが受け入れられる金額又は条件による資金調達ができるとの保証はありません。

当社グループの商品及びサービスの中に含まれている情報のために提訴される可能性があり、防御に時間と多額の費用がかかる可能性があります。

当社グループの商品及びサービスは、証券の評価額、企業分析のレポート及び企業格付といった情報を含んでおります。いずれかの情報が誤り若しくは虚偽又は誤解を招く情報を含んでいた場合、第三者が、当該情報の使用に関連して被った損失について当社グループに対して法的手続を起こす可能性があります。いかなる請求も、根拠の有無にかかわらず、防御に時間と多額の費用がかかり、訴訟になり、かつ経営陣の注意及び労力を分散させるおそれがあります。

当社グループ資産の一部の価値が当社グループの財務諸表中で計上した価額より減少する可能性があります。

当社グループの連結財務諸表に記載している、のれん、無形固定資産及び有価証券資産等の当社グループ資産の一部は、定期的な減損テスト及び評価替えの対象となります。当該テストにより、それらの資産が簿価より低い価値しかないと判断された場合、それらの価値は切下げられ、当社グループの財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

当社グループ子会社の当社に対する配当金の支払が規制又は制限された場合、当社の株主に対する配当可能資金が減少することになります。

当社は持株会社であり、完全子会社及び関係会社等の出資持分以外は、重要な資産を有しておりません。その結果、当社の株主に対する配当金の支払は、子会社から支払われる配当金、経営指導料その他のフィーに依存しております。仮に将来において子会社が負債を負った場合、当該負債に関連する契約には当社に対する配当その他の支払を制限する条項が盛り込まれている可能性があります。また、子会社の設立準拠法に係る規制基準によっても、当社への支払能力が制限される可能性があります。中国国内の子会社に関する規制については、「中国で事業を行うことに関するリスク - 中国からの支払は、制約され統制される場合があります」をご参照ください。

当社は、過去に配当金の支払を宣言又は実行したことがなく、近い将来においてもこれらを行わない可能性があります。

当社は、現在行っている事業における主導的地位を維持・強化し、企業価値を最大化するため、現時点においては、配当可能利益を事業に再投資し事業拡大のための資金に充当することを検討しております。これに伴い、近い将来において配当金支払の宣言又は支払を行わない可能性があります。

当社の事業及び経営成績は世界的な金融市場の動向によって悪影響を受ける可能性があります。

当社は、その収益を主として金融情報及びその他の関連するサービスの提供から得ており、当社の顧客基盤は、主として金融機関及びその他の世界的な市場の参加者となっております。当社の製品及びサービスに対する顧客の需要は、世界的な経済、とりわけ世界的な金融市場の情勢によって影響されます。金融情勢又は経済情勢の不振により、投資家の証券に対する需要又は証券を発行する意欲若しくは能力が減退した場合、世界的な金融市場における活動水準、顧客の業績又は当社の製品及びサービスに対する需要が低下する可能性があります。

数多くの国で事業を行うことにより当社はより多くのリスクに直面します。

当社は、米国、アジア及び欧州に事務所を有しており、その収益の過半をアジア圏内から得ております。異なる国々で事業を展開することにより、当社は、当社の営業若しくは顧客の当社の製品及びサービスに対する需要に影響するような法律及び規制上の要件の変更、通貨の移動に関する規制、輸出入の規制、並びに政治経済上の不安定さ等、数多くの法律、経済及び規制上のリスクに直面します。これらの要素により、当社の事業及び運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。

ハードウェア及びソフトウェアの不具合、コンピュータ及び通信システムの遅延、システム強化の失敗により当社の事業が害される可能性があります。

当社の成功は、当社のコンピュータ及び通信システムの効率的かつ連続した稼働に依存しております。当社のネットワーク又はデータ収集に不具合が発生した場合、データ、データベース及びサービスの配信、顧客注文並びに当社の事業の日々の運営の処理が阻害され、かつ、データの損傷及び喪失を生じる可能性があります。当社が必要とするデータ通信能力を提供する当社のコンピュータ環境に不具合が生じた場合、当社のサービスが中断する可能性もあります。また、システムの強化及び改善策が計画より大幅に遅延し、又は完成したシステムのパフォーマンスが不調に見舞われた場合、当社の評判が損なわれ、当社の事業を害する可能性があります。

当社の利率10%保証付優先社債に付された制約により当社の事業運営に悪影響が生じる可能性があります。

当社は、2006年11月に、100,000千米ドル(9,103百万円)の2011年満期利率10%保証付優先社債を発行しました。当社は、2008年9月に、社債のうち48,739千米ドル(4,437百万円)を償還し、2008年12月31日現在の社債の残高は51,261千米ドル(4,666百万円)となっています。2009年3月、当社は、さらに38,943千米ドル(3,545百万円)を償還し、2009年3月31日現在の社債の残高は12,318千米ドル(1,121百万円)となっています。社債の契約書には数多くの重大な制限条項が含まれており、市場情勢に対応し、当社の資金需要をみだす能力が限定される可能性があります。かかる制限条項は、特に、追加債務の負担、制限された支払、当社株式に対する分配又は配当、自己株式の取得、既存債務への弁済、企業間の借入又は貸付の実行又は弁済、資産の売却又は譲渡、株式の発行又は売却、債務保証、関係会社との取引、資産への担保権の設定、セールス・アンド・リースバック取引、資産の売却、投資、他の会社との合併又は統合、並びに異なる事業活動への従事等を行う当社の能力に対して制限を課しています。当社がこれらの制限条項を遵守することができるか否かは、当社の支配できない事由によって影響される可能性があります。また、制限条項を遵守するために当社の事業及び成長計画の一部を縮小せざるを得なくなる可能性もあります。

当社は、本優先社債、契約書その他の資金調達の場合に基づく制約及び誓約条項を遵守することができない可能性があり、それにより、本優先社債、契約書その他の資金調達の合意上の条項に基づきデフォルトに陥り、早期償還条項が発動される可能性があります。

当社が本優先社債、信託証書又は現在若しくは将来の資金調達その他の合意の制限及び誓約条項を遵守することが出来ない場合、それらの合意の条項に基づきデフォルトに陥る可能性があります。デフォルトが発生した場合、債権者は、状況に応じて、当社への貸付のコミットメントを中止し、早期償還条項を適用して既存債務の全額につき弁済期の到来を宣言し、又はかかる合意を終了するといった対応をとる可能性があります。これらの事態が発生した場合、当社の資産及びキャッシュ・フローが、全ての債務につき全額の弁済を行うのに十分である保証はなくまた、代替的な資金調達先が見付かるという保証もありません。仮に代替的な資金調達先が得られたとしても、当社にとって有利又は受け入れられる条件で資金が調達できるという保証はありません。

中国で事業を行うことに関するリスク

当社グループは、世界各国に拠点を有するグローバル企業です。当社グループは事業のかなりの部分について中国にフォーカスしており、従って中国に特有の一定のリスクにさらされます。このようなリスクのうち特に重要なものは以下のとおりです。

中国の金融市場の発展と成長に対する制約が当社グループの成長を妨げる可能性があります。

当社グループの事業のかなりの部分は中国で行われております。中国は、適格外国機関投資家が中国の上場会社に投資することを許可する規制を含め、外国及び国内投資についての法律を自由化してきております。当社グループは、当社グループの商品に対する需要が市場の自由化につれて概ね増加するだろうと期待しております。しかしながら、中国の成長と発展を制約する規制が中国市場に課された場合、中国での当社グループの事業の継続的成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、金融市場及びメディアという規制の多い産業で事業を行っているため、政府の政策及び規制の変更に従うこととなります。中国はこれらの産業について過去数年間は規制緩和を行っておりますが、この傾向は変化する可能性があります。その場合、当社グループは、より制約された環境で事業を行うことになる可能性があります。このことは、また、中国での当社グループの事業にマイナスの影響を与える可能性があります。

更に一般的には、中国における事業環境が国内又は海外の投資家の見込みよりも悪化した場合、中国での当社グループの事業が悪影響を受ける可能性もあります。そのような悪化は、天災、テロ、国内及び国際的な政治問題、市場の沈滞、又は政府の政策変更を含む非常に多様な要因により起こされる可能性があります。

中国の法令及びその解釈・運用には不確定な要素があります。

外国投資、メディア及び金融市場に関する中国の法律は、より成熟した市場における法律と比較して相対的に新しく制定されたものです。そこでは新たな法令が引き続き公布されております。当社グループは、現時点での出資構成、当社の完全子会社及び中国関連会社の出資構成や、当社とその完全子会社、中国関連会社及びこれらの株主との間の契約上の取決め、当社グループの事業運営、並びにこれを実施するための承認及びライセンスは、現時点におけるあらゆる中国の法令及び規則に適合していると確信しております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用、及び運用には多くの不確定要素があり、また、新たな法令の影響については未だ明らかではありません。従って、当社グループは、中国政府当局が最終的に当社グループの考えと異なる見解を有しないと保証することはできません。

中国からの支払は、制約され統制される場合があります。

当社は、中国において事業を傘下に持つ、ケイマン諸島において設立された持株会社です。当社の中国における子会社及びその他の会社からの配当及びその他の支払は、当社の株主に対する配当支払や中国国外での事業活動及び経費の支払の資金に充てるために、中国国外に送金する必要があります。現行の中国の規則は、当社の子会社が当社に対し中国の会計基準及び会計規則に従い算定される累積利益（もしあれば）からのみ配当を支払うことを認めております。また、中国における当社の子会社は、一定の準備金を調達するために、毎年累積利益（もしあれば）の10%以上を積立てなければなりません。そして、かかる準備金は現金配当として分配できません。中国における当社の子会社及び中国の関連会社から配当を全額受取れない場合は、当社グループ全体の財政状態及び当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。

中国国外への資金送金やその他の通貨に対する人民元の為替レートは、厳しく規制されています。為替レート管理体制及び中国国外への資金送金に影響を与える規制の変更が、中国国外における当社の支出への充当又は当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。更に、人民元とその他の通貨との間の為替レートの変動も、当社が中国から受ける他の通貨建ての資金額、ひいては投資家の投資価値に影響する可能性があります。当社株式における投資家の投資価値は、日本円と他の通貨の間の外国為替レートにも影響されます。

当社グループは中国では限られた範囲の事業保険にしか入っておりません。

中国の保険業界は、まだ発展の初期段階にあります。中国の保険会社は、限られた事業保険商品しか提供していません。その結果、当社グループは中国での経営に対し事業責任又は事業中断についての保険に入っておりません。何らかの事業中断、訴訟又は自然災害により、著しいコスト及び資源の分散という結果が生じる可能性があります。

本書に記載されている第三者による事実及び統計データが不正確な可能性があります。

中国の金融サービス・メディア業界及び経済に関する事項等、本書における第三者による事実及び統計データは、様々な行政及び研究機関の調査公表及び新聞記事から抽出したものです。当社グループは、表示されている事実及び統計データを当該情報源から確実に正確に転記するよう合理的な注意を払っておりますが、それらの事実及び統計データを当社グループで独自に検証しておりません。第三者が用いた情報収集方法に仮に瑕疵があったり又は十分でなかったりした場合は、本書の統計データが不正確である可能性又は他の国の経済について作成された統計データと比較できない可能性があります。過度に依拠すべきではありません。

株式に関するリスク

当社はケイマン諸島法に基づき設立されているため、同法制度上、投資家の利益を保護するのが困難である可能性があり、また投資家が日本の裁判所を通じて自己の権利を保護することが限られる可能性があります。

当社は、当社の基本定款及び附属定款並びにケイマン会社法及びその他のケイマン諸島の法体系に従うものとされており、ケイマン諸島法に基づく株主の権利及び取締役の受託者責任は、日本の制定法又は判例ほど明確に確立されていません。特に、ケイマン諸島法は、日本法に比べて投資家保護が極めて限定的です。従って、かかる法制度上、当社の一般の株主は、経営陣、取締役、又は支配株主の関わる訴訟において自己の利益を保護することに関して、日本、米国又はその他の国で設立された会社の株主よりも困難となる可能性があります。更に、ケイマン諸島において設立された会社の株主は、日本の裁判所において株主代表訴訟を提起する資格を持たない可能性があります。

当社がケイマン諸島で設立され、経営の一部を中国で行い、当社の取締役及び経営幹部の大多数が日本国外に居住しているため、投資家が当社若しくは当社の取締役及び経営幹部に訴訟を提起すること、又は当社若しくは当社の取締役及び経営幹部に対する判決についての執行を行う能力は限定されます。

当社はケイマン諸島で設立され、当社の中国での経営の一部は、中国における当社の完全子会社及び関連会社を通じて行っております。当社の取締役及び経営幹部のほとんどは日本国外に居住しており、それらの者のほとんど全部の資産は日本国外にあります。その結果、投資家は自己の権利が証券取引法等の下で侵害されていると考えた場合であっても、当社又は当社の取締役及び経営幹部に対し訴訟を提起することは困難又は不可能である可能性があります。投資家がこのような訴訟を提起することができたとしても、関連する管轄地域の法律が当社の資産又は当社の取締役及び経営幹部の資産に対して判決を執行することができないと判断される可能性があります。より詳細な情報は、ケイマン諸島及び中国の関連する法律をご参照ください。

将来、市場価格未満で当社の株式が発行された場合、当社の株式の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

ケイマン諸島の法律及び当社の定款のいずれも、市場価格未満による新株の発行につき株主の承認を必要としません。当社の経営陣が、企業買収又はその他の事業目的のために株式を市場価格未満で多数発行することを決定した場合、当社の株式の市場価格は、希薄化により悪影響を受ける可能性があります。

当社及び当社の株主は、取締役、経営幹部、会計監査人等の義務の履行に関してなされた行為（不作為又は同意に関与した行為を含みます。）に起因する損害につき補償を受けられない可能性があります。

当社の基本定款及び附属定款によると、当社の取締役、経営幹部、会計監査人等は、自らの義務又は予期される義務の履行に関する行為（不作為又は同意に関与した行為を含みます。）により発生するあらゆる訴訟、費用、損害等につき、当社の資産及び利益により保護されます。但し、ケイマン諸島法に基づく不正行為、重大な過失又は刑事犯罪に起因する場合は、この限りではありません。更に、当社の基本定款及び附属定款によると、当社の株主は、当社の取締役に対し、その義務の履行に関する作為又は不作為につき、請求又は訴訟を行うことができません（但し、ケイマン諸島法に基づく不正行為、重大な過失又は刑事犯罪につき行われる場合を除きます。）。従って、当社及び当社の株主は、取締役、経営幹部、会計監査人等の義務の履行に関してなされた行為（不作為又は同意に関与した行為を含みます。）に起因する損害につき十分な補償を受けられない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

新華通信社(XNA)

XFNとCEISは、2001年12月15日付で独占放送契約の追補としてのコンテンツ・ライセンス契約を締結し、同契約に基づき、CEISは、CEISを除いて唯一、XFN及びXFNの関連会社に対して、「新華」という語をXFN及びXFNの関連会社が世界で使用する権利だけでなく、CEISのリアル・タイム・ニュースフィードを配信する(中国を除く全世界における)独占的ライセンス、及び(中国における)非独占的ライセンスを許諾しました。同契約は、2000年5月18日から20年間効力を有し、両当事者間で合意する条件に基づきXFNの選択権により更に10年間延長することができるものとされており、

XNAは、本書を検討しておりません。XNAは当社グループの責任又は義務に対して何ら保証しないので、投資家は、XNAと当社との関係を当社の実績の保証として考慮したり又は依拠すべきではありません。

大手のニュース組織が、当社がXNAの支配下にあると述べる記事をその時々において公表したとしても、当社は独立した企業体として運営しており、本書に記載されている場合を除き、XNA及びXNAの関連会社は、当社グループの経営又は運営に何らの役割も果たしておりません。

新華/FTSEインデックス・リミテッド

XFN、FTSEインターナショナル・リミテッド及び新華/FTSEインデックス・リミテッド(XFI社)は、2001年3月21日付で、XFI社のガバナンス、XFIの株主としてのXFN及びFTSEインターナショナル・リミテッドの権利及び義務、並びにXFI社の株主としてのXFN及びFTSEインターナショナル・リミテッドの関係に関する株主間契約を締結しております。同契約は5年間効力を有し、以降も契約は継続しますが、いずれの者も12ヶ月前までに書面の通知により(この終了通知は最初の5年間を終了するまで行使できないものとされており、)同契約を終了させる権利を有するものとされており、

加えてXFNとXFI社は、2001年3月21日付で商標ライセンス契約を締結し、同契約に基づいてXFNはXFI社に対して、XFIのインデックス及びデータ商品の名称の一部として「Xinhua」又は「新華」の商標を使用するとともに、ライセンス対象証券/ファンド及び取引所系証券(同契約の定義に従った意味を有します。)に関連して当該商標のサブライセンスを付与する非独占的ライセンスを許諾いたしました。同契約に従い、XFI社は、XFNに対し、該当するロイヤルティ年度中の取引所系証券及びライセンス対象証券/ファンドのライセンス並びに関係するインデックスの使用又は配信に関連して同意した料率のロイヤルティを支払うものとされており、同契約は5年間効力を有し、以降も契約は継続しますが、早期に終了しない限り、いずれの者も12ヶ月前までに書面の通知により同契約を終了させる権利を有するものとされており、また、前の段落で述べた株主間契約が終了した時点で自動的に終了することとされており、

更に、XFNとFTSEは、2001年11月29日付で、分類システム・ライセンス契約を締結し、同契約に基づいてXFNはFTSEより、特定の目的のためにFTSEグローバル分類システムを使用し、複製し、表示し、又は参照する譲渡不能の非独占的権利を付与されております。同契約は12ヶ月間効力を有し、その後は12ヶ月間ごとに自動的に延長されますが、XFNが6ヶ月前に書面の通知をして同契約を終了させた場合はこの限りではなく、その際は、その時点の12ヶ月の期間が終了した時点でかかる通知の効力が発生するものとされており、同日付で、分類システムを用いたインデックスの計算は、XFNが計算の責任を引受ける日としてXFNとFTSEが合意した日までの間、株主間契約に従いFTSEによって行われます。

2011年満期利率10%保証付優先社債

2006年11月、当社は、1億米ドル(9,103百万円)の社債を発行しました。社債の発行による手取金は、ローンのリファイナンス、戦略的買収の資金源及び一般的な運転資金の調達に用いられました。2008年9月、当社はマージェントの売却に伴う手取金により社債のうち48,739千米ドル(4,437百万円)を償還しました。2008年12月31日現在の社債の残高は51,261千米ドル(4,666百万円)でした。2009年3月、当社は、さらに38,943千米ドル(3,545百万円)を償還し、2009年3月31日現在の社債の残高は12,318千米ドル(1,121百万円)となっています。

マージェント及びキネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッド

2008年6月、当社は、米国を本拠地とする金融データ提供会社である子会社のマージェント及び英国を本拠地とする指数算出会社であるキネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッドを、プライベート・エクイティ・ファンドであるカラーセル・キャピタル・パートナーズ・III・エル・ピーに93,500千米ドル(8,511百万円)で現金にて売却する契約を締結しました。

G7グループ

2008年11月、当社は、子会社であるG7グループが有する従業員、顧客契約及び知的財産を含む一部の資産をメドレー・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーに譲渡する契約を締結しました。譲渡対価は、重要でない金額でした。

XPRN

2008年11月、当社の子会社は、XPRNについて共同提携事業の権利等を、2002年にXPRNの提携事業を当社と共に開始したPRニュースワイヤー・アジア・リミテッドに売却する契約を締結しました。XPRNは、企業プレスリリース配信サービスを提供しています。売却対価は、現金で6,000千米ドル(546百万円)でした。

ワシントン・アナリシス

2008年11月、当社は、米国を本拠地として政策分析を行う子会社であるワシントン・アナリシスをグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーに売却する契約を締結しました。売却対価は当初現金価格14,000千米ドル(1,274百万円)で、今後3年間のワシントン・アナリシスの業績に応じて1,500千米ドル(137百万円)を上限とした追加の支払が行われるアンアウト条項がついています。

テイラー・ラファティエ

2008年12月、当社は、ニューヨークを本拠地としてIRサービスを提供する子会社であるテイラー・ラファティエの一部の資産をセージ・ホールディングス・エルエルシーに売却する契約を締結しました。クロージング時点における売却対価は1,000米ドル(0.1百万円)で、セージ・ホールディングス・エルエルシーが受領する手数料次第では追加支払いの可能性がります。

MNI

2008年12月、当社は、米国を本拠地とするニュース子会社であるMNIをドイツ取引所(Deutsche Börse AG)に売却する契約を締結しました。売却対価は、現金で10,000千米ドル(910百万円)でした。

6【研究開発活動】

金融情報サービス業界において、研究開発活動は、新商品の開発、既存の商品及びサービスの向上、販売メカニズムの向上を中心として行われます。当社グループは、これらの活動に対し、XFNの設立以来、投資を行っております。進行中の事業活動において、当社グループは、相当のリソースを研究開発活動に充てており、これらの活動に伴うコストは、主に損益計算書において費用として計上されております。

新商品開発活動において、当社グループのマーケット・インデックス部門は、当社グループの顧客の特定のニーズに応えるために既存のインデックスの精査・改善を継続的に行っております。当社グループの格付部門では、中国におけるビジネスの実状と慣習に国際金融市場において用いられている方法論を適用した、中国に関する産業部門レポートの開発を引き続き行っております。当社グループのソリューション事業の端末部門では、国際基準に基づく良質な金融コンテンツ及び効率的な分析ツールが求められる中国において、金融端末のソフトウェア・アプリケーションを引き続き開発しております。当社グループは現在、中国証券監督管理委員会に認可された中国における商品先物ブローカー業者の過半数に対してサービスを提供しています。

7【財政状態及び経営成績の分析】

重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の経営陣はこの連結財務諸表の作成にあたり、有価証券の減損、減価償却資産の償却年数の設定、繰延税金資産の評価等の重要な会計方針に関する重要な見積りを行い、これらの見積りは継続的に再評価が実施されております。但し、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの経営成績

以下の表は、日本GAAPに基づき、2007年12月31日及び2008年12月31日にそれぞれ終了した会計年度における当社グループの経営成績を表したものです。

単位：(千米ドル、括弧内は百万円)

| | 2008年12月期 | | 2007年12月期 | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 売上高 | 279,351 | (25,429) | 257,676 | (23,456) |
| 売上総利益 | 128,829 | (11,727) | 133,491 | (12,152) |
| 営業利益又は営業損失() | 44,838 | (4,082) | 13,073 | (1,190) |
| 経常利益又は経常損失() | 54,789 | (4,987) | 14,830 | (1,350) |
| 当期純利益又は当期純損失() | 268,322 | (24,425) | 23,497 | (2,139) |
| EBITDA* | 160 | (15) | 28,672 | (2,610) |

* EBITDAは、営業損益に減価償却費、償却費及びのれん償却額を加算したものと定義されています。

当社グループは、世界中の投資家ニーズに応えるため、IFRSに従った財務諸表も作成しております。後記「日本GAAPと国際財務報告基準の差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。以下の表は、IFRSに基づき、2007年12月31日及び2008年12月31日にそれぞれ終了した会計年度における当社グループの経営成績を表したものです。

単位：(千米ドル、括弧内は百万円)

| | 2008年12月期 | | 2007年12月期 | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 売上高 | 279,351 | (25,429) | 257,676 | (23,456) |
| 売上総利益 | 125,076 | (11,386) | 128,214 | (11,671) |
| 当期純利益又は当期純損失() | 341,707 | (31,106) | 56,466 | (5,140) |
| EBITDA* | 457,315 | (41,629) | 39,045 | (3,554) |

* EBITDAは、当期損益に金利、税金、減価償却費及び償却費を加算したものと定義されています。

当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えております。当社グループの業界の特性及び当社グループの買収活動により、当社グループの資産の大部分は、のれんから構成されています。のれんは、購入価格合計が買収対象事業の純資産の公正価格を上回る金額を表し、かつ日本のGAAPに基づき償却されなければなりません。償却費は、現金支出を伴わない費用であるため、当社グループはEBITDAを当社グループのキャッシュ・フロー及び経営成績の概要を把握するための重要な尺度とみなしています。

2008年度(12月31日に終了した会計年度)

売上高

売上高は、2007年度(2007年12月31日に終了した年度)が257,676千米ドル(23,456百万円)であったのに対し、2008年度(2008年12月31日に終了した年度)が279,351千米ドル(25,429百万円)でした。

2008年度における売上高の増加は、主に以下の要因によるものです。

- 1) 当社グループの売上高の67%以上を占めるXFメディアの影響を主とする当社グループの中国事業の成長
- 2) 2007年に買収した子会社の業績が年間を通じて連結されていることによる影響

売上原価

売上原価は、2007年度が124,185千米ドル(11,305百万円)であったのに対し、2008年度においては150,522千米ドル(13,702百万円)でした。売上原価率は、2007年度の48.2%に対し、2008年度においては53.9%でした。売上原価率の増加は、主に以下の要因によります。

- 1) 2007年に買収した子会社の業績が年間を通じて連結されていることによる影響
- 2) 売上原価率が高く、売上高総利益率が低い配信事業及びXFメディアが営むメディア事業の影響の増加
- 3) XFメディアの無形固定資産である諸権利等に係る償却額の増加

売上原価は、主に、報道部員及び編集部員の人件費、ダイレクト・マーケティング費用、制作費用、配信料、データ取得費用、広告媒体購買費用並びに無形固定資産の諸権利等に係る償却額で構成されています。

売上総利益率

上記の理由により、売上総利益率は、2007年度が51.8%であったのに対し、2008年度においては46.1%でした。

販売費及び一般管理費

2008年度の販売費及び一般管理費は、173,666千米ドル(15,809百万円)であり、2007年度の146,564千米ドル(13,342百万円)に比して増加しました。販売費及び一般管理費の増加は主に、以下の要因によります。

- 1) 2007年中に買収した子会社の販売費及び一般管理費が年間を通じて連結されていることによる影響
- 2) XFメディアの2007年3月の株式新規公開後の一般株主の増加に伴う管理費用の増加
- 3) XFメディアにおける法規制の遵守に関連する費用の増加
- 4) XFメディアにおける現金支出を伴わない株式報酬費用の増加
- 5) XFメディアにおける貸倒引当金繰入額の増加

2008年度の販売費及び一般管理費に含まれる現金支出を伴わない費用には、4,304千米ドル(392百万円)の減価償却費、7,635千米ドル(695百万円)の償却費、20,113千米ドル(1,831百万円)ののれん償却額及び14,148千米ドル(1,288百万円)の現金支出を伴わない株式報酬費用が含まれます。当社グループの減価償却費、償却費及びのれん償却額は2007年度が合計41,745千米ドル(3,800百万円)であったのに対し、2008年度においては合計32,052千米ドル(2,918百万円)でした。売上高に対する販売費及び一般管理費の割合は、2007年度が56.9%であったのに対し、2008年度は62.2%でした。

営業利益

2007年度における営業損失13,073千米ドル(1,190百万円)に対し、2008年度は、上記の販売費及び一般管理費の増加により、44,838千米ドル(4,082百万円)の営業損失となりました。

経常利益

2007年度における経常損失14,830千米ドル(1,350百万円)に対し、2008年度は54,789千米ドル(4,987百万円)の経常損失となりました。2007年度の経常損失には、XFメディアの2007年3月の米国NASDAQへの上場に伴う株式交付費用9,522千米ドル(867百万円)が含まれていました。2008年度の経常損失には、受取利息及び為替差益を含む営業外収益16,681千米ドル(1,518百万円)と主として支払利息24,492千米ドル(2,230百万円)が含まれています。

当期純利益

当社の無形固定資産の評価に直接影響を与える経済環境の悪化を原因として、当社グループは、予想されなかったのれん及び無形固定資産の現金支出を伴わない減損損失を計上することとなりました。かかる減損損失及びその他の一時的項目並びに経常損益の項目に記載される損失及び少数株主損失132,106千米ドル(12,026百万円)(当該項目は損失を減少させる。)を計上した結果、2008年度は268,322千米ドル(24,425百万円)の純損失でした。特別利益及び特別損失は、以下のとおりです。

- 1) リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクが発行し、XFメディアが保有する株価指数連動債券に対するものを主とする貸倒引当金繰入額42,098千米ドル(3,832百万円)
- 2) 当社グループの事業再構築及び減損テストに基づく、主としてのれん及び無形固定資産に係る減損損失203,703千米ドル(18,543百万円)
- 3) 関連会社であるXFメディアに対する投資に関連した追加的なのれん償却額95,054千米ドル(8,653百万円)。当社の連結子会社であったXFメディアは、当社が所有していたB種普通株式(1株につき10議決権)がすべて、2008年12月31日付でA種普通株式(1株につき1議決権)に轉換されたことにより、当社の同社に対する議決権所有割合が減少したため、連結子会社から持分法適用関連会社となりました。同社に対する債権を同社の株式発行を伴うことなく出資に振り替えたことにより増加していた同社の純資産の金額は、これまで当社に帰属する純資産持分として認識していましたが、議決権所有割合の減少に伴い当社は同社に対する支配力を失ったため、当該純資産部分のうち支配力を失った部分のをれんとして認識した上で一括償却しております。
- 4) 上記以外の特別損失として、持分変動損失14,858千米ドル(1,353百万円)、過年度損益修正損3,692千米ドル(336百万円)、オプション売却損2,150千米ドル(196百万円)、投資有価証券評価損607千米ドル(55百万円)、関係会社株式売却損4,159千米ドル(379百万円)、固定資産除売却損436千米ドル(40百万円)、事業譲渡損300千米ドル(27百万円)及びその他の特別損失296千米ドル(27百万円)。特別利益として、固定資産売却益229千米ドル(21百万円)、デリバティブ解約益4,297千米ドル(391百万円)、新株予約権戻入益876千米ドル(80百万円)、関係会社株式売却益17,635千米ドル(1,605百万円)及び事業譲渡益6,017千米ドル(548百万円)。

2007年度における純利益が23,497千米ドル(2,139百万円)であったのに対し、2008年度は268,322千米ドル(24,425百万円)の純損失でした。2007年度における純利益23,497千米ドル(2,139百万円)には、2007年3月のXFメディアの米国NASDAQ

への上場による持分変動利益99,192千米ドル(9,029百万円)が含まれていました。

EBITDA

2007年度は、28,672千米ドル(2,610百万円)のEBITDAであったのに対し、2008年度は、マイナス160千米ドル(15百万円)のEBITDAとなりました。EBITDAは、営業損益に現金支出を伴わない費用項目である(1)減価償却費、(2)償却費、(3)のれん償却額及び(4)売上原価に含まれる無形固定資産の諸権利等に係る償却額を加算することにより算出されています。

国際財務報告基準(IFRS)と日本の会計基準(日本GAAP)における純損益の差異について

2008年度は、日本GAAPベースでは268,322千米ドル(24,425百万円)の純損失であるのに対し、IFRSベースでは341,707千米ドル(31,106百万円)の純損失となっています。この大きな差異は、主に以下の会計処理の相違によるものです。

1) 戦略的買収に伴うのれん償却額(現金支出を伴わない連結上の償却費用)

日本GAAPベースにおいては、子会社連結に伴うのれんを20年以内に償却することが義務付けられており、当社ではのれんを20年間で均等償却しています。国際会計基準(IAS)第36号の下では、2004年3月31日以降の子会社買収により発生したのれんは償却されず、年一回以上の減損テストを行うことが義務付けられています。

2) のれんの減損損失

上記1)のとおり、日本GAAPにおいては、子会社連結に伴うのれんを20年以内に償却することが義務付けられていますが、IFRSでは、かかる償却が義務付けられていません。その結果、日本GAAPに基づく子会社連結に伴うのれん残高は、IFRSに基づく該当金額を下回るものとなっています。したがって、特定の資産についてののれんの減損損失が生じた場合、日本GAAPに基づくのれんの減損損失額は、IFRSに基づく減損損失額を下回ることとなります。

3) 従業員ストック・オプション制度に関する報酬費用

IFRS及び日本GAAPでは、報酬として付与された株式又はオプションの時価は、それらの株式又はオプションの権利確定期間にわたって費用化されます。日本GAAPのもとでは、2006年4月30日以前は、報酬として付与された株式又はオプションの費用処理に関する規定はありませんでしたが、2006年5月1日以降に付与された株式又はオプションは日本GAAPにおいても報酬費用として取り扱われることとなっています。

4) 株式交付費

IFRSでは、株式交付費は貸借対照表上の株主資本から控除されますが、日本GAAPのもとでは、損益計算書を通じて費用化されます。

5) 社債の償還オプションによる評価益

IFRSでは、各貸借対照表日において、社債の償還オプションは公正価値で測定され、公正価値の変動は、当該変動が生じた期間の損益計算書に計上されます。一方、日本GAAPのもとでは、かかる時価評価は義務付けられていません。

流動性及び資本の財源

当社グループの流動性及び資本の財源に関する情報については「1.業績等の概要 - キャッシュ・フロー分析」をご参照下さい。

日本GAAPと国際財務報告基準の差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの

上記分析には、日本GAAPによるほか、国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務情報も記載されているため、以下に日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるものについて説明いたします。

本書に記載される監査済みの財務情報は日本GAAPに従い作成され表示されております。以下の要約は、完全なものではなく、日本GAAP及びIFRSのそれぞれについて公表される内容を別途確認いただく必要があります。以下の要約は監査を受けたものではなく、当社グループの財務情報に関連する全ての日本GAAP及びIFRSの相違点を含むものではないことにご留意ください。本書の要約には、会計基準の変更による日本GAAPとIFRSの将来の相違点や、将来行われる取引や事象によって生じる日本GAAPとIFRSの相違点は考慮されておらず、それらを明らかにする目的のものでもありません。

新株発行費

日本GAAPでは、新株発行費は支出時に費用処理を行うか、又は資産計上し3年を上限とする期間でこれを償却することが義務付けられております。

IFRSでは、新株発行に直接的に起因する外部費用は、資本の控除(税引き後)項目として表示されます。

2005年12月31日に終了する会計年度の日本GAAPに準拠して作成された当社の連結損益計算書において、新株発行費及び関連費用は、4,443千米ドル(404百万円)が費用計上されております。一方、IFRSに準拠して作成された損益計算書では、費用に計上されておられません。

上場関連費

日本GAAPでは、上場関連費は支出時に費用処理を行うことが義務付けられております。

IFRSでは、上場に直接的に起因する外部費用は、資本の控除(税引き後)項目として表示されます。

のれん

日本GAAPでは、のれんを20年を上限とする期間で償却することを義務付けております。当社グループののれんは、定額法にて20年間で償却されています。

国際会計基準(IAS)36の下では、2004年3月31日以降に買収した子会社に関連するのれんは償却されず、少なくとも毎年一回以上の再評価を行うことが義務付けられております。

株式報酬

日本GAAPの下では、2006年5月1日以前に発生した株式による報酬取引に対する特定の会計基準はありませんでした。2006年5月1日以降に発生する株式による報酬取引については、従業員に対するストックオプション等の付与に関連した費用も含む報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることが要求されます。

IFRS第2号では、株式による報酬取引の会計は、従業員に対するストックオプション等の付与に関連した費用を含む、株式による報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることを要求しております。株式による報酬取引は時価法によって価値が測定されることとなります。当該IFRSは2005年1月1日から開始する会計年度より適用となりますが、早期適用が推奨されております。なお、当該IFRS第2号を2005年1月1日に開始する会計年度より前に適用した場合は、当該事実を開示する必要があります。

公正価値の変動

51,261千米ドル(4,666百万円)の利率10%保証付優先社債(以下「社債」といいます。)の償還オプションによる評価益

IFRSでは、当初認識後の各貸借対照表日において、社債の償還オプションは公正価値で測定され、公正価値の変動は、当該変動が生じた期間の損益として直接認識されます。かかる処理は、日本GAAPのもとでは義務付けられておりません。

XFメディアの新規株式公開時における同社普通株式への転換権付借入金の転換による評価損

IFRSでは、新規株式公開時におけるXFメディア普通株式への転換権付借入金の転換に起因する公正価値の変動は、損益計算書において直接認識されます。かかる処理は、日本GAAPのもとでは義務付けられておりません。

のれんの減損及び一括償却

IFRSで固定資産(のれん及び無形資産を含む。)の減損判定の際に行われる割引キャッシュ・フローの方法に加え、日本GAAPでは、買収した子会社の純資産の回復可能性の検討が行われ、これに伴い、日本GAAPにおいては追加的なれんの一括償却が発生することになります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、主に、データ保存、ネットワーク化目的及び顧客に対する情報提供のためのコンピュータ機器の購入です。2008年12月期の総設備投資は、5,500千円(501百万円)となりました。

2【主要な設備の状況】(2008年12月31日現在)

(1) 提出会社

所在地：ケイマン諸島、KY 1 - 1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア

(注) 当社は免除会社である持株会社であるため、当社の業務は、主にケイマン諸島外において行なわれており、事業本部は上海にあります。

上海事業本部(当社及びXFN上海)

所在地：中華人民共和国 〒200030、上海市徐匯区虹橋路1号、港彙広場1号、ユニット3905 - 3909

目的：事業本部/当社グループの管理

面積：889.82㎡(賃貸借、2009年7月14日満了)

従業員の人数：65人

2008年賃料*：421千円(38百万円)

(注) 賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

所在地：中華人民共和国 〒200030、上海市徐匯区虹橋路1号、港彙広場1号、ユニット3910

目的：オフィス

面積：138.30㎡(賃貸借、2009年7月14日満了)

従業員の人数：17人

2008年賃料*：72千円(7百万円)

(注) 賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

所在地：中華人民共和国 〒200030、上海市浦東新区銀城中路168号、上海銀行大厦1606室

目的：オフィス

面積：348.36㎡(賃貸借、2010年5月14日満了)

従業員の人数：26人

2008年賃料*：152千円(14百万円)

(注) 賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

(2) 国内子会社

東京(新華ファイナンス・ジャパン株式会社)

所在地：日本 〒102 - 0094 東京都千代田区紀尾井町3 - 12紀尾井町ビルディング5階

目的：地域拠点

面積：359.11㎡(賃貸借、2009年12月31日満了)

従業員の人数：20人

2008年賃料*：481千円(44百万円)

* オフィス所在地は、2009年1月に以下の住所に変更となりました。

所在地：日本 〒105 - 6016 東京都港区虎ノ門4 - 3 - 1 城山トラストタワー16階

目的：地域拠点

面積：65.00m² (賃貸借、2010年1月15日満了)

従業員の人数：10人

2009年賃料*：100千米ドル(9百万円)

(3) 在外子会社

香港(当社及びXFN)

所在地：香港、デ・ヴォー・ロード・セントラル199、ヴィックウッド・プラザ、スイート2003 - 5

目的：地域拠点

面積：543.2m² (賃貸借、2009年1月16日満了)

従業員の人数：32人

2008年賃料*：262千米ドル(24百万円)

(注)賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

* オフィス所在地は、2009年1月に以下の住所に変更となりました。

所在地：香港、デ・ヴォー・セントラル199、ヴィックウッド・プラザ、スイート2103 - 4

目的：地域拠点

面積：305m²

従業員の人数：30人

2009年賃料：275千米ドル(25百万円)

北京(新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド)

所在地：中華人民共和国 〒100020 北京市朝陽区朝外大街12B、昆泰国際大廈701室

目的：地域拠点

面積：1,140.59m² (賃貸借、2009年11月24日満了)

従業員の人数：67人

2008年賃料*：205千米ドル(19百万円)

(注)賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

* 賃料は資産税及び管理費を控除した年額又は月額契約上の賃料債務額を表示しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】(2008年12月31日現在)

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 授権株数 | 発行済株式総数 | 未発行株式数 |
|------------|---------------|---------------|
| 2,500,000株 | 1,486,051.79株 | 1,013,948.21株 |

| | |
|---|--------------|
| 新株予約権及び株式買取権の行使により発行される予定の普通株式の数* | 8,100株 |
| 従業員株式報酬制度に基づき将来発行を約束している株式買取権の普通株式相当数** | 28,219.00 |
| 潜在株発行後株式総数 | 1,522,370.79 |

*以下の表は当社の株式を取得する可能性がある新株予約権及び株式買取権に関する情報です。

**当社は、報酬委員会が管理する従業員株式報酬制度を設立しています。この制度は、従業員、取締役、コンサルタント又はアドバイザー、及び役員会が判断するその他の者を対象とします。株価又は新株予約権行使価格(いずれか該当する場合は報酬委員会によって決定されますが、額面価格を下回ることはありません。株式プールは調整の対象となっていますが、当社の増枠授権資本の20%を超えることはありません。増枠授権資本は、当社の潜在株発行後株式総数として定義されます。

* 当社グループの株式取得に関する新株予約権、株式買取権等の状況は、以下のとおりです。

| 付与日 | 新株予約権/株式買取権等の別 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 | 行使時の払込金額(1株当たり) | 行使の際の資本組入額(1株当たり) | 行使期間 | 譲渡に関する事項 | その他の条件 |
|------------|----------------|------------|-----------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|--------|
| 2005年2月9日 | 新株予約権 | 普通株式 | 600株 | 666.67米ドル(76,100円) | 20香港ドル | 2005年2月9日から2015年2月9日まで | 新株予約権は譲渡することができない。 | 該当事項なし |
| 2006年1月31日 | 新株予約権 | 普通株式 | 2,500株 | 71,844円 | 20香港ドル | 2006年4月30日から2016年2月1日まで | 新株予約権は譲渡することができない。 | 該当事項なし |
| 2006年1月31日 | 新株予約権 | 普通株式 | 5,000株 | 74,247円 | 20香港ドル | 2006年1月31日から2009年2月1日まで | 新株予約権は譲渡することができない。 | 該当事項なし |

注 2006年1月31日に付与されたオプションは2009年2月1日に消滅し従ってこの報告書の日付においてはすでに存在しません。

従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権数並びにその行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりです(2008年12月31日現在)。

| | 新株予約権の数(個) | 発行価格(1株当たり) | 資本組入額(1株当たり) |
|-------------------------------|------------|-------------|--------------|
| 2005年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権 | 9,574 | 49,316円 | 20香港ドル |
| 2006年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権 | 18,645 | 71,844円 | 20香港ドル |

発行済株式

| 記名・無記名の別 額面・無額面の別 | 種類 | 発行数 | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|----------------------|------|---------------|------------------------------------|------------------|
| 額面価額20.00香港ドルの記名株式 | 普通株式 | 1,486,051.79株 | 東京証券取引所 (マザーズ市場) | 全議決権を有するXFLの普通株式 |

(2)【発行済株式総数及び資本金等の推移】(2008年12月31日現在)

| 年月日 | 概要 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金等増減額 (米ドル)* | 資本金等残高(米ドル、括弧内は円)* |
|-------------|------------------------------------|--------------------|------------------|-------------------|---------------------------------|
| 2004年1月5日 | 会社設立時の発行 | 1** | 1** | 0.00128 | 0.00128 (0) |
| 2004年3月4日 | XFNとの株式交換に伴う普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の発行 | 146,476,666** | 146,476,666** | 23,842,551 | 23,842,551 (2,170,387,418) |
| 2004年3月4日 | B種優先株式の発行 | 8,483,325** | 154,959,992** | 3,053,997 | 26,896,548 (2,448,392,764) |
| 2004年3月5日 | MNIの買収に伴う株式発行 | 12,500,030** | 167,460,022** | 4,500,011 | 31,396,559 (2,858,028,766) |
| 2004年4月6日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 12,162,569** | 179,622,591** | 15,593 | 31,412,152 (2,859,448,197) |
| 2004年5月25日 | 新華インベストメント・グループ香港リミテッドの買収に伴う株式発行 | 8,888,888** | 188,511,479** | 2,168,889 | 33,581,041 (3,056,882,162) |
| 2004年6月1日 | ネットチャイナ買収に伴う発行 | 2,530,440** | 191,041,919** | 1,743,726 | 35,324,767 (3,215,613,540) |
| 2004年6月14日 | マージェントの買収に伴う株式発行 | 57,312,577** | 248,354,496** | 31,235,354 | 66,560,121 (6,058,967,815) |
| 2004年6月17日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 100,000** | 248,454,496** | 128 | 66,560,249 (6,058,979,466) |
| 2004年6月21日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 2,666,666** | 251,121,162** | 3,419 | 66,563,668 (6,059,290,698) |
| 2004年6月21日 | C種優先株式の発行 | 66,106,387** | 317,227,549** | 48,257,663 | 114,821,331 (10,452,185,761) |
| 2004年6月22日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 100,000** | 317,327,549** | 128 | 114,821,459 (10,452,197,413) |
| 2004年6月30日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 271,666** | 317,599,215** | 348 | 114,821,807 (10,452,229,091) |
| 2004年6月30日 | G7グループの買収に伴う株式発行 | 12,182,251** | 329,781,466** | 6,639,327 | 121,461,134 (11,056,607,028) |
| 2004年7月11日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 31,723,335** | 361,504,801** | 40,671 | 121,501,805 (11,060,309,309) |
| 2004年7月19日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 33,333** | 361,538,134** | 43 | 121,501,848 (11,060,313,223) |
| 2004年7月30日 | C種優先株式の発行 | 894,975** | 362,433,109** | 653,332 | 122,155,180 (11,119,786,035) |
| 2004年8月16日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 97,607** | 362,530,716** | 125 | 122,155,305 (11,119,797,414) |
| 2004年8月20日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 20,000** | 362,550,716** | 26 | 122,155,331 (11,119,799,781) |
| 2004年8月24日 | 2,000株を1株とする株式併合 | 362,369,440.642*** | 181,275.358*** | - | 122,155,331 (11,119,799,781) |
| 2004年10月28日 | 新規株式公開に伴う新株発行 | 20,000*** | 201,275.358*** | 29,786,243 | 151,941,574 (13,831,241,481) |
| 2004年11月29日 | 第三者割当 | 2,290*** | 203,565.358*** | 3,605,121 | 155,546,695 (14,159,415,646) |
| 2005年1月3日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 60*** | 203,625.358*** | 154 | 155,546,849 (14,159,429,664) |
| 2005年1月15日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 2,983.833*** | 206,609.191*** | 7,651 | 155,554,500 (14,160,126,135) |
| 2005年2月26日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 1*** | 206,610.191*** | 3 | 155,554,503 (14,160,126,408) |

| 年月日 | 概要 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金等増減額 (米ドル)* | 資本金等残高(米ドル、 括弧内は円)* |
|-------------|-------------------------------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------------------|
| 2005年3月31日 | MNIの買収に関連する追加の株式発行 | 29*** | 206,639.191*** | 74 | 155,554,577 (14,160,133,144) |
| 2005年4月1日 | ワラント保持者によるワラントの行使 | 6,944.444*** | 213,583.635*** | 5,000,000 | 160,554,577 (14,615,283,144) |
| 2005年4月28日 | フォーチュン・チャイナの買収に関連する追加の株式発行 | 24.655*** | 213,608.29*** | 71,720 | 160,626,297 (14,621,811,816) |
| 2005年6月14日 | テイラー・ラファティエの買収に関連する追加の株式発行 | 4,475*** | 218,083.29*** | 11,900,000 | 172,526,297 (15,705,068,816) |
| 2005年7月13日 | ワシントン・アナリシスの買収に関連する追加の株式発行 | 798*** | 218,881.29*** | 2,000,000 | 174,526,297 (15,887,128,816) |
| 2005年7月15日 | コンサルタントに対する新株発行 | 283*** | 219,164.29*** | - | 174,526,297 (15,887,128,816) |
| 2005年7月15日 | 最高経営責任者に対する新株発行 | 527*** | 219,691.29*** | - | 174,526,297 (15,887,128,816) |
| 2005年9月15日 | 北京センチュリー・メディア・カルチャー社の買収に関連する追加の株式発行 | 3,480*** | 223,171.29*** | 3,000,000 | 177,526,297 (16,160,218,816) |
| 2005年9月15日 | 最高経営責任者に対する新株発行 | 348*** | 223,519.29*** | - | 177,526,297 (16,160,218,816) |
| 2005年9月22日 | 1株を3株とする株式分割に伴う新株発行 | 439,332 | 662,851.29 | - | 177,526,297 (16,160,218,816) |
| 2005年12月15日 | 第三者の割当に伴う新株発行 | 152,626 | 815,477.29 | 83,184,411 | 260,710,708 (23,732,495,749) |
| 2006年1月20日 | オプション保有者によるオプションの行使 | 36 | 815,513.29 | 8,640 | 260,719,348 (23,733,282,248) |
| 2006年1月20日 | 従業員に対する新株発行 | 30 | 815,543.29 | 26 | 260,719,374 (23,733,284,615) |
| 2006年1月20日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 30 | 815,573.29 | 20,693 | 260,740,067 (23,735,168,299) |
| 2006年1月20日 | 株式分割に関連する従業員に対する新株発行 | 12.5 | 815,585.79 | - | 260,740,067 (23,735,168,299) |
| 2006年1月27日 | 上級役員に対する新株発行 | 5,478 | 821,063.79 | - | 260,740,067 (23,735,168,299) |
| 2006年2月15日 | 第三者に対する新株発行 | 2,000 | 823,063.79 | - | 260,740,067 (23,735,168,299) |
| 2006年2月15日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 12 | 823,075.79 | 5,001 | 260,745,068 (23,735,623,540) |
| 2006年2月15日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 3 | 823,078.79 | 8 | 260,745,076 (23,735,624,268) |
| 2006年2月23日 | ワラント保持者によるワラントの行使に関連する株式発行 | 3,900 | 826,978.79 | 1,029,600 | 261,774,676 (23,829,348,756) |
| 2006年3月3日 | コンサルタントに対する新株発行 | 4,650 | 831,628.79 | - | 261,774,676 (23,829,348,756) |
| 2006年3月13日 | 最高経営責任者に対する新株発行 | 15,262 | 846,890.79 | - | 261,774,676 (23,829,348,756) |
| 2006年3月21日 | 北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に関連する追加の株式発行 | 14,629 | 861,519.79 | 8,374,613 | 270,149,289 (24,591,689,778) |
| 2006年4月18日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 566 | 862,085.79 | 234,261 | 270,383,550 (24,613,014,557) |
| 2006年5月8日 | ワシントン・アナリシスの買収に関連する追加の株式発行 | 3,543 | 865,628.79 | 3,182,503 | 273,566,053 (24,902,717,805) |

| 年月日 | 概要 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金等増減額 (米ドル)* | 資本金等残高(米ドル、括弧内は円)* |
|-------------|---|-------------------|------------------|-------------------|---------------------------------|
| 2006年5月8日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 392 | 866,020.79 | 161,169 | 273,727,222 (24,917,389,019) |
| 2006年6月8日 | ミン・シン・インターナショナル・リミテッドの買収に関連する追加の株式発行 | 18,105 | 884,125.79 | 11,665,902 | 285,393,124 (25,979,336,078) |
| 2006年6月8日 | 北京経観信成広告有限公司の買収に関連する追加の株式発行 | 6,602 | 890,727.79 | 4,253,979 | 289,647,103 (26,366,575,786) |
| 2006年7月25日 | 中国発展研究基金会对する新株発行 | 1,500 | 892,227.79 | 751,351 | 290,398,454 (26,434,971,268) |
| 2006年7月25日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 156 | 892,383.79 | 67,919 | 290,466,373 (26,441,153,934) |
| 2006年9月6日 | 上級役員に対する新株発行 | 18,107 | 910,490.79 | 6,152,243 | 296,618,616 (27,001,192,614) |
| 2006年9月6日 | ストーン・アンド・マッカーシーの買収に関連する追加の株式発行 | 4,299 | 914,789.79 | 1,800,000 | 298,418,616 (27,165,046,614) |
| 2006年9月6日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 12 | 914,801.79 | 5,022 | 298,423,638 (27,165,503,767) |
| 2006年9月22日 | 上級役員に対する新株発行 | 800 | 915,601.79 | 208,265 | 298,631,903 (27,184,462,130) |
| 2006年11月22日 | テイラー・ラファティエの買収に関連する追加の株式発行 | 16,036 | 931,637.79 | 5,948,071 | 304,579,974 (27,725,915,033) |
| 2007年1月10日 | グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーの買収に関連する追加の株式発行 | 43,975 | 975,612.79 | 24,338,504 | 328,918,478 (29,941,449,052) |
| 2007年1月10日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 27 | 975,639.79 | 23 | 328,918,501 (29,941,451,146) |
| 2007年1月10日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 12 | 975,651.79 | 4,928 | 328,923,429 (29,941,899,742) |
| 2007年2月8日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 288 | 975,939.79 | 138,247 | 329,061,676 (29,954,484,366) |
| 2007年3月20日 | 新華ファイナンス・アドバタイジングの買収に関連する追加の株式発行 | 20,740 | 996,679.79 | 11,878,390 | 340,940,066 (31,035,774,208) |
| 2007年3月20日 | 北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に関連する追加の株式発行 | 12,965 | 1,009,644.79 | 7,404,653 | 348,344,719 (31,709,819,771) |
| 2007年3月22日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 438 | 1,010,082.79 | 185,662 | 348,530,381 (31,726,720,582) |
| 2007年4月27日 | ワシントン・アナリシスの買収に関連する追加の株式発行 | 4,345 | 1,014,427.79 | 2,598,955 | 351,129,336 (31,963,303,456) |
| 2007年5月20日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 520 | 1,014,947.79 | 227,607 | 351,356,943 (31,984,022,521) |
| 2007年8月22日 | ストックオプションの行使に関連する株式発行 | 12 | 1,014,959.79 | 8,198 | 351,365,141 (31,984,768,785) |
| 2007年9月12日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 3,500 | 1,018,459.79 | 669,700 | 352,034,841 (32,045,731,576) |
| 2007年10月8日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 539 | 1,018,998.79 | 166,860 | 352,201,701 (32,060,920,842) |
| 2007年11月26日 | テイラー・ラファティエの買収に関連する追加の株式発行 | 14,055 | 1,033,053.79 | 4,177,784 | 356,379,485 (32,441,224,520) |
| 2008年1月4日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 7,035 | 1,040,088.79 | 1,927,195 | 358,306,680 (32,616,657,093) |
| 2008年2月13日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 50 | 1,040,138.79 | 15,380 | 358,322,061 (32,618,057,167) |

| 年月日 | 概要 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金等増減額 (米ドル)* | 資本金等残高(米ドル、括弧内は円)* |
|------------|-------------------------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------------------|
| 2008年5月2日 | 新華ファイナンス・アドバタイジングの買収に伴う株式発行 | 125,634 | 1,165,772.79 | 10,000,000 | 368,322,061 (33,528,357,167) |
| 2008年5月2日 | 北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に伴う株式発行 | 27,354 | 1,193,126.79 | 2,177,314 | 370,499,375 (33,726,558,061) |
| 2008年5月14日 | 従業員報酬制度に関連する株式発行 | 116 | 1,193,242.79 | 28,101 | 370,527,475 (33,729,116,049) |
| 2008年5月20日 | 新華ファイナンス・アドバタイジングの買収に伴う株式発行 | 48,518 | 1,241,760.79 | 4,706,423 | 375,233,898 (34,157,541,751) |
| 2008年8月20日 | 新華ファイナンス・アドバタイジングの買収に伴う株式発行 | 115,329 | 1,357,089.79 | 3,000,000 | 378,233,898 (34,430,631,751) |
| 2008年8月20日 | 北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に伴う株式発行 | 128,962 | 1,486,051.79 | 3,354,628 | 381,588,526 (34,736,003,538) |

* 資本金等には、資本金及び資本準備金が含まれております。

** 2,000株を1株とする株式併合の前かつ1株を3株とする株式分割の前の数となっております。

*** 1株を3株とする株式分割の前の数となっております。

(注1) 2004年10月28日、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式が1対1の割合で普通株式に転換されました。

(注2) 2008年度には新株予約権の行使はありませんでした。

(注3) 2008年12月31日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額については、「(1)株式の総数等」の注記をご参照下さい。

(3) 【所有者別状況】

(2009年3月25日現在)

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | |
|-------------|----------|-----------|-------|-------|-------------|-------------|--------------|
| | 政府及び公共団体 | 個人 | 金融機関 | 証券業者 | その他法人 | 非居住者 | 計 |
| 実質株主数(人) | 2 | 11,870 | 2 | 4 | 96 | 181 | 12,155 |
| 所有株式数(株) | 69 | 690,863.5 | 7,247 | 4,289 | 133,448.015 | 654,189.275 | 1,490,105.79 |
| 所有株式数の割合(%) | 0.00 | 46.36 | 0.49 | 0.29 | 8.96 | 43.90 | 100.00 |

* ホースフォード・ノミニーズ・リミテッドにより所有されている株式数は、その実質株主にに基づき区分されています。

(4) 【大株主の状況】

(2009年3月25日現在)

| | 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|-------------|------------------------|
| 1 | ラック・ウイング・グループ・リミテッド | 英領ヴァージン諸島、トルトラ島、ロード・タウン、オフショア・インコーポレーションズ・センター、私書箱957 | 289,481 | 19.43% |
| 2 | NISグループ株式会社 | 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー25階 | 114,717.015 | 7.70% |
| 3 | ピクテアンドシエ828060 常任代理人：三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町1-1-2 | 68,074 | 4.57% |
| 4 | HSBC BROKING SEC. (ASIA) - CUST.SEG. AC | 東京都中央区日本橋3-11-1 カストディ・デパートメント | 47,384 | 3.18% |
| 5 | ノムラ・シンガポール 常任代理人：野村證券 | 東京都中央区日本橋1-9-1 | 45,599 | 3.06% |

| | 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|----|---|---|-------------|----------------------------|
| 6 | BBH(LUX)FOR GENESIS SMALLER CO.(常任代理 人:三菱東京UFJ銀行) | 東京都港区浜松町2-11 -3 三菱東京UFJ銀行決済事 業部カスタディ業務グ ループ | 40,500 | 2.72% |
| 7 | モルガン・スタンレー・ アンド・カンパニー | 東京都品川区東品川2- 3-14 シティグループ センター14階 シティバ ンク銀行 証券業務部 | 30,169 | 2.02% |
| 8 | ミヤタ カズノリ | 宮崎県都城市 | 28,524 | 1.91% |
| 9 | UBSファイナンシャル サービス 常任代理人:UBS証券会 社 | 東京都千代田区大手町1 -1 大手町ファースト スクエア イースタ ワー | 23,787 | 1.60% |
| 10 | UBS AG LONDON BR IPB SEG CLIENT AC | 東京都品川区東品川2- 3-14 シティグループ センター14階 シティバ ンク銀行 証券業務部 | 20,000 | 1.34% |
| | 合計 | | 708,235.015 | 47.53% |

* 上記の大株主上位10名は、実質株主を含んでおります。

* 2009年3月25日付で当社の発行済株式総数は1,490,105.79株です。

* 2008年度中、2008年5月2日付けで、NISグループ株式会社が主要株主でなくなり、代わってラック・ウイング・グループ・リミテッドが主要株主となりました。

2【配当政策】

当社は比較的短期の営業経歴しかないため、まだ配当の宣言、支払を行ったことはありません。

当社の業界内でのリーダーシップを維持し当社の企業価値の最大化を図るため、当社はこれまでのところ事業の拡大を配当の分配に優先させて参りました。現在、事業を拡大する一方で利益構造の強化に注力しております。

なお、配当の決定機関については「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要」をご参照下さい。

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 事業年度 | 決算年月 | 最高(円) | 最低(円) |
|---------|----------|---------|--------|
| 第1事業年度 | 2004年12月 | 213,000 | 90,300 |
| 第2事業年度* | 2005年12月 | 146,333 | 41,667 |
| 第3事業年度* | 2006年12月 | 109,000 | 36,750 |
| 第4事業年度* | 2007年12月 | 93,800 | 20,750 |
| 第5事業年度* | 2008年12月 | 24,150 | 980 |

最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

* 第2事業年度、第3事業年度、第4事業年度及び第5事業年度の株価は株式分割後ベースのものです。

(2)【当該事業年度における最近6月間の月別最高・最低株価】

| 年月 | 最高(円) | 最低(円) |
|----------|-------|-------|
| 2008年7月 | 6,500 | 3,100 |
| 2008年8月 | 3,630 | 2,000 |
| 2008年9月 | 2,675 | 1,370 |
| 2008年10月 | 1,531 | 980 |
| 2008年11月 | 3,740 | 1,401 |
| 2008年12月 | 3,150 | 1,900 |

最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

株式分割調整後の株価に基づき記載しております。

4【役員状況】

(1) 取締役及び経営幹部の経歴及び所有株式数等(2009年4月30日現在)

取締役の経歴及び所有株式数等

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 任期 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|--|---|------------|-----------------|---|--------------|
| 会長・社外 取締役 | ウー・ジー・グアン (WU Ji Guang) | 1951年7月16日 | 2004年～ 2009年 | ウー・ジー・グアン氏は、2004年4月より取締役兼当社グループ会長であり2003年5月から2004年4月までXFNで同職務に就いた。ウー氏はXNAの完全所有投資会社であるチャイナ・メディア・ディベロップメント・シェンチェン・インコーポレーションの社長でもある。 | 75 |
| 最高経営責任者兼執行 委員会委員 | ジェイ・ヤング・リー (Jae Young LIE) | 1961年2月19日 | 2008年～ 2013年 | ジェイ・リー氏は、2008年5月より当社グループの最高経営責任者であり、2004年4月からは取締役である。彼は、2000年から当社で勤務しており、これまでに最高業務執行責任者やプレジデントを歴任した。それ以前は、リー氏は、フリッツ・カンパニーズ・インクのセールス&マーケティング担当シニア・ディレクターであった。リー氏は、米国カリフォルニア大学バークレー校で経済学士号を取得している。標準中国語、日本語、韓国語及び英語を話す。 | 9,953 |
| 社外取締役 兼監査・報酬 委員会議長 兼投資委員 会委員 | アロイスウス・ ティー・ローン (Aloysius T. Lawn) | 1958年12月4日 | | ローン氏は、2007年6月に社外取締役に任命され、ビジネスコンサルタントである。2001年2月から2007年2月までの間ストーンパス・グループ・インクの取締役を務め、2006年12月までは、住宅及び中小企業市場向けに各種のプログラムを提供する総合通信サービス・プロバイダーであるトーク・アメリカ・ホールディングス・インクの取締役副社長兼相談役・秘書役であった。ローン氏は、1996年にトーク・アメリカ・ホールディングス・インクに入社するまで、個人で弁護士開業をし、民間向け及び公的金融、合併買収、証券規制並びにコーポレート・ガバナンスにおいて広範な経験を有している。ローン氏は、エール大学及びテンブル大学のロースクールを卒業している。ローン氏は、新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッド(旧XFメディア)の社外取締役であり、監査委員会及び報酬委員会議長、並びに、投資委員会の委員である。新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッドは、当社の関連会社であり、同社の株式はナスダック・グローバル・マーケットに上場している。 | 250 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 任期 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------------------------------|------------|----|--|--------------|
| 社外取締役 | ジニー・ムータフ (Jeanne MURTAUGH) | 1950年6月5日 | | ムータフ氏は、2008年末に引退するまでは、ニューヨークを拠点として、エージェンシー・ブローカー及び投資技術ソリューションの大手企業であるバンク・オブ・ニューヨーク・コンバージェックス・グループ・エルエルシーの名誉副会長とBNYコンバージェックス・エクゼキューション・ソリューションズの副会長を兼務していた。 ムータフ氏は、指導的役割を果たしていたBNYブローカレッジの買収に伴い、1997年にザ・バンク・オブ・ニューヨークに入行した。同氏は、JPモルガンでキャリアをスタートし、その後は、ワコビア・バンク、続いてモルガン・スタンレー・アンド・カンパニーにおいてその子会社であるESIを通じて様々な管理職を務め、ワコビア・バンクでは、同行のリテールブローカー事業及びグローバル・カストディサービスを立ち上げた。ムータフ氏は、ノースカロライナ大学で理学士号を取得した。 | 0 |
| 社外取締役 | チェン・シャオルー (CHEN Xiao Lu) | 1946年7月30日 | | チェン氏は、毛沢東主席とともに中華人民共和国の数少ない伝説的な建国者の一人である人物の息子である。同氏の父親は、1949年における勝利の功労者とされる十大元帥の一人であり、また、中国の最も重要な商業都市である上海の初代市長に任命された。チェン・シャオルー氏自身は、中国軍部において数多くの上級職に就いており、在ロンドン中国大使館の国防副武官を務めていた。同氏はまた、中国共産党中央委員会にて、政治体制改革研究室社会改革局局長を務めた。1990年代前半に同氏は実業界に転身し、現在はスタンダード・インターナショナル・インベストメント・コンサルタンシー・カンパニー・リミテッドの取締役とボセラ・ファンドの社外取締役を兼務している。 | 0 |
| 株式数合計 | | | | | 10,278 |

取締役会議長及び最高経営責任者以外の全ての取締役は、年次株主総会において、順番で退任し、再任されることがあります。下記「3 コーポレート・ガバナンスの状況」をご参照下さい。

経営幹部の経歴及び所有株式数等(2009年4月30日現在)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 任期 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-----------------|---|------------|------|--|--------------|
| 最高財務責任者兼執行委員会委員 | ワン・チ・ウェン・デビッド (WANG Chih-wen, David) | 1976年4月19日 | 定めなし | デビッド・ワン氏は、当社の国際金融戦略の責任者である。ワン氏は、コーポレート・ファイナンス領域で10年間の経験を有している。当社への入社前、ワン氏は、SBIグループに1年間在籍し、当社の資金調達及び合併・買収活動に関するアドバイザーを務めていた。それ以前は、ワン氏は、ケンタッキー・エレクトリック・スティールの最高財務責任者(CFO)兼取締役を務めていた。更にそれ以前は、ワン氏は、ロサンゼルスを拠点とするマーチャント・バンキング企業であるリブラ・セキュリティーズのバイス・プレジデント、並びにU.S.バンコープ・インベストメンツ及びロス・キャピタル・パートナーズの投資バンキング・アソシエイトを務めていた。同氏は、ペンシルバニア大学ウォートン校を卒業し、経済学の理学士号(ファイナンス専攻)を取得した。 | 1,075 |
| 法務部長兼執行委員会委員 | ジョン・マククリーン (John McLEAN) | 1967年3月16日 | 定めなし | ジョン・マククリーン氏は、2004年5月に当社に参加し、当社の法務部を統括している。それ以前は、マククリーン氏は、アジアの有力な国際法律事務所に6年間勤務し、また、ニューヨーク及びトロントではカナダの弁護士事務所であるスタイクマン・エリオットに4年間在籍した。同氏は、香港、英国及びカナダの弁護士資格を有し、標準中国語を話す。マククリーン氏は、クイーンズ大学の法律の学位及びトロント大学ユニバーシティ・カレッジの学士号(優等)を取得している。 | 3,531 |
| 株式数合計 | | | | | 4,606 |

(2) 取締役の報酬

2008年度取締役の報酬

| 米ドル | 合計 |
|--------|------------|
| 取締役の報酬 | 345,496 |
| 給料 | 4,943,462 |
| 交際費 | - |
| 株式報酬 | 4,531,631 |
| 賞与 | 216,663 |
| その他 | 253,181 |
| 合計 | 10,290,433 |

注1. 上記の現在の数字は、2008年12月31日終了年についての当社の取締役についてのものであり、当社グループによる雇用に基づく給与、諸手当その他の手当が含まれています。

5【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 経営体制

当社グループの業務は、究極的には当社の取締役会により経営され、執行されております。当社の取締役会は、現在5名の取締役で構成されており、そのうち、4名は社外取締役です。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。当社の取締役会は、各社外取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役（取締役会議長又は最高経営責任者以外）（取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役）が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会議長及び最高経営責任者である取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたる最高経営責任者（CEO）、当社の財務会計業務にあたる最高財務役員（CFO）又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それらを解任することができます。取締役会によって構成される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。当社はまた、当社グループ全体に影響を与える様々な戦略的問題について検討する執行委員会も設置いたしました。執行委員会は、最高執行責任者が議長を務め、最高経営責任者に対して報告を行うことを目的とします。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による義務の履行は、常に当社の取締役会によって監視・監督されます。当社は2005年11月17日の取締役会決議により、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー及び1名の社外取締役によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は2百万米ドル（228百万円）未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

(2) 監査体制

当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成される監査委員会が設置されました。監査委員会の目的は、取締役会が(i)当社の四半期、中間及び年次の財務情報、(ii)外部及び内部の監査報告書、並びに(iii)経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して監査を行うことにより、取締役会を支援することにあります。

監査委員会は、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の業務執行取締役、役員及び従業員以外の最低2名の取締役にによって構成されます。監査委員会の過半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の1名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- () 当社の年次報告書及び財務諸表、半期報告書並びに四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役に提供すること。
- () 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- () 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、当社の独立した外部監査人である監査法人トーマツが、当社の監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本の一般に公正と認められた監査基準及び国際監査基準（以下「IAS」といいます。）に従って外部監査人により監査されます。外部監査人は、日本の一般に公正と認められた監査基準及びIASに従って、かかる財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。

(3) 取締役の報酬の内容

当社の定款によると、取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。報酬委員会は、取締役会の決議により決定される2名以上の取締役に構成されるものとし、その過半数が、独立した非業務執行取締役及び当社の執行役員でない者であるものとします。かかる報酬は、取締役会又は報酬委員会（場合に依ります。）が合意する割合・方法で（かかる合意がない場合には均等に）取締役会の構成員

間で分配されます。但し、報酬算定期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、在職期間に関する報酬について当該一部期間分のみ受領する権利を有するものとします。かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。なお、2008年度の取締役に対する報酬(使用人としての給料を含みます。)の支払総額は、10,290,433米ドルとなりました。

(4) 監査報酬

外部監査人の報酬は株主総会又は株主が決定する方法において株主により決定されます。

当年度に監査法人トーマツに支払った監査及びその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | |
|--|-------------|
| 公認会計士法(昭和23年法律103号)第2条第1項の監査証明業務にもとづく報酬等の合計額 | 676 (62) |
| 上記以外の業務にもとづく報酬等の合計額 | - |

(参考)

当年度に監査法人トーマツ及び他の監査法人に対し支払った監査及びその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | |
|--------|----------------|
| 監査報酬 | 5,634 (437) |
| その他の報酬 | 393 (33) |

(5) 内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されています。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、CEOの承認を受けます。内部監査人は、その監査業務及び手続を()計画、()実査、()報告及び()フォローアップの4段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、()誠実性、()客観性、()正確性、()分析、()丁寧さ及び()秘密性の6つの重要な理念を維持することを目標としています。内部監査人は、実査をする際には、()運営上の統制を監視し、()かかる統制がどのように管理されているかを調査し、()統制状況を証明する原書類を調達する項目を追跡し、()実査を行った上、()実質性・詳細性のテストを適用するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。独立監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、独立監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

(6) 社外取締役及び監査委員会委員と当社の人的関係、資本的关系又は取引関係

社外取締役及び監査委員会委員と当社の間には、人的関係及び取引関係はありません。資本関係については、「4 役員
の状況」に記載されています。

(7) 監査法人について

a. 監査法人トーマツに所属する公認会計士である、浅枝芳隆及び吉田英司が2008年12月期の監査業務を行いました。

b. 補助者の構成

公認会計士 3名

会計士補等 3名

その他 6名

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(2007年1月1日から2007年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に準拠して、当連結会計年度(2008年1月1日から2008年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に準拠して作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(2007年1月1日から2007年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に準拠して、当事業年度(2008年1月1日から2008年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に準拠して作成しております。

- (3) 当社の財務書類は、財務諸表等規則第127条第4項の規定の適用を受けております。

- (4) 当社の財務書類は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2008年12月30日現在の東京外国為替市場における対顧客電信相場(仲値)、1米ドル=91.03円で換算された金額であります。金額は、千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2007年1月1日から2007年12月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(2007年1月1日から2007年12月31日まで)の財務諸表について、並びに当連結会計年度(2008年1月1日から2008年12月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(2008年1月1日から2008年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表等】

連結貸借対照表

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (2007年12月31日) | | 当連結会計年度 (2008年12月31日) | | |
|----------|----------|--------------------------|-------------------|--------------------------|----------------|--|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) | |
| (資産の部) | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 194,784 (17,731) | | 75,289 (6,854) | | |
| 売掛金 | 4 | 70,286 (6,398) | | 8,203 (747) | | |
| 有価証券 | | 4,793 (436) | | 756 (69) | | |
| 未収入金 | | 11,715 (1,066) | | 5,014 (456) | | |
| 繰延税金資産 | | 20 (2) | | - (-) | | |
| その他 | 4 | 28,942 (2,635) | | 14,337 (1,305) | | |
| 流動資産合計 | | 310,540 (28,268) | 32.1 | 103,600 (9,431) | 47.9 | |
| 固定資産 | | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | | |
| 建物及び構築物 | | 8,269 (753) | | 5,566 (507) | | |
| 減価償却累計額 | | 2,471 (225) | 5,798 (528) | 1,950 (178) | 3,616 (329) | |
| 工具器具備品 | 2 | 29,371 (2,674) | | 8,095 (737) | | |
| 減価償却累計額 | | 11,151 (1,015) | 18,220 (1,659) | 5,940 (541) | 2,155 (196) | |
| 有形固定資産合計 | | 24,018 (2,186) | 2.5 | 5,772 (525) | 2.7 | |
| 無形固定資産 | | | | | | |
| のれん | 5 | 320,481 (29,173) | | 15,114 (1,376) | | |
| 商標権及び配信権 | 1 | 12,419 (1,130) | | 400 (36) | | |
| 諸権利等 | 7 | 223,537 (20,349) | | 633 (58) | | |
| その他 | | 8,856 (806) | | - (-) | | |
| 無形固定資産合計 | | 565,292 (51,459) | 58.5 | 16,147 (1,470) | 7.5 | |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (2007年12月31日) | | 当連結会計年度 (2008年12月31日) | |
|------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 投資有価証券 | | 49,465 (4,503) | | 205 (19) | |
| 関係会社株式 | | - (-) | | 89,062 (8,107) | |
| 関係会社出資金 | | 547 (50) | | 188 (17) | |
| 繰延税金資産 | | 189 (17) | | - (-) | |
| その他 | | 14,038 (1,278) | | - (-) | |
| 投資その他の資産合計 | | 64,239 (5,848) | 6.6 | 89,455 (8,143) | 41.4 |
| 固定資産合計 | | 653,549 (59,493) | 67.6 | 111,373 (10,138) | 51.6 |
| 繰延資産 | | | | | |
| 社債発行費 | | 3,009 (274) | | 1,140 (104) | |
| 繰延資産合計 | | 3,009 (274) | 0.3 | 1,140 (104) | 0.5 |
| 資産合計 | | 967,099 (88,035) | 100.0 | 216,113 (19,673) | 100.0 |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (2007年12月31日) | | 当連結会計年度 (2008年12月31日) | |
|--------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 買掛金 | | 12,415 (1,130) | | 5,804 (528) | |
| 1年内償還予定の社債 | | - (-) | | 41,474 (3,775) | |
| 短期借入金 | 2,6 | 50,130 (4,563) | | 16,208 (1,475) | |
| 一年内返済予定長期借入金 | 2,6 | 484 (44) | | - (-) | |
| 未払法人税等 | | 13,309 (1,212) | | 2,372 (216) | |
| 未払金 | 3 | 58,975 (5,368) | | 1,971 (179) | |
| 未払費用 | | 12,836 (1,168) | | 15,313 (1,394) | |
| 前受収益 | | 14,612 (1,330) | | 1,685 (153) | |
| 営業外支払手形 | | 38 (3) | | 44 (4) | |
| リース債務 | 2 | 66 (6) | | 9 (1) | |
| その他 | | 7,761 (706) | | 452 (41) | |
| 流動負債合計 | | 170,625 (15,532) | 17.6 | 85,333 (7,768) | 39.5 |
| 固定負債 | | | | | |
| 社債 | | 99,265 (9,036) | | 9,508 (866) | |
| 長期借入金 | 2,6 | 1,234 (112) | | - (-) | |
| 長期リース債務 | 2 | 27 (2) | | 4 (0) | |
| 長期未払金 | 3 | 93,191 (8,483) | | 400 (36) | |
| 繰延税金負債 | | 11,822 (1,076) | | 202 (18) | |
| その他 | | 18,464 (1,681) | | 1,074 (98) | |
| 固定負債合計 | | 224,001 (20,391) | 23.2 | 11,188 (1,018) | 5.2 |
| 負債合計 | | 394,627 (35,923) | 40.8 | 96,521 (8,786) | 44.7 |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (2007年12月31日) | | 当連結会計年度 (2008年12月31日) | |
|------------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | 2,649 (241) | 0.3 | 3,810 (347) | 1.7 |
| 資本剰余金 | | 377,646 (34,377) | 39.1 | 401,693 (36,566) | 185.9 |
| 利益剰余金 | | 1,227 (112) | 0.1 | 269,549 (24,537) | 124.7 |
| 株主資本合計 | | 379,067 (34,506) | 39.3 | 135,955 (12,376) | 62.9 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額 金 | | 441 (40) | | 40 (4) | |
| 繰延ヘッジ損益 | | 7,361 (670) | | - (-) | |
| 為替換算調整勘定 | 8 | 12,396 (1,128) | | 24,320 (2,214) | |
| 評価・換算差額等合計 | | 19,316 (1,758) | 2.0 | 24,280 (2,210) | 11.2 |
| 新株予約権 | | 8,966 (816) | 0.9 | 1,797 (164) | 0.8 |
| 少数株主持分 | | 203,755 (18,548) | 21.1 | 6,120 (557) | 2.8 |
| 純資産合計 | | 572,472 (52,112) | 59.2 | 119,592 (10,886) | 55.3 |
| 負債純資産合計 | | 967,099 (88,035) | 100.0 | 216,113 (19,673) | 100.0 |

連結損益計算書

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | | | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | |
|------------|----------|---|---------------------|------------|---|---------------------|------------|
| | | 金額 | | 百分比 (%) | 金額 | | 百分比 (%) |
| 売上高 | | | 257,676 (23,456) | 100.0 | | 279,351 (25,429) | 100.0 |
| 売上原価 | | | 124,185 (11,305) | 48.2 | | 150,522 (13,702) | 53.9 |
| 売上総利益 | | | 133,491 (12,152) | 51.8 | | 128,829 (11,727) | 46.1 |
| 販売費及び一般管理費 | | | | | | | |
| 役員報酬 | | 4,056 (369) | | | 10,290 (937) | | |
| 給与手当 | | 36,013 (3,278) | | | 48,169 (4,385) | | |
| 広告宣伝費 | | 17,745 (1,615) | | | 10,419 (948) | | |
| 減価償却費 | | 5,865 (534) | | | 4,304 (392) | | |
| 償却費 | | 15,417 (1,403) | | | 7,635 (695) | | |
| のれん償却額 | | 20,463 (1,863) | | | 20,113 (1,831) | | |
| その他 | | 47,005 (4,279) | 146,564 (13,342) | 56.9 | 72,736 (6,621) | 173,666 (15,809) | 62.2 |
| 営業損失 | | | 13,073 (1,190) | 5.1 | | 44,838 (4,082) | 16.1 |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 受取利息及び配当金 | | 10,153 (924) | | | 4,590 (418) | | |
| 有価証券評価益 | | 388 (35) | | | - (-) | | |
| 為替差益 | | 3,110 (283) | | | 8,226 (749) | | |
| その他 | | 5,468 (498) | 19,118 (1,740) | 7.4 | 3,865 (352) | 16,681 (1,518) | 6.0 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 支払利息 | | 11,158 (1,016) | | | 24,492 (2,230) | | |
| 株式交付費 | | 9,522 (867) | | | 550 (50) | | |
| その他 | | 196 (18) | 20,875 (1,900) | 8.1 | 1,591 (145) | 26,633 (2,424) | 9.5 |
| 経常損失 | | | 14,830 (1,350) | 5.8 | | 54,789 (4,987) | 19.6 |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | | | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | |
|-------------------------|----------|---|-------------------|------------|---|----------------------|------------|
| | | 金額 | | 百分比 (%) | 金額 | | 百分比 (%) |
| 特別利益 | | | | | | | |
| 固定資産売却益 | 4 | - (-) | | | 229 (21) | | |
| デリバティブ解約益 | | - (-) | | | 4,297 (391) | | |
| 新株予約権戻入益 | | - (-) | | | 876 (80) | | |
| 投資有価証券売却益 | | 57 (5) | | | - (-) | | |
| 関係会社株式売却益 | | - (-) | | | 17,635 (1,605) | | |
| 持分変動利益 | 1 | 99,192 (9,029) | | | - (-) | | |
| 事業譲渡益 | | - (-) | 99,249 (9,035) | 38.5 | 6,017 (548) | 29,055 (2,645) | 10.4 |
| 特別損失 | | | | | | | |
| 持分変動損失 | | - (-) | | | 14,858 (1,353) | | |
| 過年度損益修正損 | 6 | - (-) | | | 3,692 (336) | | |
| オプション売却損 | | - (-) | | | 2,150 (196) | | |
| 投資有価証券評価損 | | - (-) | | | 607 (55) | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 7 | 5,546 (505) | | | 42,098 (3,832) | | |
| 関係会社株式売却損 | | 3,666 (334) | | | 4,159 (379) | | |
| 固定資産除売却損 | 5 | - (-) | | | 436 (40) | | |
| 事業譲渡損 | | - (-) | | | 300 (27) | | |
| のれん償却額 | 3 | 38,224 (3,480) | | | 95,054 (8,653) | | |
| 減損損失 | 2 | 6,592 (600) | | | 203,703 (18,543) | | |
| その他 | | - (-) | 54,027 (4,918) | 21.0 | 296 (27) | 367,353 (33,440) | 131.5 |
| 税金等調整前当期純利益 又は純損失() | | | 30,392 (2,767) | 11.8 | | 393,088 (35,783) | 140.7 |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | | | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | |
|-----------------------|----------|---|-------------------|------------|---|---------------------|------------|
| | | 金額 | | 百分比 (%) | 金額 | | 百分比 (%) |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 7,243 (659) | | | 10,636 (968) | | |
| 法人税等調整額 | | 2,674 (243) | 4,569 (416) | 1.8 | 3,296 (300) | 7,340 (668) | 2.6 |
| 少数株主利益又は少数株 主損失() | | | 2,325 (212) | 0.9 | | 132,106 (12,026) | 47.3 |
| 当期純利益又は純損失 () | | | 23,497 (2,139) | 9.1 | | 268,322 (24,425) | 96.0 |

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自2007年1月1日至2007年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------------|----------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 2006年12月31日 残高 | 2,389 (217) | 326,106 (29,685) | 24,724 (2,251) | 303,771 (27,652) |
| 連結会計期間中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 14 (1) | 1,386 (126) | - (-) | 1,400 (127) |
| 株式の交換による増加 | 246 (22) | 50,152 (4,565) | - (-) | 50,398 (4,588) |
| 当期純利益 | - (-) | - (-) | 23,497 (2,139) | 23,497 (2,139) |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 260 (24) | 51,538 (4,692) | 23,497 (2,139) | 75,296 (6,854) |
| 2007年12月31日 残高 | 2,649 (241) | 377,646 (34,377) | 1,227 (112) | 379,067 (34,506) |

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|-----------------|--------------------|--------------------|----------------|---------------------|---------------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 評価・換算差額等合計 | | | |
| 2006年12月31日 残高 | - (-) | - (-) | 813 (74) | 813 (74) | 3,036 (276) | 75,138 (6,840) | 382,758 (34,842) |
| 連結会計期間中の変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 1,400 (127) |
| 株式の交換による増加 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 50,398 (4,588) |
| 当期純利益 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 23,497 (2,139) |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 441 (40) | 7,361 (670) | 13,210 (1,202) | 20,130 (1,832) | 5,930 (540) | 128,617 (11,708) | 114,418 (10,415) |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 441 (40) | 7,361 (670) | 13,210 (1,202) | 20,130 (1,832) | 5,930 (540) | 128,617 (11,708) | 189,713 (17,270) |
| 2007年12月31日 残高 | 441 (40) | 7,361 (670) | 12,396 (1,128) | 19,316 (1,758) | 8,966 (816) | 203,755 (18,548) | 572,472 (52,112) |

当連結会計年度(自2008年1月1日至2008年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 2007年12月31日 残高 | 2,649 (241) | 377,646 (34,377) | 1,227 (112) | 379,067 (34,506) |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 18 (2) | 1,952 (178) | - (-) | 1,971 (179) |
| 株式の交換による増加 | 1,143 (104) | 22,095 (2,011) | - (-) | 23,238 (2,115) |
| 当期純損失 | - (-) | - (-) | 268,322 (24,425) | 268,322 (24,425) |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1,162 (106) | 24,048 (2,189) | 268,322 (24,425) | 243,113 (22,131) |
| 2008年12月31日 残高 | 3,810 (347) | 401,693 (36,566) | 269,549 (24,537) | 135,955 (12,376) |

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|----------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------------|---------------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 評価・換算差額等合計 | | | |
| 2007年12月31日 残高 | 441 (40) | 7,361 (670) | 12,396 (1,128) | 19,316 (1,758) | 8,966 (816) | 203,755 (18,548) | 572,472 (52,112) |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 1,971 (179) |
| 株式の交換による増加 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 23,238 (2,115) |
| 当期純損失 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 268,322 (24,425) |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 401 (36) | 7,361 (670) | 11,924 (1,085) | 4,964 (452) | 7,169 (653) | 197,634 (17,991) | 209,767 (19,095) |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 401 (36) | 7,361 (670) | 11,924 (1,085) | 4,964 (452) | 7,169 (653) | 197,634 (17,991) | 452,880 (41,226) |
| 2008年12月31日 残高 | 40 (4) | - (-) | 24,320 (2,214) | 24,280 (2,210) | 1,797 (164) | 6,120 (557) | 119,592 (10,886) |

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---------------------|----------|---|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 | 金額 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前当期純利益又は純損失() | | 30,392 (2,767) | 393,088 (35,783) |
| 減価償却費 | | 5,865 (534) | 5,390 (491) |
| 償却費 | | 17,091 (1,556) | 19,735 (1,796) |
| のれん償却額 | | 58,686 (5,342) | 118,298 (10,769) |
| 株式報酬費用 | | 6,766 (616) | 14,148 (1,288) |
| 受取利息及び配当金 | | 10,153 (924) | 4,590 (418) |
| 支払利息 | | 11,158 (1,016) | 24,492 (2,230) |
| 持分変動損益(: 利益) | | 99,192 (9,029) | 14,858 (1,353) |
| 有価証券評価益 | | 388 (35) | - (-) |
| 投資有価証券評価損 | | - (-) | 607 (55) |
| 株式交付費 | | 9,522 (867) | 550 (50) |
| 為替差益 | | 35 (3) | - (-) |
| 固定資産売却益 | | - (-) | 229 (21) |
| 固定資産除売却損 | | - (-) | 436 (40) |
| 減損損失 | | 6,592 (600) | 203,703 (18,543) |
| 貸倒引当金繰入額 | | 5,546 (505) | 42,098 (3,832) |
| 事業譲渡益 | | - (-) | 6,017 (548) |
| 事業譲渡損 | | - (-) | 300 (27) |
| 関係会社株式売却益 | | - (-) | 17,635 (1,605) |

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|------------------------|----------|---|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 | 金額 |
| 関係会社株式売却損 | | 3,666 (334) | 4,159 (379) |
| 投資有価証券売却益 | | 57 (5) | - (-) |
| デリバティブ解約益 | | - (-) | 4,297 (391) |
| オプション売却損 | | - (-) | 2,150 (196) |
| 売上債権の増減額(: 増加) | | 25,540 (2,325) | 35,686 (3,248) |
| 仕入債務の増減額(: 減少) | | 11,139 (1,014) | 41,814 (3,806) |
| その他流動資産の増減 額(: 増加) | | 655 (60) | 16,550 (1,507) |
| その他流動負債の増減 額(: 減少) | | 2,888 (263) | 8,028 (731) |
| その他 | | 721 (66) | 8,672 (789) |
| 小計 | | 28,104 (2,558) | 64,448 (5,867) |
| 法人税等の支払額 | | 4,064 (370) | 6,957 (633) |
| 営業活動によるキャッ シュ・フロー | | 24,040 (2,188) | 57,491 (5,233) |

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--------------------------------|----------|---|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 | 金額 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 定期預金の預入による支出 | | 4,606 (419) | - (-) |
| 定期預金の払戻による収入 | | - (-) | 4,606 (419) |
| 利息及び配当金の受取額 | | 10,153 (924) | 4,590 (418) |
| 買収資金の預託による支出 | | - (-) | 14,175 (1,290) |
| 有価証券の取得による支出 | | 367 (33) | - (-) |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | | 142 (13) | 3,669 (334) |
| 有形固定資産の取得による支出 | | 11,056 (1,006) | 5,500 (501) |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 482 (44) | 415 (38) |
| 無形固定資産の取得による支出 | | 6,317 (575) | 11,483 (1,045) |
| 投資有価証券の取得による支出 | | 70,046 (6,376) | 2,232 (203) |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | | 41,099 (3,741) | 1,335 (122) |
| デリバティブ取引による支出 | | - (-) | 24,050 (2,189) |
| デリバティブ取引による収入 | | - (-) | 2,150 (196) |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 3 | 43,375 (3,948) | 86,728 (7,895) |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 2 | 124,171 (11,303) | - (-) |
| 子会社株式の取得による支出 | | 10,524 (958) | 5,630 (513) |
| 事業の譲渡による収入 | 4 | - (-) | 5,156 (469) |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社が発行する種類株の転換による支出 | 5 | - (-) | 57,029 (5,191) |

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|-----------------------|----------|---|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 | 金額 |
| 子会社株式の条件付取得対価による追加支出 | | 25,936 (2,361) | 60,999 (5,553) |
| 短期貸付による支出 | | - (-) | 8,755 (797) |
| その他 | | - (-) | 1,142 (104) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 157,773 (14,362) | 82,347 (7,496) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 利息の支払額 | | 9,722 (885) | 17,039 (1,551) |
| 担保に供している預金の増減額(: 増加) | | 27,704 (2,522) | 8,797 (801) |
| 短期借入金の増減額(: 減少) | | 24,152 (2,199) | 155 (14) |
| 長期借入金の返済による支出 | | - (-) | 242 (22) |
| 社債の償還による支出 | | - (-) | 48,739 (4,437) |
| 新株予約権の行使による収入 | | 2,087 (190) | - (-) |
| 少数株主への株式の発行による収入 | | 198,307 (18,052) | 27,381 (2,492) |
| 少数株主への配当金の支払額 | | 6,149 (560) | 2,523 (230) |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | | 61 (6) | 35 (3) |
| 長期未払金の増減額(: 減少) | | 16,588 (1,510) | 4,945 (450) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 164,322 (14,958) | 27,302 (2,485) |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | 2,496 (227) | 15,591 (1,419) |
| 現金及び現金同等物の増減額(: 減少) | | 28,094 (2,557) | 67,748 (6,167) |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 97,279 (8,855) | 125,373 (11,413) |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 | 125,373 (11,413) | 57,624 (5,246) |

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前連結会計年度(自 2007年 1月 1日 至 2007年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2008年 1月 1日 至 2008年12月31日)

該当事項はありません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2007年 1月 1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年 1月 1日 至 2008年12月31日) |
|---------------|--|---|
| 1 連結の範囲に関する事項 | <p>(1) 連結子会社の数 116社 主要な連結子会社の名称</p> <p>アジア 新華ファイナンス・ネットワーク・リミテッド イーコン・ワールド・メディア・リミテッド 新華ファイナンス・ネットワーク(北京)リミテッド 新華ファイナンス・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッド その他: 80社</p> <p>米国 テイラー・ラファティエ・アソシエイツ・インク マージェント・インク ワシントン・アナリシス・コーポレーション マーケット・ニュース・インターナショナル・インク その他: 11社</p> <p>その他の地域: 17社</p> <p>グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシー、声色(ホールディングス)ホンコン・リミテッド、北京モバイル・インタラクティブ・カンパニー・リミテッド、コンベイ・アドバダイジング・カンパニー・リミテッド、プロフィットタウン・デベロップメント・リミテッド、JCBNカンパニー・リミテッド及び他20社については、当期連結会計年度において新たに取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーは保有株式売却に伴い連結の範囲から除外しました。</p> <p>従来、非連結子会社であったインテリジェンス・アジア・ピーティーワイ・リミテッド他3社は連結財務諸表上重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> | <p>(1) 連結子会社の数 35社 主要な連結子会社の名称</p> <p>アジア 新華ファイナンス・ネットワーク・リミテッド 新華ファイナンス・ネットワーク(北京)リミテッド 新華ファイナンス・ネットワーク(上海)・リミテッド その他: 22社</p> <p>米国 テイラー・ラファティエ・アソシエイツ・インク マーケット・ニュース・インターナショナル・インク その他: 4社</p> <p>その他の地域: 4社</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたインテリジェンス・アジア・ピーティーワイ・リミテッド、新華ファイナンス・ネットワーク・インク及び上海ネットチャイナ・リミテッドは解散したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社でありましたマージェント・インク及びその子会社(7社)、キネティック・インフォメーション・システム・サービシズ・リミテッド及びワシントン・アナリシス・コーポレーションは保有株式売却に伴い連結の範囲から除外しております。</p> <p>新華ファイナンス・メディア・リミテッド及びその子会社(72社)については従来連結していましたが、同社に対する議決権所有割合が減少したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に変更しております。なお、支配権解消日を当連結会計年度末としているため連結財務諸表の作成にあたっては、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書のみ連結しております。</p> |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|---|--|
| 2 持分法の適用に関する事項 | (1) 持分法適用の関連会社数 2社 持分法適用会社の名称 ニンポー・ファー・イースト・クレジット・レーティング・カンパニー・リミテッド ベスト・インディペンデント・リサーチ エルエルシー | (1) 持分法適用の関連会社数 2社 持分法適用会社の名称 ニンポー・ファー・イースト・クレジット・レーティング・カンパニー・リミテッド 新華ファイナンス・メディア・リミテッド なお、前連結会計年度において持分法適用会社でありましたベスト・インディペンデント・リサーチ・エルエルシーは、同社の持分を保有していたマージェント・インクの株式を当社が売却したことに伴い持分法の適用範囲から除外しております。 新華ファイナンス・メディア・リミテッド及びその子会社(72社)については従来連結しておりましたが、同社に対する議決権所有割合が減少したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に変更しております。 |
| 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 | すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。 | 同左 |
| 4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券 イ 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ロ 満期保有目的 償却原価法(定額法) ハ その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価額等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 デリバティブ 時価法 | 有価証券 イ 売買目的有価証券 同左 ロ 満期保有目的 ハ その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 |
| (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | イ 有形固定資産 主として定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3～20年 工具器具備品 1～10年 | イ 有形固定資産 同左 |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|----------------------|---|---|
| (3) 繰延資産の処理方法 | <input type="checkbox"/> 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 商標権および配信権 3～15年 諸権利等 3～50年 | <input type="checkbox"/> 無形固定資産 同左 |
| (4) 重要な引当金の計上基準 | 社債発行費 償還期間にて均等償却しております。 | 社債発行費 同左 |
| (5) 重要な外貨建の資産又は負債の換算 | 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、主として個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上することとしております。 | 貸倒引当金 同左 |
| (6) 重要なリース取引の処理方法 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により機能通貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により米ドルに換算し、収益及び費用は期中平均相場により米ドルに換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 | 同左 |
| (7) 重要なヘッジ会計の方法 | <input type="checkbox"/> ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 <input type="checkbox"/> ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...クロスカレンシース ワップ取引 ヘッジ対象...外貨建社債 <input type="checkbox"/> ヘッジ方針 金利変動リスク及び為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 <input type="checkbox"/> ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較して、両者の変動額の比率を基礎にして判断しております。 | <input type="checkbox"/> ヘッジ会計の方法 同左 <input type="checkbox"/> ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 <input type="checkbox"/> ヘッジ方針 同左 <input type="checkbox"/> ヘッジ有効性評価の方法 同左 |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---------------------------|--|--|
| (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2008年12月30日現在の東京外国為替市場における対顧客電信相場(仲値)、1米ドル=91.03円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。</p> <p>親会社の機能通貨の報告通貨への換算 外国会社である当社は、会計処理を行う通貨(以下機能通貨という)として中国元を使用しておりますが、財務報告において用いる通貨(以下報告通貨という)には米ドルを使用しております。連結財務諸表作成の際に行われる機能通貨から報告通貨への換算は、国際会計基準第21号に準じて、貨幣性資産及び負債については決算日の為替相場、非貨幣性資産及び負債については取引時の為替相場、収益及び費用は取引時の為替相場により換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めて表示しております。</p> | <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>財務諸表の円換算 同左</p> <p>親会社の機能通貨の報告通貨への換算 同左</p> |
| 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 | <p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p> | 同左 |
| 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 | <p>のれんは5年間及び20年間で均等償却しております。また、負ののれんは20年間で均等償却しております。</p> | 同左 |
| 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> | 同左 |

追加情報

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|---|
| <p>(提出会社の機能通貨の変更)</p> <p>当連結会計年度より、主たる営業活動の源泉となる地域の変更に伴い、当社の機能通貨を米ドルから中国元に変更しております。連結財務諸表作成にあたっては、当社の報告通貨である米ドルへの換算を行っております。</p> | |

表示方法の変更

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|---|
| <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度において、営業権として掲記されていたものは、当連結会計年度からのれんとして表示しております。</p> <p>また連結調整勘定として掲記されていたものは、のれん又は負ののれんとして表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1. 前連結会計年度において、償却費及び連結調整勘定償却額として掲記されていたものは、当連結会計年度からのれん償却額として表示しております。</p> <p>2. 前連結会計年度において、新株発行関連費用として掲記されていたものは、当連結会計年度から株式交付費として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1. 前連結会計年度において、償却費及び連結調整勘定償却額として掲記されていたものは、当連結会計年度からのれん償却額として表示しております。</p> <p>2. 前連結会計年度において、新株発行関連費用として掲記されていたものは、当連結会計年度から株式交付費として表示しております。</p> | |

[次へ](#)

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (2007年12月31日) | 当連結会計年度 (2008年12月31日) |
|---|---|
| 1 契約において商標権及び配信権が一体となっているものを含むため、単一の勘定科目によって計上しております。なお、商標権のみを取得している場合も同様の科目に含めて記載しております。 | 1 同左 |
| 2 担保に供している資産及び対応する債務 | 2 担保に供している資産及び対応する債務 |
| 担保資産 | 担保資産 |
| 預金 | 預金 |
| 64,149 | 18,004 |
| (5,839) | (1,639) |
| 工具器具備品 | 対応する債務 |
| 1,535 | 短期借入金 |
| (140) | 15,969 |
| 対応する債務 | (1,454) |
| 短期借入金 | リース債務 |
| 48,897 | 9 |
| (4,451) | (1) |
| リース債務 | 長期リース債務 |
| 18 | 4 |
| (2) | (0) |
| 一年内返済予定長期借入金 | |
| 384 | |
| (35) | |
| 長期借入金 | |
| 1,009 | |
| (92) | |
| 3 連結子会社の株式取得対価の未払および追加的に交付される当社株式の一部を含んでおります。株式の取得対価については、各社それぞれの今後の業績結果を加味して最終的に決定されるため、金額が変動する可能性があります。 | 3 |
| 4 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。流動資産に設定された貸倒引当金の金額 | 4 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。流動資産に設定された貸倒引当金の金額 |
| 6,837 | 7,581 |
| (622) | (690) |

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (2007年12月31日) | 当連結会計年度 (2008年12月31日) |
|--|---|
| 5 連結子会社の株式取得対価については、各社の今後の業績結果を加味して最終的に決定されるため、金額が変動する可能性があります。 | 5 |
| 6 新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド、新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッド、上海華財インベストメント・アドバイザー・カンパニー・リミテッド、中西泰和カルチャー・コンサルタンシー(上海)・カンパニー・リミテッド、家洛コンサルティング(上海)・カンパニー・リミテッド、アコード・グループ・インベストメンツ・リミテッド、新華ファイナンス・メディア(上海)カンパニー・リミテッド、コンベイ・アドバダイジング・カンパニー・リミテッド、マージェント・インクにおいて、取引銀行と借入コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | 6 新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド、新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッド、上海華財インベストメント・アドバイザー・カンパニー・リミテッドにおいて、取引銀行と借入コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 |
| 借入コミットメントの総額 72,319 (6,583) | 借入コミットメントの総額 30,308 (2,759) |
| 借入実行残高 51,738 (4,710) | 借入実行残高 16,071 (1,463) |
| 差引額 20,581 (1,873) | 差引額 14,237 (1,296) |
| 7 広告代理権、著作権等の各種契約上の権利及びデータベース等の知的財産を計上しております。 | 7 同左 |
| 8 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を含んでおります。 | 8 同左 |

(連結損益計算書関係)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | | | | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | | |
|--|-------|------|----------------|---|-------|--------|---------------------|
| 1 当社の連結子会社である新華ファイナンス・メディア・リミテッドの米国NASDAQグローバル・マーケットへの株式公開に伴い発生しております。 | | | | 1 | | | |
| 2 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 | | | | 2 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 | | | |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
| アジア | 事業用資産 | 器具備品 | 234 (21) | アジア | 事業用資産 | 器具備品 | 2,188 (199) |
| アジア | その他 | のれん | 2,472 (225) | アジア | 事業用資産 | 無形固定資産 | 28,908 (2,631) |
| 北米 | その他 | のれん | 3,886 (354) | アジア | その他 | のれん | 134,606 (12,253) |
| 合計 | | | 6,592 (600) | 北米 | その他 | のれん | 38,001 (3,459) |
| | | | | 合計 | | | 203,703 (18,543) |
| <p>当グループは、原則として会社単位でグルーピングを行っております。ただし、独立してキャッシュ・フローが把握可能な資産については当該資産単位としております。</p> <p>上記資産につきましては、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.0%～11.0%で割り引いて算定しております。</p> | | | | <p>当グループは、原則として会社単位でグルーピングを行っております。ただし、独立してキャッシュ・フローが把握可能な資産については当該資産単位としております。</p> <p>上記資産につきましては、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.0%～11.0%で割り引いて算定しております。</p> <p>連結子会社であるマージェント・インク、キネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッド、ワシントン・アナリシス・コーポレーション、マーケット・ニュース・インターナショナル・インク及び上海ファー・イースト・クレディット・レイティングの株式売却にあたり売却損失が見込まれたため、当該売却による損失見込み額をのれんの減損損失として特別損失に計上しております。また、連結子会社であるG7グループ・インク及びテイラー・ラファティエの事業譲渡にあたり譲渡損失が見込まれたため、当該譲渡の損失見込み額をのれんの減損損失として特別損失に計上しております。また、当連結会計年度において連結子会社から持分法適用会社となった新華ファイナンス・メディア・リミテッドの子会社に対するのれんの減損損失を含んでおります。</p> | | | |

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | | | | | |
|--|--|---------|-------|-------|---------|-----|------|
| 3 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定に基づき、のれんを一括償却したものであります。 | 3 当社の連結子会社であった新華ファイナンス・メディア・リミテッドは、当社が所有していたB種普通株式(1株につき10議決権)が、当連結会計年度末日をもってA種普通株式(1株につき1議決権)に転換されたことにより、当社の同社に対する議決権所有割合が減少したため、連結子会社から持分法適用会社となりました。同社に対する債権を同社の株式発行を伴うことなく出資に振り替えたことにより増加していた同社の純資産の金額は、これまで当社に帰属する純資産持分として認識しておりましたが、議決権所有割合の減少に伴い当社は同社に対する支配力を失ったため、減少後の議決権所有割合に相当する同社の純資産金額と出資額との差をのれんとして認識した上で、会計制度委員会報告第7号32項の規定に基づき、のれんを一括償却したものであります。 | | | | | | |
| 4 | 4 固定資産売却益の内訳 <table data-bbox="826 853 1359 920"> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>229</td> <td>(21)</td> </tr> </table> | 工具器具備品 | 229 | (21) | | | |
| 工具器具備品 | 229 | (21) | | | | | |
| 5 | 5 固定資産除売却損の内訳 <table data-bbox="826 987 1359 1055"> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>436</td> <td>(40)</td> </tr> </table> | 工具器具備品 | 436 | (40) | | | |
| 工具器具備品 | 436 | (40) | | | | | |
| 6 | 6 過年度損益修正損の内容は次のとおりです。 <table data-bbox="826 1122 1359 1189"> <tr> <td>条件付取得対価</td> <td>3,359</td> <td>(306)</td> </tr> </table> <p>条件付取得対価が定められた子会社の株式・持分の取得について、追加的にのれんを認識したことにより、企業結合日におけるのれんの額及び過年度ののれん償却額を修正するものであります。</p> <table data-bbox="826 1335 1359 1402"> <tr> <td>取得原価の配分</td> <td>333</td> <td>(30)</td> </tr> </table> <p>前連結会計年度にキネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッドを連結子会社化した際の取得原価の配分額を見直した事により、企業結合日におけるのれんの額及び過年度ののれん償却額並びに無形固定資産の額及び過年度の無形固定資産の償却額を修正するものであります。</p> | 条件付取得対価 | 3,359 | (306) | 取得原価の配分 | 333 | (30) |
| 条件付取得対価 | 3,359 | (306) | | | | | |
| 取得原価の配分 | 333 | (30) | | | | | |
| 7 | 7 貸倒引当金繰入額は破産更生債権等に対する25,000千米ドル(2,276百万円)を含んでおります。当該債券の発行体であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インクが連邦破産法第11条の適用による倒産手続の申請を行ったことに伴い、債権金額全額を回収不能見込額として貸倒引当金を設定しております。 | | | | | | |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計期間(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|----------|---------|----|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 931,638 | 101,416 | - | 1,033,054 |

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加のうち、96,080株は株式の交換による子会社の取得に関するもの、5,336株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

当社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は2,874千米ドル(262百万円)であり、連結子会社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は6,093千米ドル(555百万円)であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計期間(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|---------|----|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 1,033,054 | 452,998 | - | 1,486,052 |

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加のうち、445,797株は株式の交換による子会社の取得に関するもの、7,201株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

当社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は1,797千米ドル(164百万円)であり、連結子会社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---|---|
| 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 | 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 |
| 現金及び預金勘定 | 現金及び預金勘定 |
| 194,784 | 75,289 |
| (17,731) | (6,854) |
| 担保に供している預金 | 担保に供している預金 |
| 64,149 | 18,004 |
| (5,839) | (1,639) |
| 当座借越 | 有価証券 |
| 960 | 340 |
| (87) | (31) |
| 預入期間が3ヶ月を越える | 現金及び現金同等物 |
| 4,606 | 57,624 |
| 定期預金 | (5,246) |
| (419) | |
| 有価証券 | |
| 303 | |
| (28) | |
| 現金及び現金同等物 | |
| 125,373 | |
| (11,413) | |
| 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社 の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により、新たにコンベイ・アドバダイジ ング・カンパニー・リミテッド他24社を連結したこ とに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株 式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係 は次のとおりであります。 | 2 |
| 流動資産 | |
| 19,667 | |
| (1,790) | |
| 固定資産 | |
| 70,658 | |
| (6,432) | |
| 流動負債 | |
| 16,830 | |
| (1,532) | |
| 固定負債 | |
| 20,676 | |
| (1,882) | |
| のれん | |
| 113,720 | |
| (10,352) | |
| 少数株主持分 | |
| 733 | |
| (67) | |
| 新規連結子会社株式の取得価額 | |
| 165,805 | |
| (15,093) | |
| 連結開始前の既取得分 | |
| 10,512 | |
| (957) | |
| 株式の交換による株式の発行価額 | |
| 26,276 | |
| (2,392) | |
| 未払金 | |
| 1,081 | |
| (98) | |
| 新規連結子会社の現金及び現金同等物 | |
| 3,765 | |
| (343) | |
| 差引：新規連結子会社取得による支出 | |
| 124,171 | |
| (11,303) | |

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------|-------|-------|--------|-----|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|--------------|----------|----------------|---------|---------------|-----|--|------|-----------------------------|-------------------|---|------|--------|--|---------|------|---------|--|----------|------|--------|--|---------|------|-------|--|-------|----------|--------|--|---------|--------------|---------|--|----------|---------------|--------|--|---------|-----------------------------|-------------------|
| <p>3 株式の売却により連結子会社から除外された会社の資産及び負債の主な内容</p> <p>株式の売却によりグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びにグラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシー株式の売却価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,305</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(210)</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">52,815</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(4,808)</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">4,485</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(408)</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">3,469</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(316)</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">3,666</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(334)</td> </tr> <tr> <td>子会社株式の正味売却価格</td> <td style="text-align: right;">43,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(3,960)</td> </tr> <tr> <td>子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(11)</td> </tr> <tr> <td>差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入</td> <td style="text-align: right;">43,375 (3,948)</td> </tr> </table> | 流動資産 | 2,305 | | (210) | 固定資産 | 52,815 | | (4,808) | 流動負債 | 4,485 | | (408) | 固定負債 | 3,469 | | (316) | 子会社株式売却損 | 3,666 | | (334) | 子会社株式の正味売却価格 | 43,500 | | (3,960) | 子会社の現金及び現金同等物 | 125 | | (11) | 差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 43,375 (3,948) | <p>3 株式の売却により連結子会社から除外された会社の資産及び負債の主な内容</p> <p>株式の売却によりマージェント・インク、ワシントン・アナリシス・コーポレーション及びコンペイ・アドバダイジング・カンパニー・リミテッドが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びに同3社の株式の売却価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">49,046</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(4,465)</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">133,842</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(12,184)</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">28,731</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(2,615)</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">6,261</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(570)</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却益</td> <td style="text-align: right;">13,477</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(1,227)</td> </tr> <tr> <td>子会社株式の正味売却価格</td> <td style="text-align: right;">161,374</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(14,690)</td> </tr> <tr> <td>子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">74,646</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(6,795)</td> </tr> <tr> <td>差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入</td> <td style="text-align: right;">86,728 (7,895)</td> </tr> </table> | 流動資産 | 49,046 | | (4,465) | 固定資産 | 133,842 | | (12,184) | 流動負債 | 28,731 | | (2,615) | 固定負債 | 6,261 | | (570) | 子会社株式売却益 | 13,477 | | (1,227) | 子会社株式の正味売却価格 | 161,374 | | (14,690) | 子会社の現金及び現金同等物 | 74,646 | | (6,795) | 差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 86,728 (7,895) |
| 流動資産 | 2,305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (210) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 52,815 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4,808) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 4,485 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (408) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 3,469 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (316) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社株式売却損 | 3,666 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (334) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社株式の正味売却価格 | 43,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3,960) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社の現金及び現金同等物 | 125 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (11) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 43,375 (3,948) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | 49,046 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4,465) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 133,842 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (12,184) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 28,731 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2,615) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 6,261 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (570) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社株式売却益 | 13,477 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1,227) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社株式の正味売却価格 | 161,374 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (14,690) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社の現金及び現金同等物 | 74,646 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (6,795) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 86,728 (7,895) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4</p> | <p>4 事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳</p> <p>新華PRニュースワイヤー、G7及びテイラー・ラファティエの事業の譲渡により減少した資産・負債の内訳と事業譲渡に係る収入との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">3,572</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(325)</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">304</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(28)</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">3,171</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(289)</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">1,266</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(115)</td> </tr> <tr> <td>事業譲渡益</td> <td style="text-align: right;">5,717</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(520)</td> </tr> <tr> <td>事業の譲渡の対価</td> <td style="text-align: right;">5,156 (469)</td> </tr> </table> | 流動資産 | 3,572 | | (325) | 固定資産 | 304 | | (28) | 流動負債 | 3,171 | | (289) | 固定負債 | 1,266 | | (115) | 事業譲渡益 | 5,717 | | (520) | 事業の譲渡の対価 | 5,156 (469) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | 3,572 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (325) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 304 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (28) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 3,171 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (289) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 1,266 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (115) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業譲渡益 | 5,717 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (520) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の譲渡の対価 | 5,156 (469) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|--------|--|---------|---------|---------|--|---------|------|---------|--|----------|------|---------|--|----------|------|---------|--|----------|
| <p>5</p> | <p>5 子会社が発行する種類株の転換により連結子会社から除外された会社の資産及び負債の主な内訳 議決権割合の減少により新華ファイナンス・メディア・リミテッドを連結の範囲から除外したことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">57,029</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(5,191)</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">106,885</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(9,730)</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">315,823</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(28,749)</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">135,326</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(12,319)</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">121,642</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(11,073)</td> </tr> </table> <p>6 重要な非資金取引の内容 株式の交換により増加した資本金は246千米ドル(22百万円)、資本剰余金は50,152千米ドル(4,565百万円)であります。</p> | 現金及び預金 | 57,029 | | (5,191) | その他流動資産 | 106,885 | | (9,730) | 固定資産 | 315,823 | | (28,749) | 流動負債 | 135,326 | | (12,319) | 固定負債 | 121,642 | | (11,073) |
| 現金及び預金 | 57,029 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5,191) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他流動資産 | 106,885 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (9,730) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 315,823 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (28,749) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 135,326 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (12,319) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 121,642 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (11,073) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(リース取引関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|--|-------|-----|--------|--|---------|----|--------|--|---------|---|------|-------|--|-------|-----|--------|--|---------|----|--------|--|---------|
| <p>オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">7,994</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(728)</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">22,316</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(2,031)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,310</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(2,759)</td> </tr> </table> | 1年以内 | 7,994 | | (728) | 1年超 | 22,316 | | (2,031) | 合計 | 30,310 | | (2,759) | <p>オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">3,651</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(332)</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">16,664</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(1,517)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,315</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(1,849)</td> </tr> </table> | 1年以内 | 3,651 | | (332) | 1年超 | 16,664 | | (1,517) | 合計 | 20,315 | | (1,849) |
| 1年以内 | 7,994 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (728) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 22,316 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2,031) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 30,310 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2,759) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 3,651 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (332) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 16,664 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1,517) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 20,315 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1,849) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(有価証券関係)

前連結会計年度(2007年12月31日)

1 売買目的有価証券

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 |
|-------------|---------------------|
| 787 (72) | 388 (35) |

2 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 取得原価 | 連結貸借対照表計上額 | 差額 |
|------------------------|----------------|----------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 344 (31) | 399 (36) | 55 (5) |
| (2) 債券 | 4,198 (382) | 4,377 (398) | 178 (16) |
| (3) その他 | 51 (5) | 382 (35) | 331 (30) |
| 小計 | 4,593 (418) | 5,158 (470) | 564 (51) |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| (1) 株式 | 34 (3) | 9 (1) | 25 (2) |
| (2) 債券 | - (-) | - (-) | - (-) |
| (3) その他 | - (-) | - (-) | - (-) |
| 小計 | 34 (3) | 9 (1) | 25 (2) |
| 合計 | 4,627 (421) | 5,167 (470) | 539 (49) |

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------------|-----------|----------|
| 431 (39) | 53 (5) | - (-) |

4 時価評価されていない有価証券

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|-------------------|
| (1) 満期保有目的の債券 | |
| 非上場債券 | 25,676 (2,337) |
| (2) その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 22,326 (2,032) |
| その他 | 303 (28) |

5 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----|----------------|-------------------|----------|----------|
| 債券 | | | | |
| 社債 | 3,703 (337) | 26,349 (2,399) | - (-) | - (-) |
| 合計 | 3,703 (337) | 26,349 (2,399) | - (-) | - (-) |

当期連結会計年度(2008年12月31日)

1 売買目的有価証券

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 |
|-------------|---------------------|
| 416 (38) | 462 (42) |

2 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 取得原価 | 連結貸借対照表計上額 | 差額 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) その他 | 59 (5) | 184 (17) | 125 (11) |
| 小計 | 59 (5) | 184 (17) | 125 (11) |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| (1) 株式 | 21 (2) | 21 (2) | - (-) |
| (2) その他 | 29 (3) | - (-) | 29 (3) |
| 小計 | 50 (5) | 21 (2) | 29 (3) |
| 合計 | 109 (10) | 205 (19) | 96 (9) |

3 時価評価されていない有価証券

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------------|-------------------|
| (1) その他有価証券 | |
| その他 | 340 (31) |
| (2) 関係会社株式 | |
| 上場株式 | 89,062 (8,107) |

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

| 前連結会計年度 (自 2007年 1月 1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年 1月 1日 至 2008年12月31日) |
|--|---|
| <p>(1) 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、クロスカレンシー スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、金利変動及び為替変動によるリ スク回避を目的としており、投機的な取引は行わない 方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 外貨建社債の支払利息及び元本について、市場金利の 変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的でクロ スカレンシースワップ取引を行っております。なお、デ リバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っておりま す。</p> <p>イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...クロスカレンシースワップ取引 ヘッジ対象...外貨建社債</p> <p>ハ ヘッジ方針 金利変動リスク及び為替変動リスクの低減のため、 対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間にお いて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を 比較して、両者の変動額の比率を基礎にして判断し ております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 クロスカレンシースワップ取引は、為替相場及び市場 金利の変動によるリスクを有しております。 なお、取引先相手は高格付けを有する金融機関に限定 しているため信用リスクはほとんどないと認識してお ります。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限 及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担 当部門が決済担当者の承認を得て行っております。</p> | 同左 |

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(2007年12月31日)

当社が利用しているクロスカレンシースワップについては、ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありま
せん。

当連結会計年度(2008年12月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

- 1 採用している退職給付制度の概要
香港、米国及び中国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。
- 2 退職給付債務に関する事項
該当事項はありません。
- 3 退職給付費用に関する事項
該当事項はありません。
- 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

- 1 採用している退職給付制度の概要
香港、米国及び中国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。
- 2 退職給付債務に関する事項
該当事項はありません。
- 3 退職給付費用に関する事項
該当事項はありません。
- 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
該当事項はありません。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付関係)

前連結会計年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

当連結会計年度における費用計上額及び科目名

| | |
|-----------------|-------------------|
| 販売費及び一般管理費・役員報酬 | 2,013千米ドル(183百万円) |
| 販売費及び一般管理費・その他 | 4,753千米ドル(433百万円) |

当連結会計年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

当連結会計年度における費用計上額及び科目名

| | |
|-----------------|-------------------|
| 販売費及び一般管理費・役員報酬 | 4,641千米ドル(422百万円) |
| 販売費及び一般管理費・その他 | 9,508千米ドル(866百万円) |

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|--|--|---|--|
| 年度 | 2005年 | 2006年 | | |
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの従業員 166名 | 当社グループの役員 2名 | 当社グループの役員 5名 | 当社グループの従業員 209名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式14,910株 | 普通株式5,000株 | 普通株式6,000株 | 普通株式26,656株 |
| 付与日 | 2005年2月9日 | 2006年1月31日 | 2006年1月31日 | 2006年4月30日 |
| 権利確定条件 | 2005年12月31日、2006年12月31日および2007年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 (*2) | 2006年1月31日、4月30日、7月30日、10月31日および2007年1月31日にそれぞれ834株の権利が確定し、2007年4月30日に830株の権利が確定します。 | 2006年4月30日、7月31日、10月31日および2007年1月31日にそれぞれ4分の1の権利が確定します。 (*2) | 2006年12月31日、2007年12月31日および2008年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 (*2) |
| 対象勤務期間 | 自 2005年2月9日 至 2007年12月31日 | なし | 自 2006年1月31日 至 2007年1月31日 | 自 2006年4月30日 至 2008年12月31日 |
| 権利行使期間 | 自 2006年1月1日 至 2015年2月8日 | 自 2006年1月31日 至 2009年2月1日 | 自 2006年4月30日 至 2016年2月1日 | 自 2007年1月1日 至 2016年4月30日 |

| 会社名 | 当社 |
|-------------------|--|
| 年度 | 2006年 |
| 種類 | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの従業員 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式114株 |
| 付与日 | 2006年7月1日 |
| 権利確定条件 | 2006年12月31日、2007年12月31日および2008年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 (*2) |
| 対象勤務期間 | 自 2006年7月1日 至 2008年12月31日 |
| 権利行使期間 | 自 2007年1月1日 至 2016年4月30日 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | |
|-------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|--|
| | 2006年 | | 2007年 | |
| 種類 | 制限付株式(*4) | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当該子会社の役員 1名 | 当該子会社の従業員 190名 | 当該子会社の従業員 1名 | 当該子会社の 社外取締役 3名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式 種類A 11,050,000株 | 普通株式 種類A 11,198,180株 | 普通株式 種類A 221,280株 | 普通株式 種類A 90,000株 |
| 付与日 | 2006年 6月13日 | 2006年 7月11日 | 2007年 1月15日 | 2007年 4月25日 |
| 権利確定条件 | (*4) | 2007年12月31日または特定の事象が生じた日のどちらか早い方の日に2分の1、2008年12月31日に4分の1、2009年12月31日に4分の1がそれぞれ確定します。(*3) | なし | 2008年3月8日、2009年3月8日および2010年3月8日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 |
| 対象勤務期間 | 自 2006年 6月13日 至 2011年 6月13日 | 自 2006年 7月11日 至 2009年12月31日 | なし | 自 2007年 4月25日 至 2010年 3月 8日 |
| 権利行使期間 | 自 2007年 6月13日 至 2011年 6月13日 | 自 2007年12月31日 または特定の事象が生じた日のどちらか早い日 至 2011年 7月11日 | 自 2007年 3月 9日 至 2008年 3月 8日 | 自 2008年 3月 8日 至 2017年 4月24日 |

| | |
|-------------------|--|
| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド |
| 年度 | 2007年 |
| 種類 | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当該子会社の社外取締役 4名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式 種類A 120,000株 |
| 付与日 | 2007年 9月26日 |
| 権利確定条件 | 2008年 9月26日、2009年 9月26日および2010年 9月26日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 |
| 対象勤務期間 | 自 2007年 9月26日 至 2010年 9月26日 |
| 権利行使期間 | 自 2008年 9月26日 至 2017年 9月25日 |

(*1) 株数に換算して記載しております。また上記のストック・オプションは2004年 8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年 9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(*2) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 権利確定後の権利については、当該対象者の退職日から12ヶ月以上でありかつ退職年度に確定した権利の確定日から12ヶ月以上の日付をもって決定される失効日までの期間において行使することができます。

(*3) 事由に係わらず、従業員が退職した場合には、退職後3ヶ月に渡ってストック・オプションの行使または購入が認められております。付与対象者が死亡又は重要な疾患になった場合は、当該ストック・オプション契約にて定められた特定の期間の最終日または対象となるストック・オプションの権利行使期間の最終日のいずれか早い日において、未行使のストック・オプションに限り権利が消滅します。なお、従業員が自己都合で退職する場合は、未確定の権利は全て失効し、退職日後3ヶ月をもって、未行使のストックオプションは消滅します。

(*4) 既に株式は発行されておりますが、対象勤務期間に相当する期間が契約により定められており、対象勤務期間に相当する期間が経過するまでの間は、株主としての権利行使ができず、実質的にストック・オプションと相違がないため、ストック・オプションとして会計処理を行っております。なお、2007年 3月 7日に改定された権利確定条件により、普通株式合計11,050,000株について、2007年 3月 9日に1,500,000株、2008年 6月13日に2,210,000株、2009年 6月13日に2,210,000株、

2010年6月13日に2,210,000株、2011年6月13日に2,920,000株の権利が確定します。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(単位：株)

| 会社名 | 当社 | | | | |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2005年 | 2006年 | | | |
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利確定前 | | | | | |
| 期首 | 4,970 | 1,664 | 1,500 | 17,295 | 76 |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | 4,970 | 1,664 | 1,500 | 8,611 | 38 |
| 未確定残 | - | - | - | 8,684 | 38 |
| 権利確定後 | | | | | |
| 期首 | 8,364 | 3,336 | 4,500 | 8,543 | 38 |
| 権利確定 | 4,970 | 1,664 | 1,500 | 8,611 | 38 |
| 権利行使 | 1,212 | - | - | 246 | - |
| 失効 | 1,012 | - | 1,000 | 2,248 | - |
| 未行使残 | 11,110 | 5,000 | 5,000 | 14,660 | 76 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | | |
|-------|---------------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2006年 | | 2007年 | | |
| 種類 | 制限付株式 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利確定前 | | | | | |
| 期首 | 11,050,000 | 10,698,141 | - | - | - |
| 付与 | - | - | 221,280 | 90,000 | 120,000 |
| 失効 | - | 335,502 | - | - | - |
| 権利確定 | 1,500,000 | 5,361,468 | 221,280 | - | - |
| 未確定残 | 9,550,000 | 5,001,171 | - | 90,000 | 120,000 |
| 権利確定後 | | | | | |
| 期首 | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | 1,500,000 | 5,361,468 | 221,280 | - | - |
| 権利行使 | 1,500,000 | 2,877,934 | - | - | - |
| 失効 | - | 15,978 | - | - | - |
| 未行使残 | - | 2,467,556 | 221,280 | - | - |

単価情報

| 会社名 | 当社 | | | | |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2005年 | 2006年 | | | |
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利行使単価 | 49,316円 | 74,247円 | 71,844円 | 71,844円 | 71,844円 |
| 行使時平均株価 | 77,520円 | - | - | 80,556円 | - |
| 公正な評価単価(付与日) | - | - | - | - | 252.92米ドル |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | | |
|--------------|---------------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2006年 | | 2007年 | | |
| 種類 | 制限付株式 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利行使単価 | 0.001米ドル | 0.001米ドル | 5.0米ドル | 6.50米ドル | 4.39米ドル |
| 行使時平均株価 | - | 3.62米ドル | - | - | - |
| 公正な評価単価(付与日) | 0.60米ドル | 0.60米ドル | 2.0808米ドル | 0.60米ドル | 1.8516米ドル |

2. 連結会計年度に付与されたストック・オプションの評価単価の見積方法

連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法...ブラック・ショールズモデル、二項モデル等の方法の折衷法

ストック・オプションの主な基礎数値及び見積方法

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | |
|------------|---------------------|------------|------------|
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 株価変動性(*1) | 44% | 44% | 44% |
| 予想残存期間(*2) | 1年 | 10年 | 10年 |
| 予想配当(*3) | なし | なし | なし |
| 無リスク利率(*4) | 5.06% | 4.66% | 4.63% |

(*1) 株価変動性の算定は、新華ファイナンス・メディア・リミテッドが上場して間もないため、同業他社の株価変動性をもとに算定しております。

(*2) 権利確定日に行使されるものと推定し、対象勤務期間を予想残存期間として算定しております。

(*3) 過去の実績より、配当金の支払はないものと仮定しております。

(*4) 予想残存期間に対応する米国債の利回りであります。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日に行使されるものと推定し、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|--|--|---|--|
| 年度 | 2005年 | 2006年 | | |
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの従業員 166名 | 当社グループの役員 2名 | 当社グループの役員 5名 | 当社グループの従業員 209名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式14,910株 | 普通株式5,000株 | 普通株式6,000株 | 普通株式26,656株 |
| 付与日 | 2005年2月9日 | 2006年1月31日 | 2006年1月31日 | 2006年4月30日 |
| 権利確定条件 | 2005年12月31日、2006年12月31日および2007年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*2) | 2006年1月31日、4月30日、7月30日、10月31日および2007年1月31日にそれぞれ834株の権利が確定し、2007年4月30日に830株の権利が確定します。 | 2006年4月30日、7月31日、10月31日および2007年1月31日にそれぞれ4分の1の権利が確定します。(*2) | 2006年12月31日、2007年12月31日および2008年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*2) |
| 対象勤務期間 | 自 2005年2月9日 至 2007年12月31日 | なし | 自 2006年1月31日 至 2007年1月31日 | 自 2006年4月30日 至 2008年12月31日 |
| 権利行使期間 | 自 2006年1月1日 至 2015年2月8日 | 自 2006年1月31日 至 2009年2月1日 | 自 2006年4月30日 至 2016年2月1日 | 自 2007年1月1日 至 2016年4月30日 |

| 会社名 | 当社 | 当社 |
|-------------------|--|---|
| 年度 | 2006年 | 2008年 |
| 種類 | ストック・オプション | 制限付株式(*5) |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの従業員 1名 | 当社グループの従業員 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式114株 | 普通株式150株 |
| 付与日 | 2006年7月1日 | 2008年1月15日 |
| 権利確定条件 | 2006年12月31日、2007年12月31日および2008年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*2) | 2008年1月15日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*6) |
| 対象勤務期間 | 自 2006年7月1日 至 2008年12月31日 | 自 2008年1月15日 至 2009年12月31日 |
| 権利行使期間 | 自 2007年1月1日 至 2016年4月30日 | 自 2008年1月15日 至 2018年1月14日 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | |
|-------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|--|
| | 2006年 | | 2007年 | |
| 種類 | 制限付株式(*4) | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当該子会社の役員 1名 | 当該子会社の従業員 190名 | 当該子会社の従業員 1名 | 当該子会社の社外取締役 3名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式 種類A 11,050,000株 | 普通株式 種類A 11,198,180株 | 普通株式 種類A 221,280株 | 普通株式 種類A 90,000株 |
| 付与日 | 2006年 6月13日 | 2006年 7月11日 | 2007年 1月15日 | 2007年 4月25日 |
| 権利確定条件 | (*4) | 2007年12月31日または特定の事象が生じた日のどちらか早い方の日に2分の1、2008年12月31日に4分の1、2009年12月31日に4分の1がそれぞれ確定します。(*3) | なし | 2008年 3月 8日、2009年 3月 8日および2010年 3月 8日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 |
| 対象勤務期間 | 自 2006年 6月13日 至 2011年 6月13日 | 自 2006年 7月11日 至 2009年12月31日 | なし | 自 2007年 4月25日 至 2010年 3月 8日 |
| 権利行使期間 | 自 2007年 6月13日 至 2011年 6月13日 | 自 2007年12月31日 または特定の事象が生じた日のどちらか早い日 至 2011年 7月11日 | 自 2007年 3月 9日 至 2008年 3月 8日 | 自 2008年 3月 8日 至 2017年 4月24日 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| | 2007年 | 2008年 | | |
| 種類 | ストック・オプション | 制限付株式(*5) | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当該子会社の社外取締役 4名 | 当社グループの役員 4名及び 当社グループの従業員 94名 | 当社グループの役員 2名 | 当社グループの役員 6名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*1) | 普通株式 種類A 120,000株 | 普通株式 種類A 5,576,000株 | 普通株式 種類A 60,000株 | 普通株式 種類A 120,000株 |
| 付与日 | 2007年 9月26日 | 2008年 2月19日 | 2008年 4月30日 | 2008年 6月13日 |
| 権利確定条件 | 2008年 9月26日、2009年 9月26日および2010年 9月26日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 | 2008年 3月31日、2009年 3月31日および2010年 3月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*6) | 2009年 4月30日、2010年 4月30日および2011年 4月30日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*7) | 2008年 6月13日、2009年 6月13日および2010年 6月13日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*7) |
| 対象勤務期間 | 自 2007年 9月26日 至 2010年 9月26日 | 自 2008年 2月19日 至 2010年 3月31日 | 自 2008年 4月30日 至 2011年 4月30日 | 自 2008年 6月13日 至 2010年 6月13日 |
| 権利行使期間 | 自 2008年 9月26日 至 2017年 9月25日 | 自 2008年 3月31日 至 2018年 2月18日 | 自 2009年 4月30日 至 2018年 4月29日 | 自 2008年 6月13日 至 2018年 6月12日 |

(*1) 株数に換算して記載しております。また上記のストック・オプションは2004年 8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年 9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(*2) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 権利確定後の権利については、当該対象者の退職日から12ヶ月以上でありかつ退職年度に確定した権利の確定日から12ヶ月以上の日付をもって決定される失効日までの期間において行使することができます。

(*3) 事由に係わらず、従業員が退職した場合には、退職後3ヶ月に渡ってストック・オプションの行使または購入が認められております。付与対象者が死亡又は重要な疾患になった場合は、当該ストック・オプション契約にて定められた特定の期間の最終日または対象となるストック・オプションの権利行使期間の最終日のいずれか早い日において、未行使のストック・オプションに限り権利が消滅します。なお、従業員が自己都合で退職する場合は、未確定の権利は全て失効し、退職日後3ヶ月をもって、未行使のストックオプションは消滅します。

(*4) 既に株式は発行されておりますが、対象勤務期間に相当する期間が契約により定められており、対象勤務期間に相当する期間が経過するまでの間は、株主としての権利行使ができず、実質的にストック・オプションと相違がないため、ストック・オプションとして会計処理を行っております。なお、2007年 3月 7日に改定された権利確定条件により、普通株式合計

11,050,000株について、2007年3月9日に1,500,000株、2008年6月13日に2,210,000株、2009年6月13日に2,210,000株、2010年6月13日に2,210,000株、2011年6月13日に2,920,000株の権利が確定します。

- (*5) 既に株式は発行されておりますが、対象勤務期間に相当する期間が契約により定められており、対象勤務期間に相当する期間が経過するまでの間は、株主としての権利行使ができず、実質的にストック・オプションと相違がないため、ストック・オプションとして会計処理を行っております。
- (*6) 制限付株式の付与を受けたものが当社との契約や義務に反して退職した場合、又は自己都合により退職した場合、制限付株式に対する権利は以下のいずれか早い時点において失効します。
- 1) 書面による退職通知を従業員が提出したか受領した日
 - 2) 制限付株式の付与を受けたものが子会社の従業員である場合、予め通知された勤務期間や当該通知に代わり関連法規や一般法令において要求される給与支払期間にかかわらず、当該対象者が実際に雇用され当社や当社グループの子会社の所在地に勤務していないこととなった日
 - 3) 制限付株式の付与を受けたものが子会社の従業員である場合、当該会社が当社の子会社でないことが確定した日
- 当社による支配関係に変更がある場合には、当該変更に関わる事象や取引が完了する前に、制限付株式に対する未確定の権利は、繰上げで全て権利が確定し、当社により即時に発行されます。
- (*7) スtock・オプションの付与を受けた役員が当社との契約や義務に反して退職した場合、または自己都合により退職した場合、ストック・オプションに対する権利は、書面による退職通知をディレクターが提出又は受領した日のいずれかの早い時点において失効します。
- 当社による支配関係に変更がある場合には、当該変更に関わる事象や取引が完了する前に、ストック・オプションに対する未確定の権利は、繰上げで全て権利が確定し、当社により即時に発行されます。
- (*8) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(単位：株)

| 会社名 | 当社 | | | | |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 2005年 | 2006年 | | | |
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利確定前 | | | | | |
| 期首 | - | - | - | 8,684 | 38 |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | 3,037 | 38 |
| 権利確定 | - | - | - | 5,647 | - |
| 未確定残 | - | - | - | - | - |
| 権利確定後 | | | | | |
| 期首 | 11,110 | 5,000 | 5,000 | 14,660 | 76 |
| 権利確定 | - | - | - | 5,647 | - |
| 権利行使 | - | - | - | - | - |
| 失効 | 1,536 | - | 2,500 | 1,662 | 76 |
| 未行使残 | 9,574 | - | 2,500 | 18,645 | - |

| 会社名 | 当社 |
|-------|-------|
| 年度 | 2008年 |
| 種類 | 制限付株式 |
| 権利確定前 | |
| 期首 | - |
| 付与 | 150 |
| 失効 | 100 |
| 権利確定 | 50 |
| 未確定残 | - |
| 権利確定後 | |
| 期首 | - |
| 権利確定 | 50 |
| 制限の解除 | 50 |
| 失効 | - |
| 未行使残 | - |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | | |
|-----------------|---------------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2006年 | | 2007年 | | |
| 種類 | 制限付株式 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利確定前 | | | | | |
| 期首 | 9,550,000 | 5,001,171 | - | 90,000 | 120,000 |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | 664,081 | - | - | - |
| 権利確定 | 9,550,000 | 3,580,254 | - | 30,000 | 40,000 |
| 未確定残 | - | 756,836 | - | 60,000 | 80,000 |
| 権利確定後 | | | | | |
| 期首 | - | 2,467,556 | 221,280 | - | - |
| 権利確定 | 9,550,000 | 3,580,254 | - | 30,000 | 40,000 |
| 権利行使 又は制限の解除 | 9,550,000 | 194,662 | - | - | - |
| 失効 | - | 94,343 | 221,280 | - | - |
| 未行使残 | - | 5,758,805 | - | 30,000 | 40,000 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | |
|-------|---------------------|------------|------------|
| 年度 | 2008年 | | |
| 種類 | 制限付株式 | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利確定前 | | | |
| 期首 | - | - | - |
| 付与 | 5,576,000 | 60,000 | 120,000 |
| 失効 | 612,800 | - | - |
| 権利確定 | 2,952,400 | - | 40,008 |
| 未確定残 | 2,010,800 | 60,000 | 79,992 |
| 権利確定後 | | | |
| 期首 | - | - | - |
| 権利確定 | 2,952,400 | - | 40,008 |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | 6,000 | - | - |
| 未行使残 | 2,946,400 | - | 40,008 |

(注) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

単価情報

| 会社名 | 当社 | | | | |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2005年 | 2006年 | | | |
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利行使単価 | 49,316円 | 74,247円 | 71,844円 | 71,844円 | 71,844円 |
| 行使時平均株価 | 77,520円 | - | - | 80,556円 | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | - | - | - | - | 252.92米ドル |

| 会社名 | 当社 |
|------------------|---------|
| 年度 | 2008年 |
| 種類 | 制限付株式 |
| 権利行使単価 | - |
| 行使時平均株価 | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 16,900円 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | | | |
|------------------|---------------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度 | 2006年 | | 2007年 | | |
| 種類 | 制限付株式 | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利行使単価 | 0.001米ドル | 0.001米ドル | 5.0米ドル | 6.50米ドル | 4.39米ドル |
| 行使時平均株価 | - | 3.62米ドル | - | - | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 0.60米ドル | 0.60米ドル | 2.0808米ドル | 0.60米ドル | 1.8516米ドル |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | |
|------------------|---------------------|------------|------------|
| 年度 | 2008年 | | |
| 種類 | 制限付株式 | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 権利行使単価 | - | 1.640米ドル | 1.265米ドル |
| 行使時平均株価 | - | - | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 4.48米ドル | 1.3930米ドル | 1.5467米ドル |

(注) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

2. 連結会計年度に付与されたストック・オプションの評価単価の見積方法

連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法...ブラック・ショールズモデル、二項モデル等の方法の折衷法

ストック・オプションの主な基礎数値及び見積方法

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | |
|------------|---------------------|------------|
| 種類 | ストック・オプション | ストック・オプション |
| 株価変動性(*1) | 88% | 93% |
| 予想残存期間(*2) | 10年 | 10年 |
| 予想配当(*3) | なし | なし |
| 無リスク利率(*4) | 3.770% | 4.270% |

(*1) 1年間の株価実績に基づいて算定しております。

(*2) 権利確定日に行使されるものと推定し、対象勤務期間を予想残存期間として算定しております。

(*3) 過去の実績より、配当金の支払はないものと仮定しております。

(*4) 予想残存期間に対応する米国債の利回りであります。

(*5) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日に行使されるものと推定し、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引)

前連結会計年度(自 2007年 1月 1日 至 2007年12月31日)

1. 自社株式オプション及び自社の株式の内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプション及び自社の株式の内容

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|--|-------------------------------------|------------------------------|--------------|
| 年度 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社株式オプション | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの従業員 230名 | 当社グループの役員 2名、従業員3名 及びアドバイザー1名 | 外部の第三者 1事業体 | 外部の第三者 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式79,129.26株 | 普通株式28,168株 | 普通株式20,000株 | 普通株式2,000株 |
| 付与日(*1) | 2004年4月6日、6月17日、21日、22日、30日、7月11日、19日、8月16日、20日、12月28日および30日(*3) | 2005年7月15日、9月15日および12月15日 | 2006年2月14日 | 2006年2月14日 |
| 権利行使期間 | - | - | 自 2007年2月15日 至 2009年2月16日 | - |

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------|--|
| 年度 | 2006年 | | | 2007年 |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 外部の第三者 1基金 | 当社グループの役員 2名及び当社グループの 従業員4名 | 当社グループの役員 1名 | 当社の役員1名及び 当社の従業員145名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式1,500株 | 普通株式18,107株 | 普通株式800株 | 普通株式10,591株 |
| 付与日(*1) | 2006年7月25日 | 2006年9月6日 | 2006年9月22日 | 2007年8月31日 |
| 権利確定条件 | - | - | - | 2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 |

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|------------|--|------------|------------|
| 年度 | 2007年 | | | |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員1名 | 当社の従業員1名 | 当社の従業員1名 | 当社の元従業員1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式500株 | 普通株式3,000株 | 普通株式3,000株 | 普通株式1,463株 |
| 付与日(*1) | 2007年9月11日 | 2007年9月11日 | 2007年9月11日 | 2007年9月11日 |
| 権利確定条件 | - | 2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 | (*4) | (*5) |

| | | | | |
|-------------------|--|------------|------------|--|
| 会社名 | 当社 | | | |
| 年度 | 2007年 | | | |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの役員 3名 | 当社の従業員1名 | 当社の元従業員1名 | アドバイザー1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式1,150株 | 普通株式34株 | 普通株式2,000株 | 普通株式4,000株 |
| 付与日(*1) | 2007年9月20日 | 2007年10月5日 | 2007年11月5日 | 2007年11月5日 |
| 権利確定条件 | 2007年12月31日および 2008年12月31日にそれぞれ 2分の1の権利が確定 します。 | - | - | 2008年12月31日および 2009年12月31日にそれぞれ 2分の1の権利が確定 します。 |

| | |
|-------------------|--|
| 会社名 | 当社 |
| 年度 | 2007年 |
| 種類 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員5名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式451株 |
| 付与日(*1) | 2007年11月9日 |
| 権利確定条件 | 2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 |

| | | |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|
| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | |
| 年度 | 2006年 | |
| 種類 | 自社株式オプション | 自社株式オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当該子会社の株主 1事業体 | 外部の第三者 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式 種類A 4,099,968株 | 普通株式 種類A 630,000株 |
| 付与日(*1) | 2006年9月22日 | 2006年12月7日 |
| 権利行使期間 | 自 2006年9月22日 至 2011年9月22日 | 自 2006年12月7日 至 2011年12月7日 |

(*1) 自社の株式の付与については契約日を記載しております。

(*2) 株数に換算して記載しております。また上記の自社株式オプション及び自社の株式は2004年8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(*3) 2004年4月の取締役会において付与株式の詳細が承認決議されているものであります。

(*4) 2008年9月11日までおよび2009年9月11日まで、それぞれ1,000株ずつ株式に売却制限が付されております。

(*5) 2007年12月31日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1が譲渡可能となります。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

自社株式オプションの数

(単位:株)

| 会社名 | 当社 |
|-------|---------------|
| 年度 | 2006年 |
| 種類 | 自社株式 オプション |
| 権利確定後 | |
| 期首 | 20,000 |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | 20,000 |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | |
|-------|---------------------|---------------|
| 年度 | 2006年 | |
| 種類 | 自社株式 オプション | 自社株式 オプション |
| 権利確定後 | | |
| 期首 | 4,099,968 | 630,000 |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 4,099,968 | 630,000 |

単価情報

| 会社名 | 当社 |
|------------------|---------------|
| 年度 | 2006年 |
| 種類 | 自社株式 オプション |
| 権利行使単価 | 82,500円 |
| 行使時平均株価 | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 8.44米ドル |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | |
|------------------|---------------------|---------------|
| 年度 | 2006年 | |
| 種類 | 自社株式 オプション | 自社株式 オプション |
| 権利行使単価 | 3.659米ドル | 3.659米ドル |
| 行使時平均株価 | - | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 0.15米ドル | 0.18米ドル |

当連結会計年度(自 2008年 1月 1日 至 2008年12月31日)

1. 自社株式オプション及び自社の株式の内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプション及び自社の株式の内容

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|--|-------------------------------------|------------------------------|--------------|
| 年度 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社株式オプション | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの従業員 230名 | 当社グループの役員 2名、従業員3名 及びアドバイザー1名 | 外部の第三者 1事業体 | 外部の第三者 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式79,129.26株 | 普通株式28,168株 | 普通株式20,000株 | 普通株式2,000株 |
| 付与日(*1) | 2004年4月6日、6月17日、21日、22日、30日、7月11日、19日、8月16日、20日、12月28日および30日(*3) | 2005年7月15日、9月15日および12月15日 | 2006年2月14日 | 2006年2月14日 |
| 権利行使期間 | - | - | 自 2007年2月15日 至 2009年2月16日 | - |

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------|--|
| 年度 | 2006年 | | | 2007年 |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 外部の第三者 1基金 | 当社グループの役員 2名及び当社グループの 従業員4名 | 当社グループの役員 1名 | 当社の役員1名及び 当社の従業員145名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式1,500株 | 普通株式18,107株 | 普通株式800株 | 普通株式10,591株 |
| 付与日(*1) | 2006年7月25日 | 2006年9月6日 | 2006年9月22日 | 2007年8月31日 |
| 権利確定条件 | - | - | - | 2007年12月31日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*7) |

| 会社名 | 当社 | | | |
|-------------------|------------|--|------------|------------|
| 年度 | 2007年 | | | |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員1名 | 当社の従業員1名 | 当社の従業員1名 | 当社の元従業員1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式500株 | 普通株式3,000株 | 普通株式3,000株 | 普通株式1,463株 |
| 付与日(*1) | 2007年9月11日 | 2007年9月11日 | 2007年9月11日 | 2007年9月11日 |
| 権利確定条件 | - | 2007年12月31日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 | (*4) | (*5) |

| | | | | |
|-------------------|--|------------|------------|--|
| 会社名 | 当社 | | | |
| 年度 | 2007年 | | | |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社グループの役員 3名 | 当社の従業員1名 | 当社の元従業員1名 | アドバイザー1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式1,150株 | 普通株式34株 | 普通株式2,000株 | 普通株式4,000株 |
| 付与日(*1) | 2007年9月20日 | 2007年10月5日 | 2007年11月5日 | 2007年11月5日 |
| 権利確定条件 | 2007年12月31日および 2008年12月31日にそれぞれ 2分の1の権利が確定 します。 | - | - | 2008年12月31日および 2009年12月31日にそれぞれ 2分の1の権利が確定 します。(*8) |

| | | |
|-------------------|--|-------------------|
| 会社名 | 当社 | |
| 年度 | 2007年 | 2008年 |
| 種類 | 自社の株式 | 自社の株式 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員5名 | 当社グループの元従業員 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式451株 | 普通株式116株 |
| 付与日(*1) | 2007年11月9日 | 2008年5月14日 |
| 権利確定条件 | 2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 | - |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | |
| 年度 | 2006年 | | 2008年 |
| 種類 | 自社株式オプション | 自社株式オプション | 自社株式オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当該子会社の株主 1事業体 | 外部の第三者 1名 | コンサルタント 1名 |
| 目的となる株式の種類及び数(*2) | 普通株式 種類A 4,099,968株 | 普通株式 種類A 630,000株 | 普通株式 種類A 400,000株 |
| 付与日(*1) | 2006年9月22日 | 2006年12月7日 | 2008年4月1日 |
| 権利行使期間 | 自 2006年9月22日 至 2011年9月22日 | 自 2006年12月7日 至 2011年12月7日 | 自 2008年12月31日 至 2011年12月31日 |

(*1) 自社の株式の付与については契約日を記載しております。

(*2) 株数に換算して記載しております。また上記の自社株式オプション及び自社の株式は2004年8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(*3) 2004年4月の取締役会において付与株式の詳細が承認決議されているものであります。

(*4) 2008年9月11日までおよび2009年9月11日まで、それぞれ1,000株ずつ株式に売却制限が付されております。

(*5) 2007年12月31日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1が譲渡可能となります。

(*6) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

(*7) 2008年12月26日、全ての制限付株式の権利保有者に対して、一株当たり60.90米ドルの現金買取を提案しました。1,967株の権利未確定株式については、当該権利は行使されました。

(*8) 2009年12月31日に権利確定されるべき2,000株式は、2008年12月31日において早期に権利確定されました。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

自社株式オプションの数

(単位:株)

| 会社名 | 当社 |
|-------|---------------|
| 年度 | 2006年 |
| 種類 | 自社株式 オプション |
| 権利確定後 | |
| 期首 | 20,000 |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 解除 | 20,000 |
| 未行使残 | - |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | |
|-------|---------------------|---------------|-----------|
| 年度 | 2006年 | | 2008年 |
| 種類 | 自社株式 オプション | 自社株式 オプション | 自社株式オプション |
| 権利確定後 | | | |
| 期首 | 4,099,968 | 630,000 | - |
| 権利確定 | - | - | 140,000 |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 4,099,968 | 630,000 | 140,000 |

(注) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

単価情報

| 会社名 | 当社 |
|------------------|---------------|
| 年度 | 2006年 |
| 種類 | 自社株式 オプション |
| 権利行使単価 | 82,500円 |
| 行使時平均株価 | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 8.44米ドル |

| 会社名 | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド | | |
|------------------|---------------------|---------------|-----------|
| 年度 | 2006年 | | 2008年 |
| 種類 | 自社株式 オプション | 自社株式 オプション | 自社株式オプション |
| 権利行使単価 | 3.659米ドル | 3.659米ドル | 1.3250米ドル |
| 行使時平均株価 | - | - | - |
| 公正な評価単価 (付与日) | 0.15米ドル | 0.18米ドル | 0.9663米ドル |

(注) 2008年12月31日において、新華ファイナンス・メディア・リミテッドは連結子会社から持分法適用関連会社に変更されております。

(税効果会計関係)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (2007年12月31日) | | 当連結会計年度 (2008年12月31日) | |
|--|---------|--|--------|
| 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) | | 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) | |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,867 | 税務上の繰越欠損金 | 9,405 |
| | (170) | | (856) |
| 貸倒引当金 | 62 | 貸倒引当金 | 65 |
| | (6) | | (6) |
| 未払費用 | 118 | 未払費用 | 446 |
| | (11) | | (41) |
| その他 | 351 | その他 | 327 |
| | (32) | | (30) |
| 繰延税金資産小計 | 2,397 | 繰延税金資産小計 | 10,243 |
| | (218) | | (932) |
| 評価性引当額 | 2,188 | 評価性引当額 | 10,239 |
| | (199) | | (932) |
| 繰延税金資産合計 | 209 | 繰延税金資産合計 | 3 |
| | (19) | | (0) |
| (繰延税金負債) | | (繰延税金負債) | |
| 子会社の連結開始時の時価評価による簿価修正額 | 11,719 | 子会社の連結開始時の時価評価による簿価修正額 | 158 |
| | (1,067) | | (14) |
| その他 | 103 | その他 | 47 |
| | (9) | | (4) |
| 繰延税金負債合計 | 11,822 | 繰延税金負債合計 | 206 |
| | (1,076) | | (19) |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 11,613 | 繰延税金資産(負債)の純額 | 202 |
| | (1,057) | | (18) |
| 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 | | 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 | |
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 20 | 流動資産 - 繰延税金資産 | - |
| | (2) | | (-) |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 189 | 固定資産 - 繰延税金資産 | - |
| | (17) | | (-) |
| 流動負債 - 繰延税金負債 | - | 流動負債 - 繰延税金負債 | - |
| | (-) | | (-) |
| 固定負債 - 繰延税金負債 | 11,822 | 固定負債 - 繰延税金負債 | 202 |
| | (1,076) | | (18) |

| 前連結会計年度 (2007年12月31日) | 当連結会計年度 (2008年12月31日) |
|--|--|
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 17.5% | 法定実効税率 16.5% |
| (調整) | (調整) |
| 永久に損金に算入されない項目 58.4% | 永久に損金に算入されない項目 16.6% |
| 永久に益金に算入されない項目 98.6% | 永久に益金に算入されない項目 0.2% |
| 未認識税務利益 1.9% | 連結子会社との税率の差異 2.0% |
| 連結子会社との税率の差異 6.2% | その他 0.2% |
| その他 29.7% | 税効果会計適用後の法人税率等の負担率 2.1% |
| 税効果会計適用後の法人税率等の負担率 15.0% | |

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

パーチェス法関係

1 概要

当社及び当社子会社は、2007年1月4日にキネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッド、2007年6月4日にマルチ・インタラクティブ・コミュニケーション・リミテッド、2007年6月11日に広州声色エンターテインメント・アンド・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド、2007年6月11日に上海声色マーケティング・サービス・カンパニー・リミテッド、2007年7月2日にグッド・スピード・ホールディングス・リミテッド、2007年11月27日にプロフィットタウン・デベロップメント・リミテッドの株式・持分をそれぞれ100%、2007年3月12日に上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッドの株式を80%、2007年11月13日に北京パースペクティブ・オリエン特・ムービー・アンド・テレビジョン・インターメディアリー・カンパニー・リミテッドの株式を49%、2007年8月22日にスモール・ワールド・テレビジョン・リミテッドの持分を70%取得いたしました。

2 企業結合の法的形式

株式・持分の取得

3 株式譲渡契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計方針

条件付取得対価の内容

マルチ・インタラクティブ・コミュニケーション・リミテッド、広州声色エンターテインメント・アンド・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド、グッド・スピード・ホールディングス・リミテッド、プロフィットタウン・デベロップメント・リミテッド及び上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッドの株式・持分取得に関しては、取得した企業において契約に定められた当期純利益金額・EBITDAが一定基準を超過した場合、支払の追加をする可能性があります。

会計方針

上記支払によるのれんの増加分につきましては株式・持分の取得の時期に支払ったとみなして取得価格を修正し、のれんの金額およびのれんの償却額を修正することとしております。

4 取得原価の配分

キネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッド、マルチ・インタラクティブ・コミュニケーション・リミテッド、プロフィットタウン・デベロップメント・リミテッド、上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッド、北京パースペクティブ・オリエン・ムービー・アンド・テレビジョン・インターメディアリー・カンパニー・リミテッド及びスモール・ワールド・テレビジョン・リミテッドの株式・持分の取得に関しては、当連結会計年度末において時価評価が未了であるので、取得原価の配分が完了しておりません。そのため連結財務諸表作成時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

当連結会計年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

パーチェス法関係

1 取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

前連結会計年度に取得したキネティック・インフォメーション・システム・サービス・リミテッド、上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッド、イースト・アラリアンス・リミテッド、広州声色コミュニケーション・カンパニー・リミテッド、上海声色マーケティング・サービス・カンパニー・リミテッド、北京パースペクティブ・オリエン・ムービー・アンド・テレビジョン・インターメディア・カンパニー・リミテッド、JCBNカンパニー・リミテッド及びプロフィットタウン・デベロップメント・リミテッドの株式の取得に関しては、前連結会計年度末において時価評価が未了であったため、取得原価の配分が完了しておりませんでした。

当連結会計期間における取得原価の配分の見直しによるのれんの修正額は、次の通りです。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 修正科目 | のれんの修正額 |
|--------|---------|
| 無形固定資産 | 5,548 |
| | (505) |
| 繰延税金負債 | 1,503 |
| | (137) |
| 合計 | 4,045 |
| | (368) |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自2007年1月1日至2007年12月31日)

(単位:千ドル、括弧内は百万円)

| | 金融情報配信 事業 | メディア事業 | 計 | 消去又は全社 | 連結 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|
| 売上高及び営業損益 | | | | | |
| 売上高 | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上 高 | 122,900 (11,188) | 134,776 (12,269) | 257,676 (23,456) | - (-) | 257,676 (23,456) |
| (2) セグメント間の内部売 上高又は振替高 | 42 (4) | 62 (6) | 105 (10) | 105 (10) | - (-) |
| 計 | 122,942 (11,191) | 134,839 (12,274) | 257,781 (23,466) | 105 (10) | 257,676 (23,456) |
| 営業費用 | 133,308 (12,135) | 128,174 (11,668) | 261,482 (23,803) | 9,267 (844) | 270,749 (24,646) |
| 営業利益又は営業損失 () | 10,366 (944) | 6,665 (607) | 3,701 (337) | 9,372 (853) | 13,073 (1,190) |
| 資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出 | | | | | |
| 資産 | 328,201 (29,876) | 638,897 (58,159) | 967,099 (88,035) | - (-) | 967,099 (88,035) |
| 減価償却費 | 5,848 (532) | 15,434 (1,405) | 21,282 (1,937) | - (-) | 21,282 (1,937) |
| 減損損失 | 6,592 (600) | - (-) | 6,592 (600) | - (-) | 6,592 (600) |
| 資本的支出 | 22,562 (2,054) | 107,666 (9,801) | 130,227 (11,855) | - (-) | 130,227 (11,855) |

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、売上集計区分をベースに、事業の種類・性質の類似性を勘案して区分しております。

2 事業の内容

(1) 金融情報配信事業: マーケット指標、金融ニュース、信用格付、IR

(2) メディア事業: 新聞及び雑誌の出版、テレビ事業及び同事業に対するコンサルティング、広告業等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用9,267千ドル(844百万円)の主なものは、親会社の管理部門に係る費用であります。

4 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、マーケット指標、金融ニュース、信用格付、IR、メディア及び広告サービスなど、金融関連の情報及びサービスの提供を単一事業として認識しておりましたが、「金融情報配信事業」「メディア事業」の2事業に区分して表示する方法に変更しております。

これは、当期に当社の連結子会社である新華ファイナンス・メディア・リミテッドが米国のNASDAQグローバル・マーケットへ上場したこと、及び当下期においてメディア事業会社を対象とした企業買収の増加により当社グループにおけるメディア事業が拡大したことに伴い、より事業の実態を適正に開示するため事業区分の見直しを行い、メディア事業を独立したセグメントとしたものであります。

なお、当中間連結会計期間まで単一事業に含まれていたメディア事業の前連結会計年度及び当中間連結会計期間におけるセグメント情報は下記のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内の数字は百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2006年1月1日 至 2006年12月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2007年1月1日 至 2007年6月30日) |
|-----------------------|---|--|
| 売上高 | | |
| 外部顧客に対する売上高 | 59,573 (5,423) | 45,639 (4,155) |
| セグメント間の内部売上高及 び振替高 | - (-) | - (-) |
| 計 | 59,573 (5,423) | 45,639 (4,155) |
| 営業費用 | 56,976 (5,187) | 46,291 (4,214) |
| 営業利益又は営業損失() | 2,597 (236) | 652 (59) |
| 資産 | 384,553 (35,006) | - (-) |
| 減価償却費 | 5,950 (542) | - (-) |
| 資本的支出 | 328,751 (29,926) | - (-) |

当連結会計年度(自 2008年 1月 1日 至 2008年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 金融情報配信 事業 | メディア事業 | 計 | 消去又は全社 | 連結 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 売上高及び営業損益 | | | | | |
| 売上高 | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上 高 | 93,320 (8,495) | 186,031 (16,934) | 279,351 (25,429) | - (-) | 279,351 (25,429) |
| (2) セグメント間の内部売 上高又は振替高 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 計 | 93,320 (8,495) | 186,031 (16,934) | 279,351 (25,429) | - (-) | 279,351 (25,429) |
| 営業費用 | 100,788 (9,175) | 212,012 (19,299) | 312,799 (28,474) | 11,389 (1,037) | 324,188 (29,511) |
| 営業利益又は営業損失 () | 7,468 (680) | 25,981 (2,365) | 33,449 (3,045) | 11,389 (1,037) | 44,838 (4,082) |
| 資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出 | | | | | |
| 資産 | 216,113 (19,673) | - (-) | 216,113 (19,673) | - (-) | 216,113 (19,673) |
| 減価償却費 | 3,384 (308) | 21,235 (1,933) | 24,619 (2,241) | - (-) | 24,619 (2,241) |
| 減損損失 | 39,148 (3,564) | 164,555 (14,979) | 203,703 (18,543) | - (-) | 203,703 (18,543) |
| 資本的支出 | 5,188 (472) | 19,640 (1,788) | 24,828 (2,260) | - (-) | 24,828 (2,260) |

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、売上集計区分をベースに、事業の種類・性質の類似性を勘案して区分しております。

2 事業の内容

(1) 金融情報配信事業: マーケット指標、金融ニュース、信用格付、IR

(2) メディア事業: 新聞及び雑誌の出版、テレビ事業及び同事業に対するコンサルティング、広告業等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用11,389千米ドル(1,037百万円)の主なものは、親会社の管理部門に係る費用であります。

4 当連結会計年度において、メディア事業を行っていた新華ファイナンス・メディア・リミテッド及びその子会社は連結の範囲から除外され、持分法適用関会社となっております。なお、当連結会計年度末を支配解消日としているため、メディア事業に係る資産のみ除外しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 日本 | アジア | 北米 | その他の 地域 | 計 | 消去又は 全社 | 連結 |
|-----------------------|----------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 売上高及び営業損益 | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 637 (58) | 162,202 (14,765) | 94,689 (8,620) | 148 (13) | 257,676 (23,456) | - (-) | 257,676 (23,456) |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | - (-) | 11,048 (1,006) | 1,618 (147) | 4,840 (441) | 17,506 (1,594) | 17,506 (1,594) | - (-) |
| 計 | 637 (58) | 173,250 (15,771) | 96,307 (8,767) | 4,988 (454) | 275,182 (25,050) | 17,506 (1,594) | 257,676 (23,456) |
| 営業費用 | 1,133 (103) | 163,672 (14,899) | 104,611 (9,523) | 18,046 (1,643) | 287,463 (26,168) | 16,715 (1,522) | 270,749 (24,646) |
| 営業利益又は営業損失 () | 496 (45) | 9,577 (872) | 8,304 (756) | 13,059 (1,189) | 12,282 (1,118) | 791 (72) | 13,073 (1,190) |
| 資産 | 170 (15) | 790,662 (71,974) | 164,173 (14,945) | 12,094 (1,101) | 967,099 (88,035) | - (-) | 967,099 (88,035) |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国

(3) その他の地域.....イギリス、英領西インド諸島等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

当連結会計年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 日本 | アジア | 北米 | その他の 地域 | 計 | 消去又は 全社 | 連結 |
|-----------------------|-------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 売上高及び営業損益 | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 468 (43) | 220,151 (20,040) | 58,693 (5,343) | 39 (4) | 279,351 (25,429) | - (-) | 279,351 (25,429) |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | - (-) | 7,582 (690) | 1,222 (111) | 2,238 (204) | 11,042 (1,005) | 11,042 (1,005) | - (-) |
| 計 | 468 (43) | 227,734 (20,731) | 59,915 (5,454) | 2,277 (207) | 290,393 (26,434) | 11,042 (1,005) | 279,351 (25,429) |
| 営業費用 | 843 (77) | 253,559 (23,081) | 65,431 (5,956) | 15,839 (1,442) | 335,672 (30,556) | 11,483 (1,045) | 324,188 (29,511) |
| 営業利益又は営業損失 () | 375 (34) | 25,825 (2,351) | 5,516 (502) | 13,562 (1,235) | 45,279 (4,122) | 441 (40) | 44,838 (4,082) |
| 資産 | 675 (61) | 114,904 (10,460) | 14,005 (1,275) | 86,529 (7,877) | 216,113 (19,673) | - (-) | 216,113 (19,673) |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国

(3) その他の地域.....イギリス、英領西インド諸島等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | アジア | 北米 | ヨーロッパ | その他の地域 | 計 |
|-----------------------|---------------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------------|
| 海外売上高 | 157,154 (14,306) | 72,618 (6,610) | 20,935 (1,906) | 3,426 (312) | 254,133 (23,134) |
| 連結売上高 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 257,676 (23,456) |
| 連結売上高に占める海外 売上高の割合 | 61.0% | 28.2% | 8.1% | 1.3% | 98.6% |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | アジア | 北米 | ヨーロッパ | その他の地域 | 計 |
|-----------------------|---------------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------------|
| 海外売上高 | 215,566 (19,623) | 42,774 (3,894) | 16,057 (1,462) | 2,254 (205) | 276,651 (25,184) |
| 連結売上高 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 279,351 (25,429) |
| 連結売上高に占める海外 売上高の割合 | 77.2% | 15.3% | 5.7% | 0.8% | 99.0% |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 2007年 1月 1日 至 2007年12月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 事業の内容 又は職 業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------|--------------|-----------------|-------------------|-------------------------------|------------|------------------|------------------|------------------|----|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 役員が議決権の過半数を所有している会社 | SBI USA, LLC | California, USA | 投資アドバイザーサービス | - | 役員 1名 | フィナンシャルアドバイザーの享受 | マネジメントサービスフィーの支払 | 60千米ドル (5百万円) | - | - |

(注) 取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度(自 2008年 1月 1日 至 2008年12月31日)

役員及び個人主要株主等

| 属性 | 氏名 | 住所 | 事業の内容 又は職 業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|------------|-------|-------------------|-------------------------------|------------|------------|-------|-----------------------|-----|-----------------------|
| | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 役員 | Fredy Bush | 上海 中国 | 幹部 | (被所有) 直接 0.03% 間接 4.52% | - | - | 債権の買取 | 3,300千米ドル (300百万円) | 未払金 | 3,300千米ドル (300百万円) |

(注) 上記「取引の内容」に記載した債権に対しては、回収見込額まで貸倒引当金を計上しております。

(1株当たり情報)

(単位:米ドル、括弧内は円)

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|------------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 348.24 (31,700.29) | 75.15 (6,840.90) |
| 1株当たり当期純利益又は純 損失() | 23.33 (2,123.73) | 212.89 (19,379.08) |
| 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 | 23.24 (2,115.54) | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純 利益については、1株当たり当期純損失 であるため記載しておりません。 |

1株当たり当期純利益又は純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益又は純損失 () | 23,497 (2,139) | 268,322 (24,425) |
| 普通株主に帰属しない金額 | - (-) | - (-) |
| 普通株式に係る当期純利益 又は純損失() | 23,497 (2,139) | 268,322 (24,425) |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 1,007,036.74 | 1,260,396.77 |
| 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 | | |
| 当期純利益調整額 | - (-) | - (-) |
| 普通株式増加数(株) (うち新株予約権) | 3,857.94 (3,857.94) | - (-) |
| 希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の金額の算定に含め なかった潜在株式の概要 | 連結子会社である新華ファイナンス・メ ディア・リミテッドが発行した新株予約 権 6種類(新株予約権の目的となる株 式の数 12,649,956株)、制限付株式 1 種類(株式の数 9,550,000株) | 当社が発行した新株予約権 5種類(新 株予約権の目的となる株式の数 36,217 株)、制限付株式 6種類(株式の数 6,937株) 関連会社である新華ファイナンス・メ ディア・リミテッドが発行した新株予約 権 8種類(新株予約権の目的となる株 式の数 12,019,631株)、制限付株式 2 種類(株式の数 4,957,200株) |

(重要な後発事象)

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|--|
| <p>連結子会社の転換権付優先株式発行について 当社の連結子会社である新華ファイナンス・メディア・リミテッドは、米国ユーカイパ・カンパニーズ(以下「ユーカイパ社」)に対し総額30万米ドルの転換権付優先株式を発行することで2008年2月19日に合意いたしました。</p> <p>全ての優先株式が普通株式に転換された場合、ユーカイパ社は2007年9月に取得した新華ファイナンス・メディア・リミテッドの25.7百万米ドル相当の普通株式とあわせて、発行済み株式総数の12%を保有することとなります。</p> <p>優先株式は普通株式への転換後ベースで議決権が付与されています。</p> <p>1年間のロックアップ期間後、ユーカイパ社はいつでも優先株式を普通株式または米国預託株式(ADS)に転換することができます。</p> <p>ユーカイパ社に対して年率8%で現金もしくは新華ファイナンス・メディアの普通株式(新華ファイナンス・メディアが選択できます)が支払われます。</p> <p>ユーカイパ社は取得した株式のうち50%以上を保有している限り、新華ファイナンス・メディアに取締役を1名指名する権利があります。</p> <p>転換権付優先株式の概要は以下の通りです。</p> <p>(1) 株式の種類 転換権付優先株式 (2) 転換権付優先株式の発行数 300,000株 (3) 1株当たり払込金額 USD100.00 (4) 払込金額の総額 30百万米ドル (5) 払込日 2008年2月29日 (6) 転換価格 普通株式1株当たり USD3.00 (2008年2月15日 NASDAQ市場のADS終値 に31%のプレミアムを 合算した調整額。)</p> | <p>1. マーケット・ニュース・インターナショナル・インクの売却について 当社グループは、マーケット・ニュース・インターナショナル・インク(以下“MNI”)の全株式を2009年1月26日に売却いたしました。なお、売却前の当社の持分比率は100%であります。</p> <p>(1) 売却の理由 当社グループが強みとする中国の金融情報事業に経営資源を集中させることにより株主価値の向上を図るという戦略的決定により、売却することと致しました。</p> <p>(2) 売却先 ジャスミン・アクイジション・カンパニー</p> <p>(3) MNIの概要 所在地：ニューヨーク，米国 事業：金融情報を収集作成し、グローバルの債券市場および外国為替市場向け金融情報の提供。 当社との取引内容：該当事項なし</p> <p>(4) 売却の概要 売却株数：100,000株(100%) 売却価格：現金10百万米ドル</p> |

| 前連結会計年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---|--|
| | <p>2. 上海ファー・イースト・クレジット・レイティングの売却について</p> <p>2009年1月23日に、当社グループは上海ファー・イースト・クレジット・レイティング(以下“SFE”)の全株式を売却致しました。なお、当社の持株比率は50%であります。</p> <p>(1) 売却の理由</p> <p>中国における現在の経済状況及び未だ発展途上にある格付制度の影響により、同国の債券市場の進展は当社の予想する水準に達しておりません。このような状況を鑑み、当社はSFEに対する投資から撤退し、経営資源を金融情報事業に集中することと致しました。</p> <p>(2) 売却先</p> <p>上海東興投資控股發展会社</p> <p>(3) SFEの概要</p> <p>所在地：上海 中国</p> <p>事業：ローカル評価の提供</p> <p>当社との取引内容：該当事項なし</p> <p>(4) 売却の概要</p> <p>売却株数：15,000,000株(50%)</p> <p>売却価格：現金5.9百万米ドル</p> <p>3. 社債の買入償還について</p> <p>2009年2月6日の取締役会において、優先保証付社債(以下「本社債」といいます)の一部を買入償還することを決議し、2009年3月11日において当該買入償還を完了いたしました。</p> <p>(1) 目的</p> <p>本社債の償還により、長期債務を減少させるため</p> <p>(2) 買入償還日：</p> <p>2009年3月11日</p> <p>(3) 買入償還額</p> <p>38,943千米ドル</p> <p>(4) 買入償還金額</p> <p>額面価額の100%</p> <p>(5) 本社債の概要</p> <p>発行日：2006年11月21日</p> <p>償還期限：2011年11月20日</p> <p>社債総額：100,000千米ドル</p> <p>利率：10%</p> <p>2008年12月31日現在の未償還残高：</p> <p>51,261千米ドル</p> <p>(6) 社債の減少による支払利息の年間減少見込額：</p> <p>3,894千米ドル</p> <p>なお、本社債の買入償還資金につきましては、当社のグループ会社の株式を売却することにより充たいたしました。</p> |

連結附属明細表

【社債明細表】

(単位：千円ドル、括弧内は百万円)

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 前期末残高 | 当期末残高 | 利率(%) | 担保 | 償還期限 |
|----------------|--------|------------|-------------------|-------------------|-------|----|------------|
| 新華ファイナンス・リミテッド | ドル建優先債 | 2006/11/21 | 99,265 (9,036) | 50,982 (4,641) | 10% | なし | 2011/11/20 |
| 合計 | - | - | 99,265 (9,036) | 50,982 (4,641) | - | - | - |

連結決算日後5年間の償還予定額

| 1年以内 | 2年以内 | 3年以内 | 4年以内 | 5年以内 |
|-------------------|----------|----------------|----------|----------|
| 41,474 (3,775) | - (-) | 9,508 (866) | - (-) | - (-) |

【借入金等明細表】

(単位：千円ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 前期末残高 | 当期末残高 | 平均利率(%) | 返済期限 |
|--------------------|-------------------|-------------------|---------|-------------|
| 短期借入金 | 50,130 (4,563) | 16,208 (1,475) | 7.31% | - |
| 1年内返済の長期借入金 | 484 (44) | - (-) | - | - |
| 長期借入金(1年内返済のものを除く) | 1,234 (112) | - (-) | - | - |
| その他の有利子負債 | | | | |
| リース債務(1年以内返済予定) | 66 (6) | 9 (1) | 1.83% | - |
| リース債務(1年超返済予定) | 27 (2) | 4 (0) | 1.83% | 2010年~2011年 |
| 合計 | 51,940 (4,728) | 16,221 (1,477) | - | - |

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年内返済のものを除く)の前期末残高は、当連結会計年度中に連結の範囲から除外した会社のもの
であります。

3 リース債務(1年超返済予定)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| その他の有利子負債 (リース債務) | 4 (0) | 0 (0) | - (-) | - (-) |

(2)【財務諸表等】

貸借対照表

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2007年12月31日) | | 当事業年度 (2008年12月31日) | |
|-----------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | | 5,383 (490) | | 1,920 (175) | |
| 短期貸付金 | 5 | 272 (25) | | 1,792 (163) | |
| 預け金 | | 4,600 (419) | | - (-) | |
| その他 | 3,5 | 664 (60) | | 955 (87) | |
| 流動資産合計 | | 10,919 (994) | 2.3 | 4,667 (425) | 1.6 |
| 固定資産 | | | | | |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 関係会社株式 | 2 | 450,276 (40,989) | | 283,149 (25,775) | |
| 関係会社長期貸付金 | | 10,789 (982) | | - (-) | |
| その他 | 3 | 378 (34) | | - (-) | |
| 関係会社投資損失引当 金 | | 7,641 (696) | | - (-) | |
| 投資その他の資産合 計 | | 453,802 (41,310) | 97.0 | 283,149 (25,775) | 98.0 |
| 固定資産合計 | | 453,802 (41,310) | 97.0 | 283,149 (25,775) | 98.0 |
| 繰延資産 | | | | | |
| 社債発行費 | | 3,009 (274) | | 1,140 (104) | |
| 繰延資産合計 | | 3,009 (274) | 0.7 | 1,140 (104) | 0.4 |
| 資産合計 | | 467,731 (42,578) | 100.0 | 288,956 (26,304) | 100.0 |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2007年12月31日) | | 当事業年度 (2008年12月31日) | |
|--------------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 1年内償還予定の社債 | | - (-) | | 41,474 (3,775) | |
| 未払金 | 3 | 76,517 (6,965) | | 178,047 (16,208) | |
| 未払費用 | | 809 (74) | | 581 (53) | |
| 役員に対する未払金 | | - (-) | | 3,300 (300) | |
| 関係会社株式取得に係る 未払金 | 1 | 33,366 (3,037) | | - (-) | |
| 流動負債合計 | | 110,692 (10,076) | 23.7 | 223,402 (20,336) | 77.3 |
| 固定負債 | | | | | |
| 社債 | | 99,265 (9,036) | | 9,508 (866) | |
| 長期未払金 | | - (-) | | 1,667 (152) | |
| デリバティブ負債 | | 16,729 (1,523) | | - (-) | |
| 固定負債合計 | | 115,994 (10,559) | 24.8 | 11,175 (1,017) | 3.9 |
| 負債合計 | | 226,686 (20,635) | 48.5 | 234,576 (21,353) | 81.2 |

(単位:千円、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2007年12月31日) | | 当事業年度 (2008年12月31日) | |
|------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額 | 構成比 (%) | 金額 | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | 2,649 (241) | 0.6 | 3,810 (347) | 1.3 |
| 資本剰余金 | | | | | |
| 資本準備金 | | 353,730 (32,200) | | 377,778 (34,389) | |
| 資本剰余金合計 | | 353,730 (32,200) | 75.6 | 377,778 (34,389) | 130.7 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 97,616 (8,886) | | 301,794 (27,472) | |
| 利益剰余金合計 | | 97,616 (8,886) | 20.9 | 301,794 (27,472) | 104.4 |
| 株主資本合計 | | 258,762 (23,555) | 55.3 | 79,794 (7,264) | 27.6 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| 繰延ヘッジ損益 | | 7,361 (670) | | - (-) | |
| 為替換算調整勘定 | 4 | 13,230 (1,204) | | 27,212 (2,477) | |
| 評価・換算差額等合計 | | 20,591 (1,874) | 4.4 | 27,212 (2,477) | 9.4 |
| 新株予約権 | | 2,874 (262) | 0.6 | 1,797 (164) | 0.6 |
| 純資産合計 | | 241,045 (21,942) | 51.5 | 54,379 (4,950) | 18.8 |
| 負債純資産合計 | | 467,731 (42,578) | 100.0 | 288,956 (26,304) | 100.0 |

損益計算書

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | | | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | | |
|------------|----------|---|-------------------|------------|---|-------------------|------------|
| | | 金額 | | 百分比 (%) | 金額 | | 百分比 (%) |
| 売上高 | 1 | | 4,288 (390) | 100.0 | | 2,872 (261) | 100.0 |
| 売上原価 | | | | | | | |
| 関係会社管理費用 | 1 | 6,717 (611) | 6,717 (611) | 156.7 | 4,437 (404) | 4,437 (404) | 154.5 |
| 売上総損失 | | | 2,429 (221) | 56.7 | | 1,565 (142) | 54.5 |
| 販売費及び一般管理費 | | | | | | | |
| 役員報酬 | | 1,709 (156) | | | 4,607 (419) | | |
| 給与手当 | | 4,478 (408) | | | 2,413 (220) | | |
| 支払手数料 | | 3,079 (280) | | | 4,266 (388) | | |
| その他 | | - (-) | 9,267 (844) | 216.1 | 103 (9) | 11,389 (1,037) | 396.6 |
| 営業損失 | | | 11,696 (1,065) | 272.8 | | 12,954 (1,179) | 451.1 |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 受取利息 | 1 | 1,032 (94) | | | 819 (75) | | |
| 為替差益 | | 3,844 (350) | | | 9,679 (881) | | |
| その他 | | - (-) | 4,876 (444) | 113.7 | 141 (13) | 10,638 (968) | 370.5 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 社債利息 | | 6,995 (637) | | | 18,219 (1,658) | | |
| 社債発行費償却 | | - (-) | | | 1,869 (170) | | |
| その他 | | 788 (72) | 7,783 (708) | 181.5 | 63 (6) | 20,151 (1,834) | 701.7 |
| 経常損失 | | | 14,603 (1,329) | 340.6 | | 22,467 (2,045) | 782.3 |

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) | |
|--------------------|----------|---|-------------------|---|---------------------|
| | | 金額 | 百分比 (%) | 金額 | 百分比 (%) |
| 特別利益 | | | | | |
| 新株予約権戻入益 | | - (-) | | 876 (80) | |
| デリバティブ解約益 | | - (-) | - (-) | 4,297 (391) | 5,173 (471) |
| 特別損失 | | | | | |
| 前期損益修正損 | 3 | - (-) | | 855 (78) | |
| オプション売却損 | | - (-) | | 2,150 (196) | |
| 貸倒引当金繰入額 | | 3,765 (343) | | 4,199 (382) | |
| 関係会社株式売却損 | | 8,305 (756) | | 3,280 (299) | |
| 関係会社株式評価損 | 4 | 46,761 (4,257) | | 175,987 (16,020) | |
| 関係会社投資損失引当金 繰入額 | 2 | 7,641 (696) | | - (-) | |
| その他 | | - (-) | 66,472 (6,051) | 413 (38) | 186,884 (17,012) |
| 税引前当期純損失 | | | 81,075 (7,380) | | 204,178 (18,586) |
| 法人税、住民税及び事業税 | | - (-) | | - (-) | |
| 法人税等調整額 | | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 当期純損失 | | | 81,075 (7,380) | 1,890.8 | 204,178 (18,586) |
| | | | | | 7,110.1 |
| | | | | | 6,507.9 |
| | | | | | 180.1 |
| | | | | | 7,110.1 |
| | | | | | 1,890.8 |
| | | | | | 1,890.8 |

株主資本等変動計算書

前事業年度(自2007年1月1日至2007年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|----------------|---------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 2006年12月31日 残高 | 2,389 (217) | 302,191 (27,508) | 302,191 (27,508) | 16,542 (1,506) | 16,542 (1,506) | 288,038 (26,220) |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 14 (1) | 1,386 (126) | 1,386 (126) | - (-) | - (-) | 1,400 (127) |
| 株式の交換による増加 | 246 (22) | 50,152 (4,565) | 50,152 (4,565) | - (-) | - (-) | 50,398 (4,588) |
| 当期純損失 | - (-) | - (-) | - (-) | 81,075 (7,380) | 81,075 (7,380) | 81,075 (7,380) |
| 株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 事業年度中の変動額合計 | 260 (24) | 51,538 (4,692) | 51,538 (4,692) | 81,075 (7,380) | 81,075 (7,380) | 29,277 (2,665) |
| 2007年12月31日 残高 | 2,649 (241) | 353,730 (32,200) | 353,730 (32,200) | 97,616 (8,886) | 97,616 (8,886) | 258,762 (23,555) |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------------|
| | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2006年12月31日 残高 | - (-) | - (-) | - (-) | 15 (1) | 288,053 (26,221) |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 1,400 (127) |
| 株式の交換による増加 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 50,398 (4,588) |
| 当期純損失 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 81,075 (7,380) |
| 株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額) | 7,361 (670) | 13,230 (1,204) | 20,591 (1,874) | 2,859 (260) | 17,732 (1,614) |
| 事業年度中の変動額合計 | 7,361 (670) | 13,230 (1,204) | 20,591 (1,874) | 2,859 (260) | 47,008 (4,279) |
| 2007年12月31日 残高 | 7,361 (670) | 13,230 (1,204) | 20,591 (1,874) | 2,874 (262) | 241,045 (21,942) |

当事業年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

(単位:千米ドル,括弧内は百万円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|----------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 2007年12月31日 残高 | 2,649 (241) | 353,730 (32,200) | 353,730 (32,200) | 97,616 (8,886) | 97,616 (8,886) | 258,762 (23,555) |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 18 (2) | 1,952 (178) | 1,952 (178) | - (-) | - (-) | 1,971 (179) |
| 株式の交換による増加 | 1,143 (104) | 22,095 (2,011) | 22,095 (2,011) | - (-) | - (-) | 23,238 (2,115) |
| 当期純損失 | - (-) | - (-) | - (-) | 204,178 (18,586) | 204,178 (18,586) | 204,178 (18,586) |
| 株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,162 (106) | 24,048 (2,189) | 24,048 (2,189) | 204,178 (18,586) | 204,178 (18,586) | 178,969 (16,292) |
| 2008年12月31日 残高 | 3,810 (347) | 377,778 (34,389) | 377,778 (34,389) | 301,794 (27,472) | 301,794 (27,472) | 79,794 (7,264) |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|----------------|----------------------|
| | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2007年12月31日 残高 | 7,361 (670) | 13,230 (1,204) | 20,591 (1,874) | 2,874 (262) | 241,045 (21,942) |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 1,971 (179) |
| 株式の交換による増加 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 23,238 (2,115) |
| 当期純損失 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 204,178 (18,586) |
| 株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額) | 7,361 (670) | 13,982 (1,273) | 6,622 (603) | 1,076 (98) | 7,698 (701) |
| 事業年度中の変動額合計 | 7,361 (670) | 13,982 (1,273) | 6,622 (603) | 1,076 (98) | 186,667 (16,992) |
| 2008年12月31日 残高 | - (-) | 27,212 (2,477) | 27,212 (2,477) | 1,797 (164) | 54,379 (4,950) |

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前事業年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

該当事項はありません。

重要な会計方針

| 項目 | 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|-----------------------|---|--|
| 1 有価証券の評価基準及び 評価方法 | <p>(1) 有価証券 イ 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>□ その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価額等に基づく時価 法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。</p> | <p>(1) 有価証券 イ 子会社及び関連会社株式 同左</p> <p>□ その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> |
| 2 繰延資産の処理方法 | <p>(1) 社債発行費 償還期間にて均等償却しております。</p> | <p>(1) 社債発行費 同左</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、個別に 回収可能性を勘案し回収不能見込額を 計上することとしております。</p> <p>(2) 関係会社投資損失引当金 関係会社への投資に対し、将来発生す る可能性のある損失に備えるため、各 社の財政状態等を勘案して、必要と認 められる額を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 関係会社投資損失引当金</p> |
| 4 ヘッジ会計の方法 | <p>イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しておりま す。</p> <p>□ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...クロスカレンシース ワップ取引 ヘッジ対象...外貨建社債</p> <p>ハ ヘッジ方針 金利変動リスク及び為替変動リスク の低減のため、対象債務の範囲内で ヘッジを行っております。</p> | <p>イ ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>□ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同左</p> |

| 項目 | 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---------------------------|---|---|
| 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較して、両者の変動額の比率を基礎にして判断しております。</p> <p>財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2008年12月30日現在の東京外国為替市場における対顧客電信相場(仲値)、1米ドル=91.03円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。</p> <p>機能通貨の報告通貨への換算 外国会社である当社は、会計処理を行う通貨(以下機能通貨という)として中国元を使用しておりますが、財務報告において用いる通貨(以下報告通貨という)には米ドルを使用しております。財務諸表作成の際に行われる機能通貨から報告通貨への換算は、国際会計基準第21号に準じて、貨幣性資産及び負債については決算日の為替相場、非貨幣性資産及び負債については取引時の為替相場、収益及び費用は取引時の為替相場により換算し、換算差額は為替換算調整勘定として純資産の部に表示しております。</p> | <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>財務諸表の円換算 同左</p> <p>機能通貨の報告通貨への換算 同左</p> |

表示方法の変更

| 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---|--|
| | <p>(損益計算書) 社債発行費償却は、前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度の「社債発行費償却」の金額は、788千米ドル(72百万円)であります。</p> |

追加情報

| 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|---|
| (機能通貨の変更) 当事業年度より、主たる営業活動の源泉となる地域の変更に伴い、当社の機能通貨を米ドルから中国元に変更しております。財務諸表作成にあたっては、当社の報告通貨である米ドルへの換算を行っております。 | |

注記事項

(貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前事業年度 (2007年12月31日) | 当事業年度 (2008年12月31日) |
|--|--|
| 1 子会社株式取得対価の未払および追加的に交付される当社株式であります。株式の取得対価については、各社それぞれの今後の業績結果を加味して最終的に決定されるため、金額が変動する可能性があります。 | 1 |
| 2 子会社株式取得対価については、各社それぞれの今後の業績結果を加味して最終的に決定されるため、金額が変動する可能性があります。 | 2 |
| 3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。 | 3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。 |
| 流動資産 659 | 流動資産 955 |
| その他 (60) | その他 (87) |
| 固定資産 378 | 流動負債 174,653 |
| その他 (34) | 未払金 (15,899) |
| 流動負債 76,021 | |
| 未払金 (6,920) | |
| 4 機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を計上しております。 | 4 同左 |
| 5 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 | 5 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 |
| 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 | 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 |
| 3,765 | 4,199 |
| (343) | (382) |

(損益計算書関係)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--|--|
| 1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。 | 1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。 |
| 売上高 4,288 (390) | 売上高 2,872 (261) |
| 売上原価 6,717 (611) | 売上原価 4,437 (404) |
| 受取利息 659 (60) | 受取利息 222 (20) |
| 2 関係会社株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、健全性の観点から引当金を計上しております。 | 2 |
| 3 | 3 前期損益修正損の内容は次のとおりです。 |
| | 過年度売上高の修正 855 (78) |
| 4 | 4 関係会社株式評価損の内訳は次のとおりです。 |
| | 新華ファイナンス・メディア・リミテッド (持分法適用会社) 135,653 (12,348) |
| | 連結子会社(5社) 40,334 (3,672) |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)及び

当事業年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

事業年度末までに取得または保有している自己株式はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 2007年1月1日 至 2007年12月31日)及び

当事業年度(自 2008年1月1日 至 2008年12月31日)

当社はリース取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2007年12月31日)

関係会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(2008年12月31日)

関係会社株式で時価のあるもの

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|-------------------|-------------------|----------|
| 関連会社株式 | 15,517 (1,413) | 15,517 (1,413) | - (-) |

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (2007年12月31日) | 当事業年度 (2008年12月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(1株当たり情報)

(単位:米ドル、括弧内は円)

| 項目 | 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 230.55 (20,986.97) | 35.38 (3,220.64) |
| 1株当たり当期純損失 | 80.51 (7,328.83) | 162.00 (14,746.41) |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| 項目 | 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純損失 | 81,075 (7,380) | 204,178 (18,586) |
| 普通株主に帰属しない金額 | - (-) | - (-) |
| 普通株式に係る当期純損失 | 81,075 (7,380) | 204,178 (18,586) |
| 期中平均株式数 | 1,007,036.74 | 1,260,396.77 |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---|---|
| | <p>1. マーケット・ニュース・インターナショナル・インクの売却について</p> <p>当社は、マーケット・ニュース・インターナショナル・インク(以下“MNI”)の全株式を2009年1月26日に売却いたしました。なお、売却前の当社の持分比率は100%であります。</p> <p>(1) 売却の理由 当社が強みとする中国の金融情報事業に経営資源を集中させることにより株主価値の向上を図るという戦略的決定により、売却することと致しました。</p> <p>(2) 売却先 ジャスミン・アキュイジション・カンパニー</p> <p>(3) MNIの概要 所在地：ニューヨーク，米国 事業：金融情報を収集作成し、グローバルの債券市場および外国為替市場向け金融情報の提供。 当社との取引内容：該当事項なし</p> <p>(4) 売却の概要 売却株数：100,000株(100%) 売却価格：現金10百万米ドル</p> <p>2. 上海ファー・イースト・クレジット・レイティングの売却について</p> <p>2009年1月23日に、当社は上海ファー・イースト・クレジット・レイティング(以下“SFE”)の全株式を売却致しました。なお、当社の持株比率は50%であります。</p> <p>(1) 売却の理由 中国における現在の経済状況及び未だ発展途上にある格付制度の影響により、同国の債券市場の進展は当社の予想する水準に達しておりません。このような状況を鑑み、当社はSFEに対する投資から撤退し、経営資源を金融情報事業に集中することと致しました。</p> <p>(2) 売却先 上海東興投資控股發展会社</p> <p>(3) SFEの概要 所在地：上海 中国 事業：ローカル評価の提供 当社との取引内容：該当事項なし</p> |

| 前事業年度 (自 2007年1月1日 至 2007年12月31日) | 当事業年度 (自 2008年1月1日 至 2008年12月31日) |
|---|--|
| | <p>(4) 売却の概要 売却株数：15,000,000株(50%) 売却価格：現金5.9百万米ドル</p> |

3. 社債の買入償還について

2009年2月6日の取締役会において、優先保証付社債(以下「本社債」といいます)の一部を買入償還することを決議し、2009年3月11日において当該買入償還を完了いたしました。

(1) 目的

本社債の償還により、長期債務を減少させるため

(2) 買入償還日

2009年3月11日

(3) 買入償還額

38,943千米ドル

(4) 買入償還金額

額面価額の100%

(5) 本社債の概要

発行日：2006年11月21日

償還期限：2011年11月20日

社債総額：100,000千米ドル

利率：10%

2008年12月31日現在の未償還残高：

51,261千米ドル

(6) 社債の減少による支払利息の年間減少見込額：

3,894千米ドル

なお、本社債の買入償還資金につきましては、当社のグループ会社の株式を売却することにより充当いたしました。

附属明細表

【引当金明細表】

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 区分 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 (目的使用) | 当期減少額 (その他) | 当期末残高 |
|-------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 3,765 (343) | 4,199 (382) | 3,765 (343) | - (-) | 4,199 (382) |
| 関係会社投資損失引当金 | 7,641 (696) | - (-) | 7,641 (696) | - (-) | - (-) |
| 合計 | 11,406 (1,038) | 4,199 (382) | 11,406 (1,038) | - (-) | 4,199 (382) |

2【主な資産・負債及び収支の内容】

添付の財務書類及び財務書類に対する注記をご参照下さい。

3【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

過去5年間の米ドルと日本円の為替レートは、日本の日刊紙2紙以上に掲載されているため、省略いたします。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1【本邦における株式事務等の概況】

(1) 本邦における株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては、当社株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人は存在いたしません。実質株主によって保有されている当社株式は、株式会社証券保管振替機構（JASDEC）の外国株券等保管振替決済制度に従って、現地保管機関により香港内において、JASDEC又はそのノミニー名義で保管されております。三菱UFJ信託銀行株式会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に基づき株式事務取扱機関として指定されております。

本取引所における当社株式の取引は、買主と売主が同一の取引参加者である証券会社の顧客である場合には、原則、買主と売主の各外国証券取引口座間の振替により行われ、買主と売主が異なる証券会社の顧客である場合には、JASDECに開設した当該証券会社の口座間の振替が行われます。これらの場合には、保管機関によって香港内で保有される株式数は変わりません。

以下に記載するものは、特に、締結されているか又は締結が予定されているJASDEC及び現地保管機関間の保管契約及び保管契約に関する覚書、JASDEC、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委任に関する契約、JASDEC、配当金支払取扱銀行及び当社間の支払事務委任に関する契約、及び総合取引参加者である証券会社及び各実質株主間の外国証券取引口座約款に基づく、実質株主の配当受領権及び議決権などの権利をJASDECを通じて間接的に行使することを含む、株式保有に関する事項の概要です。

(2) 株主に対する特典

原則としてありません。

(3) 株式の譲渡制限

原則としてありません。

(4) その他株式事務に関する事項

(a) 決算日

毎年12月31日

(b) 定時株主総会

当社の定時株主総会は、2004年を除き毎年、当社の取締役会が決定する時間及び場所において開催されます。

(c) 株主名簿の閉鎖

株主に関わる外国若しくは国内又はその他の支店の名簿を含む株主名簿は、指定証券取引所の要件に従い指定された新聞又はその他の新聞において公告を行うことにより、又は指定証券取引所が認める方法により電子的に行うことによりその旨の通知がなされた後、一般的に又は種類株式に関して、当社の取締役会が定める時期又は期間（1年に30日を超えてはならない。）について閉鎖することができるものとされております。

(d) 基準日

配当、分配、割当又は発行を受ける権利を有する株主は、かかる配当、分配、割当若しくは発行につき発表又は支払等がなされる日又はかかる日の前後30日以内の、当社又は取締役が、中14日以上事前に指定証券取引所に対して行う通知により定める日における株主名簿上の登録名義人です。

配当を受領する権利を有する実質株主は、通常同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人です。

(e) 株券の種類

株主として株主名簿に氏名が記載される者は全て、株式割当の際、自己の所有する株式につき株式の種類ごとに1枚の株券を無償で受け取る権利を有し、取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用の支払を行う場合には、当該種類の1つ以上の株式につきそれぞれ複数の株券を受け取る権限を有します。複数の者により共有される株式に関しては、当社は、それに関し2枚以上の株券を発行する義務を負わないものとし、また、複数の共同保有者の1名に対する1枚の株券の交付により、共同保有者全員に対して交付したものとすることができるものといえます。

(f) 株式に関する手数料

実質株主は、外国証券取引口座約款に従って、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり年間手数料を、また特定取引の執行に関して手数料を支払う必要があります。ケイマン諸島においては、上記のとおり、株式割当の場合、株主は2枚目以降の各株券を受け取るためには取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用を支払うことが必要となります。また、株券に記載される株式の一部を譲渡する場合に、残りの株式に関わる新株券の発行を受けるためにも費用を負担することが必要となります。更に、株券が損傷若しくは汚損され、又は紛失、盗難若しくは破棄の申立があった場合、新株券の発行には、証拠及び補償に関する規定(もしあれば)に従い、また取締役会が適切と考える証拠の調査及び補償の準備のために当社が負担した経費及び合理的な自己負担費用を支払うことを前提に、取締役会が定める手数料を支払うことが必要となります。

(g) 公告を掲載する新聞

当社は、株主総会に関する株主への招集通知等の一定の事項について、日本国内で発行されている主要日刊紙に掲載して公告いたします。

2【本邦における実質株主による議決権の行使等】

(1) 実質株主による議決権の行使に関する手続

実質株主は、株主総会の招集通知等を郵便にて受領するか、又は議決権を行使するための情報も記載された日本国内で発行されている主要日刊紙における公告により株主総会等について通知されます。JASDECは、実質株主の指示がない場合には、実質株主を代理して議決権を行使いたしません。

(2) 利益の配当請求に関する手続

株式事務取扱機関は、当社から配当の支払についての通知を受領した場合は、これを実質株主に通知いたします。当社は、必要な合計額をJASDECを代理する現地保管機関に支払い、現地保管機関はこれを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、郵便為替又は直接実質株主の銀行口座に交付する、又は他の支払銀行を通じて間接的に実質株主に交付いたします。実質株主は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に記載された実質株主です。

(3) 株式の譲渡に関する手続

日本においては、実質株主は、当社株式の株券を保有せず、当社株式に関する権利を本取引所における取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、総合取引参加者である証券会社に開設された口座間の振替か又はJASDECに開設された同証券会社の口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(a) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得とみなされます。配当に関する課税は、以下のとおりです。日本国の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当については、ケイマン諸島における配当支払額からケイマン諸島又はその地方公共団体における源泉徴収税（もしあれば）が徴収された後の残高が、以下の源泉徴収税率による日本の所得税課税の対象となります。なお、平成21年1月以降、当社株式の5%未満を保有する日本の居住者たる個人は申告分離課税を選択できます。申告分離課税を選択した場合の税率は、平成22年12月までに受けるべき配当についてその年における上場株式等の配当等（租税特別措置法に定める上場株式等の配当等をいいます。）の金額の合計額が100万円以下の部分については10%（所得税7%、住民税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%、住民税5%）、平成23年1月以降に受けるべき配当については一律20%（所得税15%、住民税5%）となります。

| 配当を受けるべき期間 | 日本の法人 | 当社株式の5%以上を保有する日本の居住者たる個人 | 当社株式の5%未満を保有する日本の居住者たる個人 |
|-------------------------|--------|--------------------------|--------------------------|
| 平成21年3月まで | 所得税7% | 所得税20% | 所得税7%、住民税3% |
| 平成21年4月以降 平成22年12月まで | 所得税15% | | |
| 平成23年1月以降 | | | 所得税15%、住民税5% |

上記の配当は海外の会社から支払われるものであるため、個人株主に関しては配当控除は適用されず、法人株主の場合には配当の益金不算入が認められません。

なお、ケイマン諸島において徴収される税金がある場合には、日本国の税法に従って外国税額控除が認められる可能性があります。

(b) 売買損益

当社株式の日本における取引から生じる売買損益に対する課税は、国内会社の株式取引の売買損益課税と同様です。したがって、法人株主に該当する場合には、その譲渡損益は法人税の課税所得に含めて課税が行われます。

(c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本に居住する実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課されます。但し、一定の状況下において外国税額控除が認められる可能性があります。

(5) その他の通知及び報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社からこれを受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行います。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当ありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2008年5月12日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2008年5月12日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2008年5月26日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を2008年6月24日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2008年7月24日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2008年8月27日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2008年8月27日関東財務局長に提出。

(8) 半期報告書

金融商品取引法第24条の5第1項に基づく半期報告書を2008年9月25日関東財務局長に提出。

(9) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2009年1月14日関東財務局長に提出。

(10) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2009年1月26日関東財務局長に提出。

(11) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2009年4月7日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当ありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当ありません。

第3【指数等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書平成20年4月14日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 浅枝 芳隆 印 |
|----------------|-------|---------|

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 英司 印 |
|----------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッド及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書平成21年3月25日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 浅枝 芳隆 印 |
|----------------|-------|---------|

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 英司 印 |
|----------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッド及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書平成20年4月14日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 浅枝 芳隆 印 |
|----------------|-------|---------|

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 英司 印 |
|----------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッドの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書平成21年3月25日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中監査法人 トーマツ

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 浅枝 芳隆 印 |
|----------------|-------|---------|

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 英司 印 |
|----------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッドの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上